

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

田原市、豊橋市、豊川市、蒲郡市及び愛知県における 2020 年～2025 年の人口及び世帯数を表 3.2-1 に示す。

表 3.2-1 人口（住民基本台帳人口）及び世帯数の推移

県・市名	年	人口総数 (単位：人)	世帯数 (単位：世帯)
田原市	2020 年	61,860	22,540
	2021 年	60,895	22,413
	2022 年	60,082	22,417
	2023 年	59,596	22,831
	2024 年	58,855	23,045
	2025 年	58,270	23,641
豊橋市	2020 年	377,429	160,582
	2021 年	375,329	161,631
	2022 年	372,604	162,291
	2023 年	370,761	163,746
	2024 年	368,686	165,149
	2025 年	366,089	166,020
豊川市	2020 年	186,802	77,473
	2021 年	186,783	78,495
	2022 年	186,775	79,566
	2023 年	186,524	80,499
	2024 年	186,376	81,635
	2025 年	185,900	82,503
蒲郡市	2020 年	80,239	32,845
	2021 年	79,621	32,967
	2022 年	79,261	33,157
	2023 年	78,666	33,333
	2024 年	78,140	33,593
	2025 年	77,535	33,803
愛知県	2020 年	7,575,530	3,343,924
	2021 年	7,558,872	3,369,137
	2022 年	7,528,519	3,386,297
	2023 年	7,512,703	3,421,030
	2024 年	7,500,882	3,461,470
	2025 年	7,483,755	3,499,090

注) 人口及び世帯数は各年 1 月 1 日時点

出典) 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

(2026 年 5 月時点、総務省 HP https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/jinkou_jinkoudoutai-setaisuu.html)

(2) 産業の状況

1) 産業構造及び産業配置

田原市、豊橋市、豊川市、蒲郡市及び愛知県における 2020 年の産業別就業者数を表 3.2-2 に示す。

関係 4 市及び愛知県ともに第 3 次産業の占める割合が高く、いずれも、卸売業、小売業が高い割合となっている。なお、田原市は第 1 次産業の占める割合も高くなっており、とりわけ農業が高い割合を占めている。

表 3.2-2 産業別就業者数（2020 年 10 月 1 日時点）(1/2)

部門	大分類	田原市		豊橋市	
		(人)	(%)	(人)	(%)
第 1 次産業	農業	9,584	27.67	9,560	5.08
	林業	6	0.02	18	0.01
	漁業	393	1.13	70	0.04
第 2 次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.01	38	0.02
	建設業	1,637	4.73	13,192	7.02
	製造業	7,075	20.42	51,253	27.26
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	92	0.27	847	0.45
	情報通信業	62	0.18	1,897	1.01
	運輸業、郵便業	1,458	4.21	8,858	4.71
	卸売業、小売業	3,480	10.05	27,355	14.55
	金融業、保険業	322	0.93	3,373	1.79
	不動産業、物品賃貸業	175	0.51	2,563	1.36
	学術研究、専門・技術サービス業	363	1.05	4,922	2.62
	宿泊業、飲食サービス業	1,522	4.39	9,660	5.14
	生活関連サービス業、娯楽業	827	2.39	6,335	3.37
	教育、学習支援業	960	2.77	7,902	4.20
	医療、福祉	2,697	7.79	20,568	10.94
	複合サービス事業	567	1.64	1,341	0.71
	サービス業（他に分類されないもの）	1,503	4.34	9,524	5.07
	公務（他に分類されるものを除く）	675	1.95	3,594	1.91
分類不能の産業		1,242	3.59	5,137	2.73
第 1 次産業の合計		9,983	28.82	9,648	5.13
第 2 次産業の合計		8,714	25.15	64,483	34.30
第 3 次産業の合計		14,703	42.44	108,739	57.84
総数		34,642	100	188,007	100

表 3.2-2 産業別就業者数（2020 年 10 月 1 日時点）（2/2）

部門	大分類	豊川市		蒲郡市		愛知県	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
第 1 次産業	農業	4,625	4.79	1,556	3.81	65,256	1.81
	林業	26	0.03	3	0.01	669	0.02
	漁業	50	0.05	96	0.24	3,077	0.09
第 2 次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	25	0.03	5	0.01	454	0.01
	建設業	6,304	6.53	2,551	6.25	237,121	6.58
	製造業	29,800	30.85	12,906	31.64	898,273	24.91
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	351	0.36	130	0.32	16,795	0.47
	情報通信業	836	0.87	410	1.01	82,803	2.30
	運輸業、郵便業	4,332	4.48	1,599	3.92	203,806	5.65
	卸売業、小売業	12,450	12.89	5,762	14.13	544,769	15.11
	金融業、保険業	1,496	1.55	689	1.69	68,635	1.90
	不動産業、物品賃貸業	1,082	1.12	468	1.15	68,357	1.90
	学術研究、専門・技術サービス業	1,980	2.05	924	2.27	124,347	3.45
	宿泊業、飲食サービス業	4,289	4.44	2,603	6.38	186,696	5.18
	生活関連サービス業、娯楽業	3,255	3.37	1,438	3.53	112,863	3.13
	教育、学習支援業	3,592	3.72	1,429	3.50	160,435	4.45
	医療、福祉	11,104	11.49	4,095	10.04	401,683	11.14
	複合サービス事業	854	0.88	427	1.05	21,628	0.60
	サービス業（他に分類されないもの）	4,523	4.68	2,018	4.95	215,802	5.99
	公務（他に分類されるものを除く）	3,587	3.71	885	2.17	88,966	2.47
分類不能の産業		2,045	2.12	795	1.95	103,003	2.86
第 1 次産業の合計		4,701	4.87	1,655	4.06	69,002	1.91
第 2 次産業の合計		36,129	37.40	15,462	37.91	1,135,848	31.50
第 3 次産業の合計		53,731	55.62	22,877	56.09	2,297,585	63.73
総数		96,606	100	40,789	100	3,605,438	100

注）統計数値については、小数第 2 位で四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典）「令和 2 年国勢調査 就業状態等基本集計」

（2026 年 5 月時点、総務省統計局 HP <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001125103&cycle=0> ）

2) 生産品目、生産量及び生産額

(a) 農業

田原市、豊橋市、豊川市及び蒲郡市における 2023 年の農業産出額を表 3.2-3 に示す。耕種別の農業産出額は、田原市では「野菜」と「花き」、豊橋市及び豊川市では「野菜」、蒲郡市では「果実」が多くなっている。畜産種別の農業産出額は、田原市は「乳牛用」と「豚」、豊橋市は「豚」、豊川市及び蒲郡市は「鶏」が多くなっている。

表 3.2-3 農業産出額（2023 年・推計）

（単位：1,000 万円）

種別		田原市	豊橋市	豊川市	蒲郡市
耕種	米	82	150	90	2
	麦類	0	3	3	—
	雑穀	—	—	0	—
	豆類	0	0	1	0
	いも類	8	10	5	1
	野菜	3,126	2,107	822	137
	果実	33	240	92	382
	花き	3,445	187	331	x
	工芸農作物	7	9	0	0
	その他作物	23	16	7	x
畜産	肉用牛	380	148	10	3
	乳用牛	804	152	55	—
	生乳	731	141	—	—
	豚	775	591	114	—
	鶏	201	360	96	6
	鶏卵	185	316	86	x
	ブロイラー	15	44	x	—
その他畜産物		21	227	1	—
加工農産物		6	6	—	0
合計		8,911	4,206	1,627	586

注1)「0」は単位に満たないもの、「—」は事実のないもの、「x」は非公表のものを示す。

2)統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典)「令和5年市町村別農業産出額(推計)」

(2026年5月時点、農林水産省 HP <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001226804&cycle=7&year=20230>)

(b) 林業

田原市、豊橋市、豊川市及び蒲郡市における 2020 年の所有形態別林野面積を表 3.2-4 に示す。林野面積は、田原市が 5,337ha、豊橋市が 4,220ha、豊川市が 5,786ha、蒲郡市が 1,725ha となっており、その内訳は各市とも私有林が最も大きくなっている。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（2020 年）

（単位：ha）

区分	田原市	豊橋市	豊川市	蒲郡市
合計	5,337	4,220	5,786	1,725
国有	7	1,147	90	—
民有				
小計	5,330	3,073	5,696	1,725
独立行政法人等	3	2	9	11
公有	225	199	840	198
私有	5,102	2,872	4,847	1,516

注）「—」は事実のないものを示す。

出典）「2020 年農林業センサス」

（2026 年 5 月時点、農林水産省 HP <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001149124&cycle=7&year=20200>）

(c) 水産業

田原市、豊橋市、豊川市及び蒲郡市における 2018 年の漁業種類別漁獲量を表 3.2-5 に示す。田原市では「採貝・採藻」、蒲郡市では「底びき網」の漁獲量が多くなっている。

表 3.2-5 漁業種類別漁獲量 (2018 年)

(単位: t)

漁業種類				田原市	豊橋市	豊川市	蒲郡市
漁獲量計				9,688	×	—	2,966
底びき網	遠洋底びき網			—	—	—	—
	以西底びき網			—	—	—	—
	沖合底びき網	1 そうびき		—	—	—	1,316
		2 そうびき		—	—	—	—
小型底びき網				17	3	—	1,003
船びき網				302	—	—	528
まき網	大中型まき網	1 そうまき	遠洋かつお・まぐろ	—	—	—	—
			近海かつお・まぐろ	—	—	—	—
			その他	—	—	—	—
		2 そうまき網		—	—	—	—
	中・小型まき網				—	—	—
刺 網	さけ・ます流し網			—	—	—	—
	かじき等流し網			—	—	—	—
	その他の刺網			18	×	—	20
敷 網	さんま棒受網			—	—	—	—
定置網	大型定置網			—	—	—	—
	さけ定置網			—	—	—	—
	小型定置網			58	—	—	72
その他の網漁業				—	—	—	—
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろはえ縄		—	—	—	—
		近海まぐろはえ縄		—	—	—	—
		沿岸まぐろはえ縄		—	—	—	—
	その他のはえ縄			—	—	—	—
はえ縄 以外の釣	かつお一本釣	遠洋かつお一本釣		—	—	—	×
		近海かつお一本釣		—	—	—	—
		沿岸かつお一本釣		—	—	—	—
	いか釣	遠洋いか釣		—	—	—	—
		近海いか釣		—	—	—	—
		沿岸いか釣		—	—	—	—
	ひき縄釣			—	—	—	—
その他の釣			32	—	—	—	
採貝・採藻				8,749	—	—	12
その他の漁業				511	—	—	×

注 1) 「—」は事実のないもの、「×」は非公表のものを示す。

2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

3) 海面漁業生産統計調査は 2018 年で廃止された。

出典) 「海面漁業生産統計調査(平成 30 年)」

(2026 年 5 月時点、農林水産省 HP <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001126842&cycle=7&year=20180>)

(d) 商業

田原市、豊橋市、豊川市及び蒲郡市における 2021 年の商業の状況を表 3.2-6 に示す。

年間販売額は田原市で 133,703 百万円、豊橋市で 1,399,116 百万円、豊川市で 329,314 百万円、蒲郡市で 141,596 百万円であった。

表 3.2-6 商業の状況（2021 年）

	田原市	豊橋市	豊川市	蒲郡市
事業所数（箇所）	619	3,383	1,516	809
従業員数（人）	4,233	32,560	13,351	6,022
年間販売額（百万円）	133,703	1,399,116	329,314	141,596

出典）「令和 3 年経済センサス-活動調査 産業横断的集計」

（2026 年 5 月時点、経済産業省 HP <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001134122&cycle=0>）

(e) 工業

田原市、豊橋市、豊川市及び蒲郡市における 2024 年の工業の状況を表 3.2-7 に示す。

製造品出荷額は、田原市で 258,064,488 万円、豊橋市で 161,439,411 万円、豊川市で 93,018,160 万円、蒲郡市で 31,322,983 万円であった。

表 3.2-7 工業の状況（2024 年）

	田原市	豊橋市	豊川市	蒲郡市
事業所数（箇所）	75	861	597	297
従業員数（人）	14,158	35,577	26,842	7,785
製造品出荷額（万円）	258,064,488	161,439,411	93,018,160	31,322,983

出典）「2024 年経済構造実態調査（製造業事業所調査） 地域別統計表」

（2026 年 5 月時点、経済産業省 HP <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kkj/index.html>）

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用の状況

対象事業実施区域及びその周囲における 2023 年度の地目別面積を表 3.2-8 に示す。田原市及び豊橋市は「農地」、豊川市及び蒲郡市は「森林、原野等」の面積が最も多くなっている。

対象事業実施区域及びその周囲における土地利用図を図 3.2-1 に示す。対象事業実施区域のほとんどが「その他の用地」で占められており、一部に「森林」、「河川地及び湖沼」等が分布している。

表 3.2-8 地目別面積（2023 年度）

（単位：ha）

種別		市	田原市	面積割合 (%)	豊橋市	面積割合 (%)	豊川市	面積割合 (%)	蒲郡市	面積割合 (%)
宅地	住宅地		1,004	5.25	3,599	13.74	1,861	11.55	736	12.92
	工業用地等		1,297	6.79	2,629	10.03	1,134	7.04	554	9.73
農地	田		1,280	6.70	2,420	9.24	1,380	8.56	35	0.61
	畑		4,950	25.90	5,000	19.08	1,790	11.11	788	13.83
森林、原野等			5,325	27.86	4,283	16.35	5,776	35.84	1,724	30.27
道路			1,130	5.91	2,460	9.39	1,489	9.24	582	10.22
水面・河川・水路			800	4.19	1,605	6.13	684	4.24	103	1.81
その他			3,324	17.39	4,203	16.04	2,001	12.42	1,174	20.61
総面積			19,111		26,200		16,114		5,696	

注) 面積割合(%)については、出典元に記載がないため、総面積から算出した。また、表示単位未満を四捨五入した。
出典) 「令和 7 年度刊愛知県統計年鑑」

(2026 年 5 月時点、愛知県 HP <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toukei/0000079875.html>)

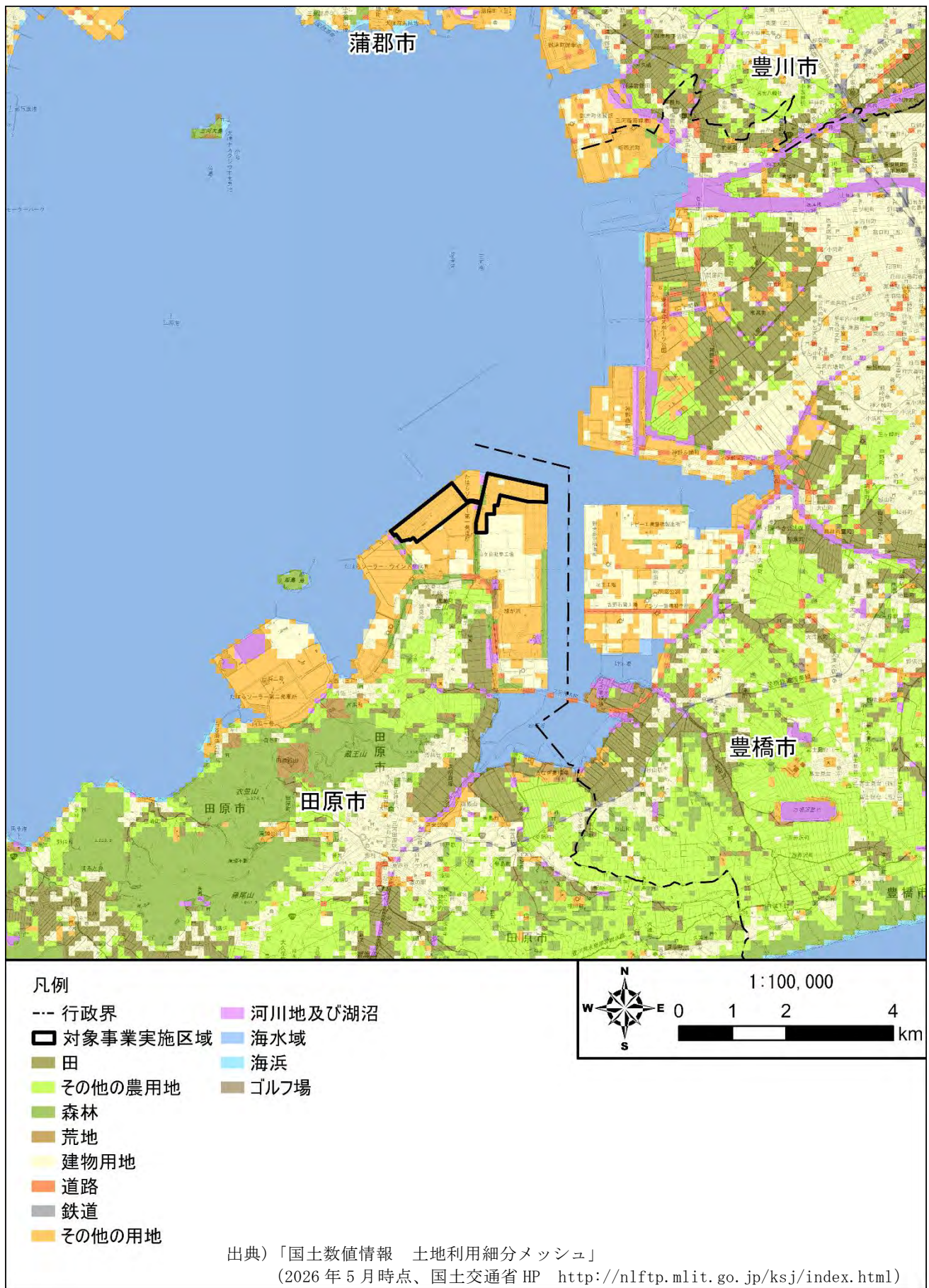


図 3.2-1 土地利用図

(2) 土地利用計画の状況

1) 都市計画法に基づく指定状況

田原市、豊橋市、豊川市及び蒲郡市における「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 8 年法律第 23 号）に基づく用途地域の指定状況を図 3.2-2 に示す。対象事業実施区域はほぼ全域が工業専用地域に指定されている。

2) 国土利用計画法に基づく指定状況

田原市、豊橋市、豊川市及び蒲郡市における「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 7 年法律第 68 号）第 9 条に基づく土地利用基本計画の地域の指定状況を図 3.2-3 に示す。対象事業実施区域は、全域が都市地域に指定されている。農業地域及び森林地域の指定はない。

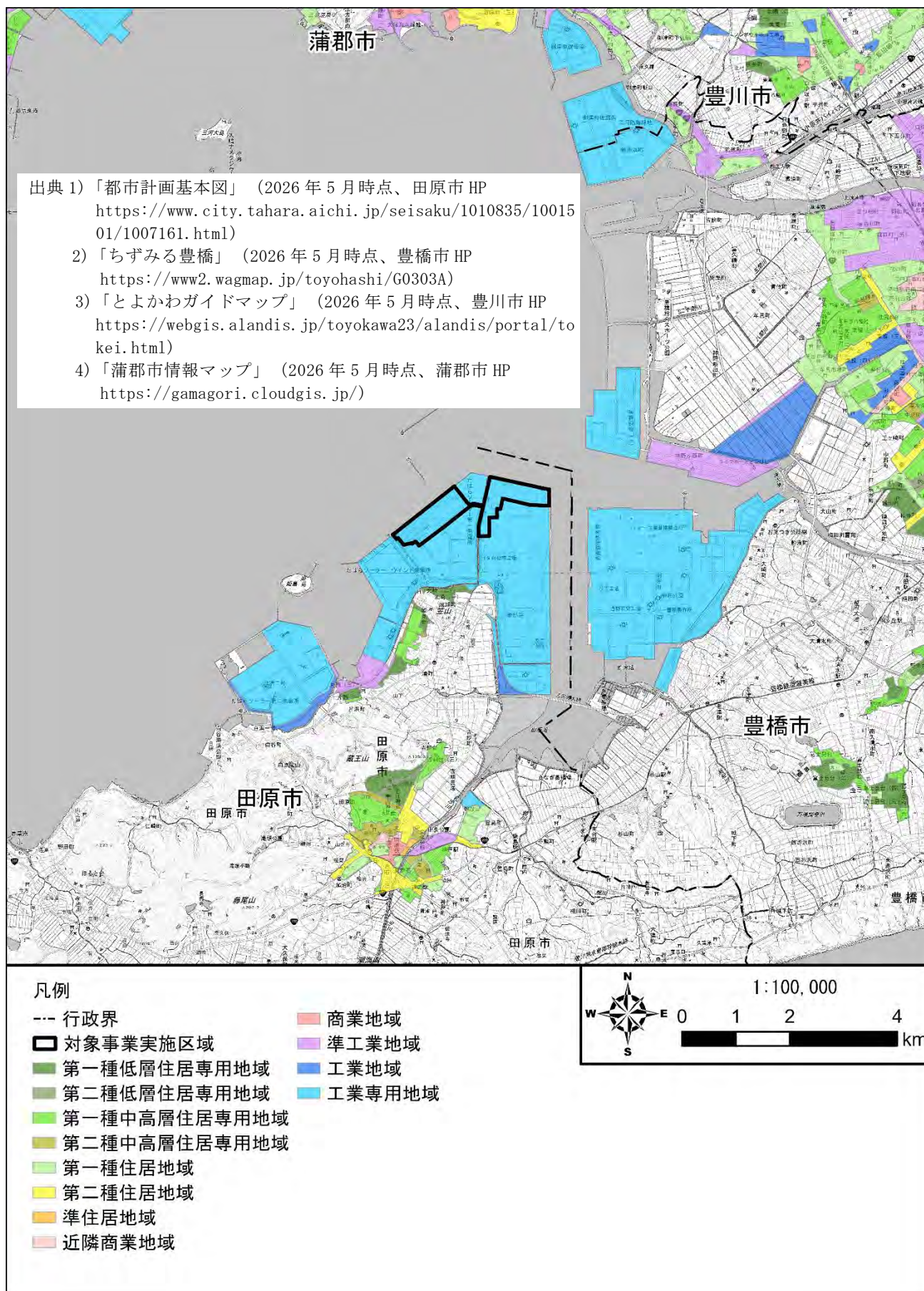


図 3.2-2 都市計画法に基づく用途地域の指定状況

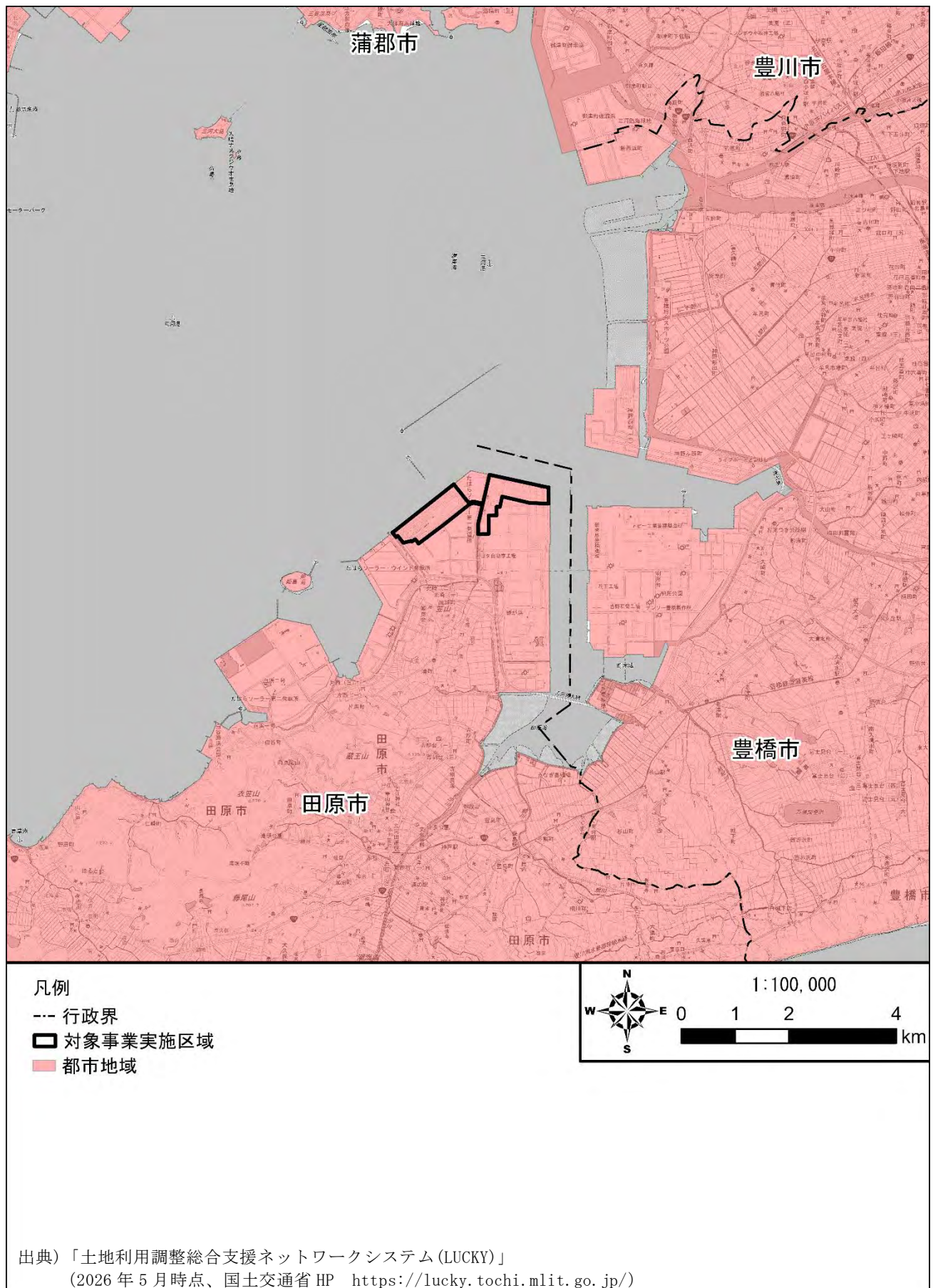


図 3.2-3 国土利用計画法に基づく地域の指定状況（都市地域）(1/3)

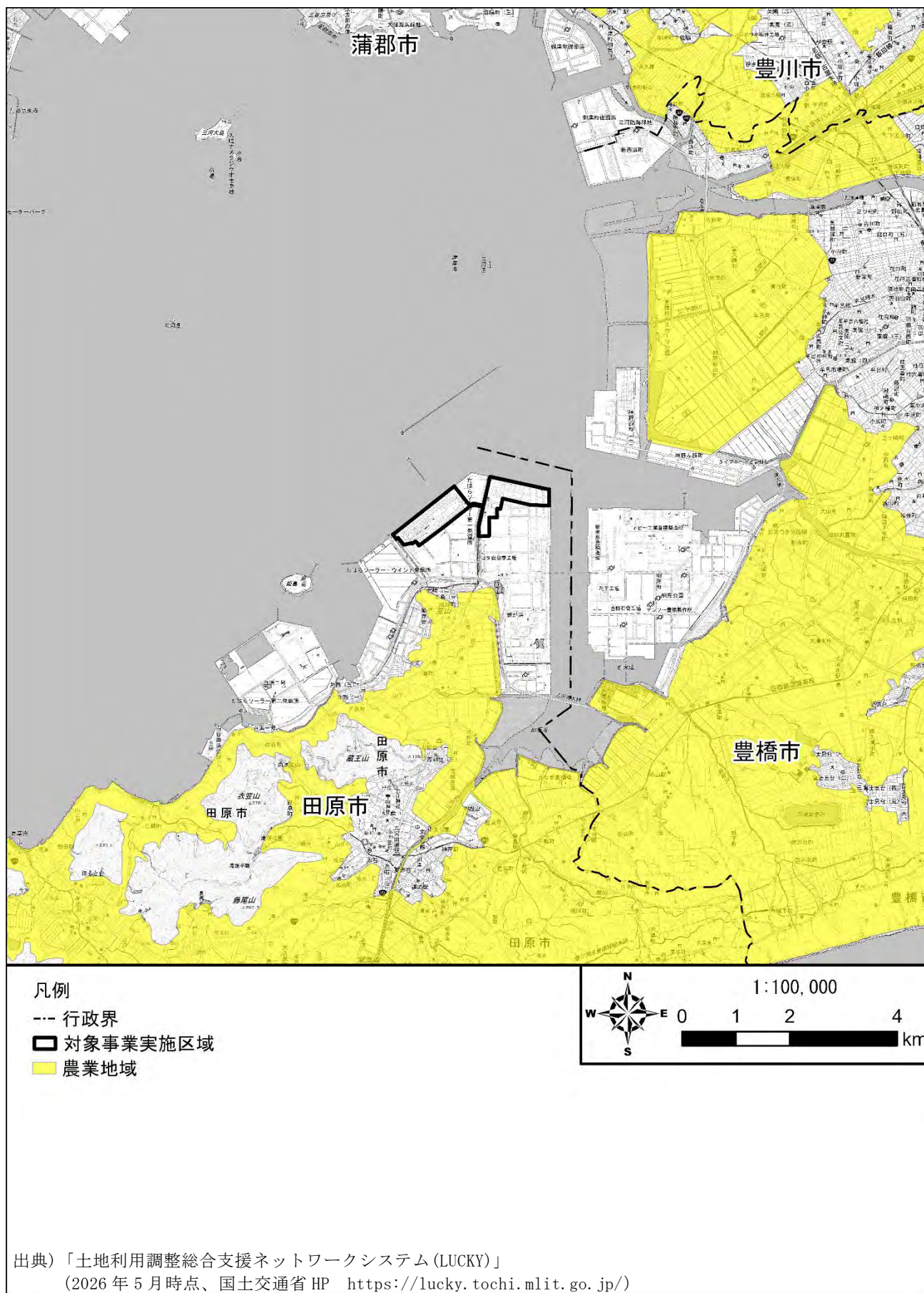


図 3.2-3 国土利用計画法に基づく地域の指定状況（農業地域）（2/3）

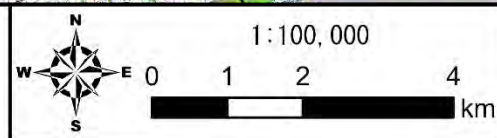


凡例

--- 行政界

▭ 対象事業実施区域

■ 森林地域



出典)「土地利用調整総合支援ネットワークシステム(LUCKY)」

(2026年5月時点、国土交通省 HP <https://lucky.tochi.mlit.go.jp/>)

図 3.2-3 国土利用計画法に基づく地域の指定状況（森林地域）(3/3)

3.2.3 河川、湖沼、海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川及び湖沼の利用状況

田原市、豊橋市、豊川市及び蒲郡市における上水道の水源の状況を表 3.2-9 に示す。田原市は県営用水及び深井戸を利用している。豊橋市は県営用水、表層水、伏流水及び深井戸を利用している。豊川市は県営用水、伏流水、浅井戸及び深井戸を利用している。蒲郡市は県営用水のみを利用している。なお、各市いずれも簡易水道の利用はない。

また、内水面の漁業権については、対象事業実施区域及びその周囲では設定されていない。

表 3.2-9 水道水源の取水状況（2024 年度）（単位：％）

事業名		田原市	豊橋市	豊川市	蒲郡市
水源の種別	表層水	—	0.5	—	—
	伏流水	—	18.3	15.6	—
	浅井戸	—	—	2.6	—
	深井戸	2.0	12.3	19.7	—
	県営用水供給	98.0	69.0	62.2	100
	その他	—	—	—	—
浄水方法	消毒のみ	100	32.6	6.7	—
	緩速ろ過	—	67.4	—	—
	急速ろ過	—	—	86.5	—
	膜ろ過	—	—	6.8	—

注) 「—」は事実のないものを示す。

出典) 「愛知県の水道（水道年報） 令和 6 年度愛知県の水道」

(2026 年 5 月時点、愛知県 HP <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jogesuido/0000013544.html>)

(2) 海域の利用状況

田原市、豊橋市、豊川市及び蒲郡市における漁業権の設定状況を表 3.2-10 及び図 3.2-4 に示す。

表 3.2-10 漁業権の設定状況（区画漁業権）(1/3)

免許番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置
区第 304 号	渥美漁業協同組合	第 1 種	わかめ養殖業	10/1～5/31	田原市白谷町地先
区第 305 号	渥美漁業協同組合	第 1 種	わかめ養殖業	9/1～5/31	田原市野田町地先

表 3.2-10 漁業権の設定状況（共同漁業権）(2/3)

免許番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置
共第 119 号	蒲郡漁業協同組合	第 1 種	あさり漁業	1/1～12/31	蒲郡市西浦町地先
			はまぐり漁業		
			ばかがい漁業		
			さるぼう漁業		
			かき漁業		
			にし漁業		
			おおのがい漁業		
			みるくい漁業		
			たいらぎ漁業		
			うちむらさき漁業		
			わかめ漁業		
			なまこ漁業		
			えむし漁業		
		第 2 種	角建網漁業		
		第 3 種	地びき網漁業		
共第 124 号	蒲郡漁業協同組合	第 1 種	あさり漁業	1/1～12/31	蒲郡市形原町地先
			はまぐり漁業		
			ばかがい漁業		
			かき漁業		
			にし漁業		
			おおのがい漁業		
			なまこ漁業		
			えむし漁業		
共第 125 号	蒲郡漁業協同組合	第 1 種	あさり漁業	1/1～12/31	蒲郡市竹島町地先
			はまぐり漁業		
			ばかがい漁業		
			さるぼう漁業		
			かき漁業		
			にし漁業		
			なまこ漁業		
			えむし漁業		
		第 2 種	角建網漁業		
共第 126 号	三谷漁業協同組合	第 1 種	あさり漁業	1/1～12/31	蒲郡市三谷町地先
			はまぐり漁業		
			ばかがい漁業		
			さるぼう漁業		
			かき漁業		
			にし漁業		
			しおふき漁業		
			かがみがい漁業		
			なまこ漁業		

表 3.2-10 漁業権の設定状況（共同漁業権）(3/3)

免許番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置
共第 127 号	三谷漁業協同組合	第 1 種	あさり漁業	1/1～12/31	蒲郡市三谷町大島地先
			はまぐり漁業		
			ばかがい漁業		
			さるぼう漁業		
			かき漁業		
			にし漁業		
			うちむらさき漁業		
			かがみがい漁業		
			なまこ漁業		
共第 128 号	渥美漁業協同組合	第 1 種	あさり漁業	1/1～12/31	田原市地先
			はまぐり漁業		
			ばかがい漁業		
			かき漁業		
			にし漁業		
			みるくい漁業		
			たいらぎ漁業		
			うちむらさき漁業		
			てんぐさ漁業		
			わかめ漁業		
			あおさ漁業		
			なまこ漁業		
			えむし漁業		
		第 2 種	角建網漁業		
共第 129 号	渥美漁業協同組合	第 3 種	つきいそ漁業	1/1～12/31	田原市白谷町地先
共第 130 号	渥美漁業協同組合	第 3 種	つきいそ漁業	1/1～12/31	田原市白谷町地先
共第 131 号	渥美漁業協同組合	第 3 種	つきいそ漁業	1/1～12/31	田原市白谷町地先
共第 132 号	渥美漁業協同組合	第 3 種	つきいそ漁業	1/1～12/31	田原市仁崎町地先
共第 133 号	渥美漁業協同組合	第 3 種	つきいそ漁業	1/1～12/31	田原市仁崎町地先
共第 134 号	渥美漁業協同組合	第 3 種	つきいそ漁業	1/1～12/31	田原市仁崎町地先
共第 135 号	渥美漁業協同組合	第 3 種	つきいそ漁業	1/1～12/31	田原市仁崎町地先
共第 136 号	渥美漁業協同組合	第 3 種	つきいそ漁業	1/1～12/31	田原市野田町地先
共第 155 号	愛知外海漁業協同組合	第 1 種	はまぐり漁業	1/1～12/31	田原市、豊橋市地先
			ばかがい漁業		
			かき漁業		
			あわび漁業		
			きさご漁業		
			わかめ漁業		
			あらめ漁業		
			なまこ漁業		
			いせえび漁業		
		第 3 種	地びき網漁業		

出典) 「漁業権」 (2026 年 5 月時点、愛知県 HP

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/suisan/0000003321.html>)

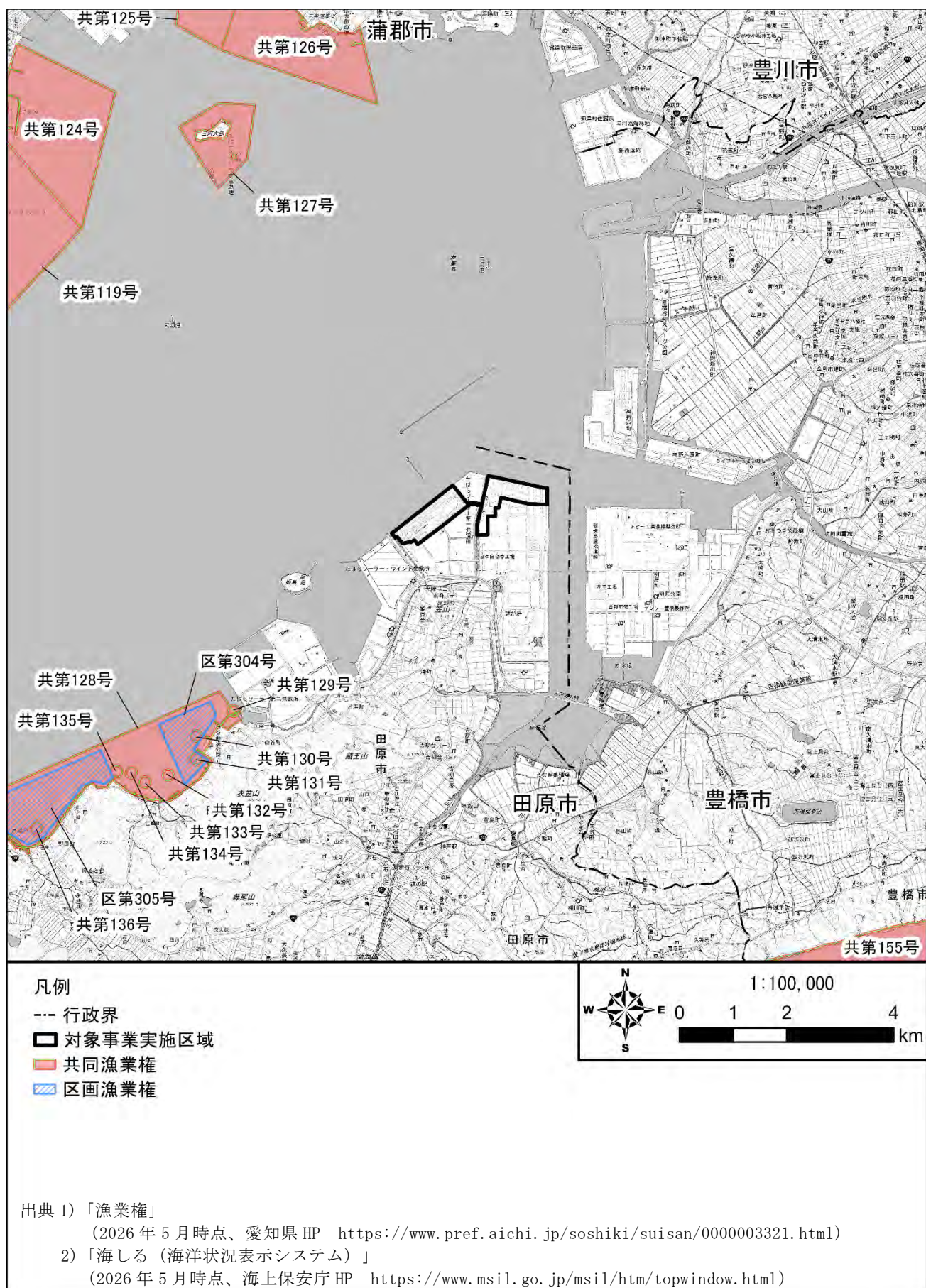


図 3.2-4 漁業権の設置状況

(3) 地下水の利用状況

田原市、豊橋市、豊川市及び蒲郡市における上水道の水源種別を表 3.2-9 に示す。
田原市及び豊橋市は深井戸の、豊川市は浅井戸及び深井戸の利用がある。蒲郡市は県営用水のみで地下水の利用はない。地下水の取水位置を図 3.2-5 に示す。

(4) 工業用水道の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲の工業用水道による取水地点の状況を表 3.2-11 及び図 3.2-6 に示す。

表 3.2-11 工業用水道による取水地点の状況

番号	名称
1	万場調整池
2	—

注) 「—」は名称不明の地点である。

出典) 「国土数値情報 主要水系調査 (一級水系)」

(2026 年 5 月時点、国土交通省 HP

<https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/inspect.html>)

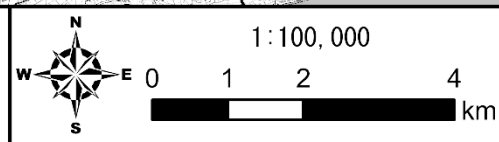


凡例

--- 行政界

▭ 対象事業実施区域

● 取水位置



出典 1) 「令和 8 年度水道水質検査計画」

(2026 年 5 月時点、豊橋市上下水道局 HP <https://www.city.toyohashi.lg.jp/3824.htm>)

2) 「令和 8 年度水道水質検査計画」(2026 年 5 月時点、田原市 HP

<https://www.city.tahara.aichi.jp/kurashi/suidou/1000980/1000997/1000998.html>)

図 3.2-5 地下水の取水位置

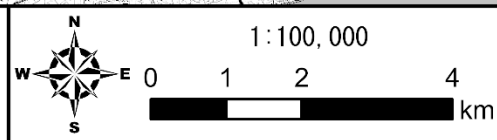


凡例

--- 行政界

■ 対象事業実施区域

■ 取水地点



出典)「国土数値情報 主要水系調査(一級水系)」

(2026 年 5 月時点、国土交通省 HP <https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/inspect.html>)

図 3.2-6 工業用水道による取水地点の状況

3.2.4 交通の状況

(1) 陸上交通

対象事業実施区域及びその周囲の主要な道路及び交通量の状況を表 3.2-12 及び図 3.2-7 に示す。対象事業実施区域及びその周囲の主要な道路には、一般国道 23 号、一般国道 259 号、2 号豊橋渥美線等がある。

また、対象事業実施区域に近い交通量調査地点では、2 号豊橋渥美線の田原市緑が浜三号において、12 時間観測で 13,551 台、24 時間観測で 18,158 台となっている。

表 3.2-12 対象事業実施区域及びその周囲の主要な交通の状況（2021 年度）（1/4）

番号	路線名	起点側	終点側	交通量観測地点名	自動車類交通量 (台)	
					12 時間	24 時間
1	一般国道 1 号	金野豊川線	豊川新城線	豊川市宿町古十王	23,925	27,275
2	一般国道 1 号	小坂井御津線	金野豊川線	豊川市宿町古十王	23,925	27,275
3	一般国道 1 号	一般国道 151 号	小坂井御津線	豊川市小坂井町北浦	26,224	34,968
4	一般国道 1 号	豊橋市・豊川市境	一般国道 151 号	豊川市小坂井町大島	25,526	35,481
5	一般国道 1 号	清須下地線	豊橋市・豊川市境	豊橋市下地町瀬上	20,112	27,151
6	一般国道 23 号	豊岡三谷港線	一般国道 473 号	蒲郡市港町	9,249	11,931
7	一般国道 23 号	豊岡三谷港線	豊岡三谷港線	蒲郡市港町	9,249	11,931
8	一般国道 23 号	一般国道 247 号	豊岡三谷港線	蒲郡市大塚町	5,978	7,592
9	一般国道 23 号	小坂井御津線	東三河環状線	豊川市伊奈町雨田	21,564	33,855
10	一般国道 23 号	豊橋市・豊川市境	小坂井御津線	豊川市伊奈町雨田	21,564	33,855
11	一般国道 23 号	豊川市・豊橋市境	豊橋市・豊川市境	豊川市伊奈町雨田	21,564	33,855
12	一般国道 23 号	豊橋市・豊川市境	豊川市・豊橋市境	豊川市伊奈町雨田	21,564	33,855
13	一般国道 23 号	一般国道 23 号	豊橋市・豊川市境	豊川市伊奈町雨田	21,564	33,855
14	一般国道 23 号	一般国道 247 号	一般国道 23 号	豊橋市吉前町東吉前新田	40,072	59,307
15	一般国道 23 号	豊橋市道小向町神野新田町 19 号線	一般国道 247 号	豊橋市吉前町東吉前新田	40,072	59,307
16	一般国道 23 号	豊橋港線	豊橋市道小向町神野新田町 19 号線	豊橋市神野新田町京ノ割	36,777	54,430
17	一般国道 23 号	東三河環状線	豊橋港線	豊橋市神野新田町へノ割	42,427	62,792
18	一般国道 23 号	一般国道 259 号	東三河環状線	豊橋市船渡町稲新田	31,823	47,735
19	一般国道 23 号	豊橋市道	一般国道 259 号	豊橋市大清水町大清水	26,233	39,349
20	一般国道 23 号	豊橋市道大清水町線	豊橋市道	豊橋市大清水町大清水	26,233	39,349
21	一般国道 23 号	伊古部南栄線	豊橋市道大清水町線	豊橋市野依台 1 丁目	20,064	30,096
22	一般国道 23 号	平井牟呂大岩線	一般国道 247 号	豊橋市日色野町新切	7,709	10,099
23	一般国道 23 号	平井牟呂大岩線	平井牟呂大岩線	豊橋市日色野町新切	7,709	10,099
24	一般国道 23 号	豊橋環状線	平井牟呂大岩線	豊橋市日色野町新切	7,709	10,099
25	一般国道 23 号	豊橋港線	豊橋環状線	豊橋市新栄町南小向	18,545	25,778
26	一般国道 23 号	一般国道 1 号	豊橋港線	豊橋市新栄町南小向	18,545	25,778
27	一般国道 23 号・247 号	大塚国府線	一般国道 247 号	蒲郡市大塚町西屋敷	26,089	37,205
28	一般国道 23 号・247 号	豊川市・蒲郡市境	大塚国府線	蒲郡市大塚町西屋敷	26,089	37,205
29	一般国道 23 号・247 号	大塚国府線	豊川市・蒲郡市境	蒲郡市大塚町西屋敷	26,089	37,205
30	一般国道 23 号・247 号	東三河環状線	大塚国府線	蒲郡市大塚町西屋敷	26,089	37,205
31	一般国道 23 号・247 号	東三河臨海公園線	東三河環状線	—	15,814	21,349
32	一般国道 23 号・247 号	一般国道 23 号	東三河臨海公園線	—	15,814	21,349
33	一般国道 23 号・247 号	一般国道 247 号	一般国道 23 号	—	15,814	21,349
34	一般国道 23 号・247 号	前芝国府停車場線	一般国道 247 号	—	15,814	21,349
35	一般国道 23 号・247 号	一般国道 247 号	前芝国府停車場線	—	15,814	21,349
36	一般国道 42 号	伊古部南栄線	伊古部老津線	豊橋市西七根町北浜辺	4,797	6,044
37	一般国道 42 号	伊古部老津線	東赤沢植田線	豊橋市西七根町北浜辺	4,797	6,044
38	一般国道 42 号	東赤沢植田線	城下老津線	豊橋市西七根町北浜辺	4,797	6,044
39	一般国道 42 号	城下老津線	城下田原線	田原市六連町貝場	5,155	6,495
40	一般国道 42 号	城下田原線	豊橋市・田原市境	田原市六連町貝場	5,155	6,495
41	一般国道 42 号	豊橋市・田原市境	六連杉山線	田原市六連町貝場	5,155	6,495
42	一般国道 42 号	六連杉山線	六連三河田原停車場線	田原市六連町貝場	5,155	6,495
43	一般国道 42 号	六連三河田原停車場線	大草豊島線	田原市六連町貝場	5,155	6,495

表 3.2-12 対象事業実施区域及びその周囲の主要な交通の状況（2021 年度）（2/4）

番号	路線名	起点側	終点側	交通量観測地点名	自動車類交通量 (台)	
					12 時間	24 時間
44	一般国道 151 号	豊橋豊川線	一般国道 1 号	豊川市小坂井町宮下	16,139	21,787
45	一般国道 151 号	中条豊橋線	豊橋豊川線	豊川市小坂井町宮下	16,139	21,787
46	一般国道 247 号	一般国道 23 号	一般国道 23 号	豊川市小坂井町宮下	13,643	17,600
47	一般国道 247 号	深溝西浦線	深溝西浦線	西尾市吉良町乙川喜太	6,058	7,633
48	一般国道 247 号	深溝西浦線	東幡豆蒲郡線	—	17,415	23,859
49	一般国道 247 号	東幡豆蒲郡線	三ヶ根停車場拾石線	—	17,415	23,859
50	一般国道 247 号	三ヶ根停車場拾石線	一般国道 23 号	—	17,415	23,859
51	一般国道 247 号	豊岡三谷港線	一般国道 23 号	蒲郡市三谷町伊与戸	9,811	13,245
52	一般国道 247 号	一般国道 23 号	前芝小坂井停車場線	豊川市小坂井町宮下	13,643	17,600
53	一般国道 247 号	前芝小坂井停車場線	—	豊川市小坂井町宮下	13,643	17,600
54	一般国道 247 号	—	豊橋市・豊川市境	—	1,835	2,239
55	一般国道 247 号	豊橋市・豊川市境	—	—	1,835	2,239
56	一般国道 247 号	—	前芝小坂井停車場線	豊川市小坂井町宮下	13,643	17,600
57	一般国道 247 号	前芝小坂井停車場線	一般国道 1 号	豊川市小坂井町宮下	13,643	17,600
58	一般国道 259 号	豊橋環状線	小松原小池線	豊橋市北丘町	24,187	33,378
59	一般国道 259 号	豊橋渥美線	豊橋環状線	豊橋市北丘町	24,187	33,378
60	一般国道 259 号	平井牟呂大岩線	豊橋渥美線	豊橋市北丘町	24,187	33,378
61	一般国道 259 号	平井牟呂大岩線	平井牟呂大岩線	豊橋市北丘町	24,187	33,378
62	一般国道 259 号	伊古部南栄線	平井牟呂大岩線	豊橋市北丘町	24,187	33,378
63	一般国道 259 号	豊橋市道	伊古部南栄線	豊橋市植田町法事堂	9,569	12,823
64	一般国道 259 号	東三河環状線	豊橋市道	豊橋市植田町法事堂	9,569	12,823
65	一般国道 259 号	一般国道 23 号	野依植田線	豊橋市老津町沖田	11,854	15,410
66	一般国道 259 号	—	一般国道 23 号	豊橋市老津町沖田	11,854	15,410
67	一般国道 259 号	野依植田線	東三河環状線	豊橋市植田町法事堂	9,569	12,823
68	一般国道 259 号	—	—	豊橋市老津町沖田	11,854	15,410
69	一般国道 259 号	一般国道 259 号	—	豊橋市老津町沖田	10,931	14,538
70	一般国道 259 号	一般国道 259 号	豊橋市道	豊橋市老津町字今下	7,864	10,066
71	一般国道 259 号	六連杉山線	一般国道 259 号	田原市豊島町岩ノ根	13,077	16,739
72	一般国道 259 号	田原市・豊橋市境	六連杉山線	田原市豊島町岩ノ根	13,077	16,739
73	一般国道 259 号	城下田原線	田原市・豊橋市境	田原市豊島町岩ノ根	13,077	16,739
74	一般国道 259 号	六連三河田原停車場線	城下田原線	田原市豊島町岩ノ根	13,077	16,739
75	一般国道 259 号	六連三河田原停車場線	六連三河田原停車場線	田原市加治町諸田	9,687	11,568
76	一般国道 259 号	田原高松線	六連三河田原停車場線	田原市加治町諸田	9,687	11,568
77	一般国道 259 号	赤羽根野田線	田原高松線	田原市加治町諸田	9,687	11,568
78	一般国道 259 号	豊橋渥美線	赤羽根野田線	田原市宇津江町内荒古	7,886	10,015
79	一般国道 259 号	赤羽根泉港線	豊橋渥美線	田原市宇津江町内荒古	7,886	10,015
80	143 号 豊橋停車場線	大山豊橋停車場線	一般国道 259 号	豊橋市駅前大通二丁目	10,201	13,159
81	321 号 東幡豆蒲郡線	形原港線	一般国道 247 号	蒲郡市形原町北辻	5,281	6,654
82	321 号 東幡豆蒲郡線	深溝西浦線	形原港線	蒲郡市形原町北辻	5,281	6,654
83	321 号 東幡豆蒲郡線	西浦停車場線	深溝西浦線	蒲郡市形原町北辻	5,281	6,654
84	322 号 深溝西浦線	一般国道 247 号	東幡豆蒲郡線	蒲郡市形原町西稲荷	5,806	7,316
85	371 号 豊岡三谷港線	一般国道 23 号	—	蒲郡市豊岡町白山	3,200	3,968
86	371 号 豊岡三谷港線	豊岡三谷港線	一般国道 23 号	蒲郡市豊岡町白山	3,200	3,968
87	372 号 大塚国府線	—	一般国道 23 号	豊川市御津町豊沢払田	812	958
88	372 号 大塚国府線	蒲郡市・豊川市境	金野豊川線	豊川市御津町豊沢払田	812	958
89	372 号 大塚国府線	一般国道 23 号	蒲郡市・豊川市境	豊川市御津町豊沢払田	812	958
90	373 号 金野豊川線	東三河環状線	前芝国府停車場線	豊川市伊奈町南山新田	1,036	1,212
91	373 号 金野豊川線	金野豊川線	東三河環状線	—	2,249	2,766
92	373 号 金野豊川線	前芝国府停車場線	白鳥豊橋線	豊川市伊奈町南山新田	1,036	1,212
93	373 号 金野豊川線	白鳥豊橋線	一般国道 1 号	豊川市伊奈町南山新田	1,036	1,212
94	373 号 金野豊川線	一般国道 1 号	豊橋豊川線	豊川市伊奈町南山新田	1,036	1,212
95	375 号 前芝国府停車場線	豊橋市・豊川市境	小坂井御津線	—	2,249	2,766
96	375 号 前芝国府停車場線	一般国道 23 号	豊橋市・豊川市境	—	2,249	2,766
97	375 号 前芝国府停車場線	小坂井御津線	金野豊川線	—	2,249	2,766
98	375 号 前芝国府停車場線	金野豊川線	金野豊川線	—	2,249	2,766
99	384 号 小坂井御津線	一般国道 1 号	前芝国府停車場線	豊川市伊奈町正庵	6,733	8,551
100	384 号 小坂井御津線	前芝国府停車場線	一般国道 23 号	豊川市伊奈町正庵	6,733	8,551
101	384 号 小坂井御津線	一般国道 23 号	愛知御津停車場線	豊川市伊奈町正庵	6,733	8,551
102	384 号 小坂井御津線	愛知御津停車場線	東三河環状線	豊川市伊奈町正庵	6,733	8,551

表 3.2-12 対象事業実施区域及びその周囲の主要な交通の状況（2021 年度）(3/4)

番号	路線名	起点側	終点側	交通量観測地点名	自動車類交通量 (台)	
					12 時間	24 時間
103	385 号 前芝小坂井停車場線	一般国道 247 号	白鳥豊橋線	豊川市平井町	1,744	2,215
104	385 号 前芝小坂井停車場線	平井牟呂大岩線	一般国道 247 号	豊川市平井町	1,744	2,215
105	385 号 前芝小坂井停車場線	豊橋市・豊川市境	平井牟呂大岩線	豊川市平井町	1,744	2,215
106	385 号 前芝小坂井停車場線	一般国道 247 号	豊橋市・豊川市境	豊川市平井町	1,744	2,215
107	386 号 平井牟呂大岩線	前芝小坂井停車場線	豊川市・豊橋市境	豊橋市南栄町蟹原	4,907	6,183
108	386 号 平井牟呂大岩線	豊川市・豊橋市境	清須下地線	豊橋市南栄町蟹原	4,907	6,183
109	386 号 平井牟呂大岩線	清須下地線	一般国道 23 号	豊橋市南栄町蟹原	4,907	6,183
110	386 号 平井牟呂大岩線	一般国道 23 号	豊橋港線	豊橋市南栄町蟹原	4,907	6,183
111	386 号 平井牟呂大岩線	豊橋港線	大山豊橋停車場線	豊橋市南栄町蟹原	4,907	6,183
112	386 号 平井牟呂大岩線	大山豊橋停車場線	豊橋渥美線	豊橋市南栄町蟹原	4,907	6,183
113	386 号 平井牟呂大岩線	豊橋渥美線	一般国道 259 号	豊橋市南栄町蟹原	4,907	6,183
114	386 号 平井牟呂大岩線	一般国道 259 号	小松原小池線	豊橋市南栄町蟹原	4,907	6,183
115	387 号 清須下地線	白鳥豊橋線	一般国道 1 号	豊橋市下地町瀬上	13,068	16,466
116	387 号 清須下地線	白鳥豊橋線	白鳥豊橋線	豊橋市下地町瀬上	13,068	16,466
117	387 号 清須下地線	豊橋環状線	白鳥豊橋線	豊橋市下地町瀬上	13,068	16,466
118	387 号 清須下地線	平井牟呂大岩線	豊橋環状線	豊橋市下地町瀬上	13,068	16,466
119	388 号 大山豊橋停車場線	豊橋港線	豊橋停車場線	豊橋市柱六番町	12,573	17,172
120	388 号 大山豊橋停車場線	豊橋港線	豊橋港線	豊橋市柱六番町	12,573	17,172
121	388 号 大山豊橋停車場線	豊橋環状線	豊橋港線	豊橋市柱六番町	12,573	17,172
122	388 号 大山豊橋停車場線	平井牟呂大岩線	豊橋環状線	豊橋市柱六番町	12,573	17,172
123	388 号 大山豊橋停車場線	東三河環状線	平井牟呂大岩線	豊橋市柱六番町	12,573	17,172
124	388 号 大山豊橋停車場線	豊橋渥美線	東三河環状線	豊橋市柱六番町	12,573	17,172
125	393 号 豊橋港線	大山豊橋停車場線	一般国道 23 号	豊橋市神野新田町カノ割	17,528	22,261
126	393 号 豊橋港線	豊橋環状線	大山豊橋停車場線	豊橋市神野新田町カノ割	17,528	22,261
127	393 号 豊橋港線	平井牟呂大岩線	豊橋環状線	豊橋市神野新田町カノ割	17,528	22,261
128	393 号 豊橋港線	一般国道 23 号	平井牟呂大岩線	豊橋市神野新田町カノ割	17,528	22,261
129	393 号 豊橋港線	—	一般国道 23 号	豊橋市神野新田町カノ割	17,528	22,261
130	395 号 東三河臨海公園線	—	一般国道 23 号	—	5,750	7,245
131	396 号 蒲郡港拾石線	—	一般国道 23 号	—	8,691	11,124
132	397 号 城下田原線	一般国道 259 号	—	田原市谷熊町太神	2,560	3,174
133	397 号 城下田原線	大草豊島線	一般国道 259 号	田原市谷熊町太神	2,560	3,174
134	397 号 城下田原線	六連杉山線	大草豊島線	田原市谷熊町太神	2,560	3,174
135	397 号 城下田原線	豊橋市・田原市境	六連杉山線	田原市谷熊町太神	2,560	3,174
136	397 号 城下田原線	一般国道 42 号	豊橋市・田原市境	田原市谷熊町太神	2,560	3,174
137	398 号 高松石神線	田原高松線	赤羽根野田線	田原市八王子町道下	3,434	4,293
138	399 号 蔵王山線	—	田原高松線	—	8,526	10,828
139	400 号 豊橋豊川線	金野豊川線	諏訪停車場線	豊川市諏訪三丁目	9,954	12,841
140	400 号 豊橋豊川線	宿谷川線	金野豊川線	豊川市諏訪三丁目	9,954	12,841
141	400 号 豊橋豊川線	一般国道 151 号	宿谷川線	豊川市諏訪三丁目	9,954	12,841
142	400 号 豊橋豊川線	豊橋市・豊川市境	一般国道 151 号	豊橋市下地町瀬上	19,549	27,173
143	407 号 伊古部南栄線	豊橋市道	一般国道 259 号	豊橋市高師町北原	7,202	9,219
144	408 号 野依植田線	一般国道 259 号	東赤沢植田線	豊橋市植田町境松	2,748	3,490
145	408 号 野依植田線	東赤沢植田線	伊古部南栄線	豊橋市植田町境松	2,748	3,490
146	409 号 東赤沢植田線	豊橋市道	野依植田線	豊橋市植田町字上リ戸	4,331	5,457
147	409 号 東赤沢植田線	豊橋市道大清水町線	豊橋市道	豊橋市植田町字上リ戸	4,331	5,457
148	409 号 東赤沢植田線	伊古部老津線	豊橋市道大清水町線	豊橋市植田町字上リ戸	4,331	5,457
149	409 号 東赤沢植田線	一般国道 42 号	伊古部老津線	豊橋市植田町字上リ戸	4,331	5,457
150	410 号 伊古部老津線	東赤沢植田線	一般国道 259 号	豊橋市老津町字の場	1,445	1,748
151	410 号 伊古部老津線	一般国道 42 号	東赤沢植田線	豊橋市老津町字の場	1,445	1,748
152	411 号 城下老津線	一般国道 42 号	一般国道 259 号	—	3,717	4,646
153	413 号 六連三河田原停車場線	田原市道	—	田原市赤石 2 丁目	6,814	8,654
154	413 号 六連三河田原停車場線	一般国道 259 号	田原市道	田原市赤石 2 丁目	6,814	8,654
155	413 号 六連三河田原停車場線	大草豊島線	一般国道 259 号	田原市神戸町北高畑	2,894	3,589
156	413 号 六連三河田原停車場線	一般国道 42 号	大草豊島線	田原市神戸町北高畑	2,894	3,589
157	414 号 大草豊島線	一般国道 42 号	六連三河田原停車場線	田原市西神戸町浜行場	3,456	4,320
158	414 号 大草豊島線	六連三河田原停車場線	城下田原線	田原市西神戸町浜行場	3,456	4,320
159	416 号 赤羽根野田線	高松石神線	一般国道 259 号	田原市野田町地部道	1,127	1,341
160	494 号 形原港線	—	東幡豆蒲郡線	—	5,839	7,357
161	495 号 宿谷川線	豊橋豊川線	国府馬場線	豊川市古宿町北浦	3,310	4,204
162	495 号 宿谷川線	一般国道 1 号	豊橋豊川線	豊川市古宿町北浦	3,310	4,204

表 3.2-12 対象事業実施区域及びその周囲の主要な交通の状況（2021 年度）（4/4）

番号	路線名	起点側	終点側	交通量観測地点名	自動車類交通量 (台)	
					12 時間	24 時間
163	496 号 白鳥豊橋線	清須下地線	一般国道 23 号	豊川市小坂井町宮下	5,932	7,474
164	496 号 白鳥豊橋線	豊川市・豊橋市境	清須下地線	豊川市小坂井町宮下	5,932	7,474
165	496 号 白鳥豊橋線	一般国道 247 号	豊川市・豊橋市境	豊川市小坂井町宮下	5,932	7,474
166	496 号 白鳥豊橋線	一般国道 1 号	前芝小坂井停車場線	豊川市小坂井町宮下	5,932	7,474
167	496 号 白鳥豊橋線	一般国道 1 号	一般国道 1 号	豊川市小坂井町宮下	5,932	7,474
168	496 号 白鳥豊橋線	東三河環状線	金野豊川線	豊川市小坂井町宮下	5,932	7,474
169	501 号 愛知御津停車場線	—	小坂井御津線	—	5,750	7,245
170	502 号 豊橋環状線	一般国道 259 号	大山豊橋停車場線	豊橋市北丘町	12,978	17,261
171	502 号 豊橋環状線	大山豊橋停車場線	豊橋港線	豊橋市北丘町	12,978	17,261
172	502 号 豊橋環状線	豊橋港線	一般国道 23 号	豊橋市北丘町	12,978	17,261
173	502 号 豊橋環状線	一般国道 23 号	清須下地線	豊橋市三ツ相町	12,902	17,289
174	503 号 六連杉山線	田原市・豊橋市境	一般国道 259 号	豊橋市杉山町	2,477	3,072
175	503 号 六連杉山線	城下田原線	田原市・豊橋市境	豊橋市杉山町	2,477	3,072
176	503 号 六連杉山線	一般国道 42 号	城下田原線	豊橋市杉山町	2,477	3,072
177	2 号 豊橋渥美線	一般国道 259 号	平井牟呂大岩線	豊橋市明海町	5,303	7,424
178	2 号 豊橋渥美線	平井牟呂大岩線	東三河環状線	豊橋市明海町	5,303	7,424
179	2 号 豊橋渥美線	東三河環状線	大山豊橋停車場線	豊橋市明海町	5,303	7,424
180	2 号 豊橋渥美線	大山豊橋停車場線	豊橋市・田原市境	豊橋市明海町	5,303	7,424
181	2 号 豊橋渥美線	豊橋市・田原市境	豊橋渥美線	田原市緑が浜四号	19,389	27,144
182	2 号 豊橋渥美線	豊橋渥美線	—	田原市緑が浜三号	13,551	18,158
183	2 号 豊橋渥美線	豊橋渥美線	田原高松線	田原市緑が浜四号	19,389	27,144
184	2 号 豊橋渥美線	田原高松線	豊橋渥美線	田原市野田町尾川	3,772	4,715
185	2 号 豊橋渥美線	豊橋渥美線	—	—	0	0
186	2 号 豊橋渥美線	豊橋渥美線	一般国道 259 号	田原市野田町尾川	3,772	4,715
187	28 号 田原高松線	豊橋渥美線	蔵王山線	田原市田原町晩田	7,414	9,416
188	28 号 田原高松線	蔵王山線	田原市道	田原市田原町晩田	7,414	9,416
189	28 号 田原高松線	田原市道	田原市道	田原市大久保町黒河原	3,006	3,818
190	28 号 田原高松線	田原市道	一般国道 259 号	田原市大久保町黒河原	3,006	3,818
191	28 号 田原高松線	一般国道 259 号	高松石神線	田原市大久保町大新田	4,017	5,061
192	31 号 東三河環状線	小坂井御津線	一般国道 23 号	豊川市為当町六反田	13,351	17,890
193	31 号 東三河環状線	金野豊川線	小坂井御津線	豊川市為当町六反田	13,351	17,890
194	31 号 東三河環状線	一般国道 23 号	大山豊橋停車場線	豊橋市大山町東大山	8,276	10,676
195	31 号 東三河環状線	大山豊橋停車場線	豊橋渥美線	豊橋市大山町東大山	8,276	10,676
196	31 号 東三河環状線	豊橋渥美線	一般国道 259 号	豊橋市大山町東大山	8,276	10,676
197	31 号 東三河環状線	一般国道 259 号	伊古部南栄線	豊橋市大山町東大山	8,276	10,676

注 1) 自動車類交通量は上下合計の台数である。昼間 12 時間は 7 時～19 時の交通量を観測した。

2) 表中の番号は図 3.2-7 の番号と対応する。

3) 起点・終点及び交通量が明らかになっていない場合は「—」とする。

4) 調査地点は、調査区間の中間点を調査地点とした。

出典) 「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査 集計表 愛知県」
(2026 年 5 月時点、国土交通省 HP <https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/index.html>)

(2) 鉄道

対象事業実施区域及びその周囲における鉄道の状況を図 3.2-8 に示す。

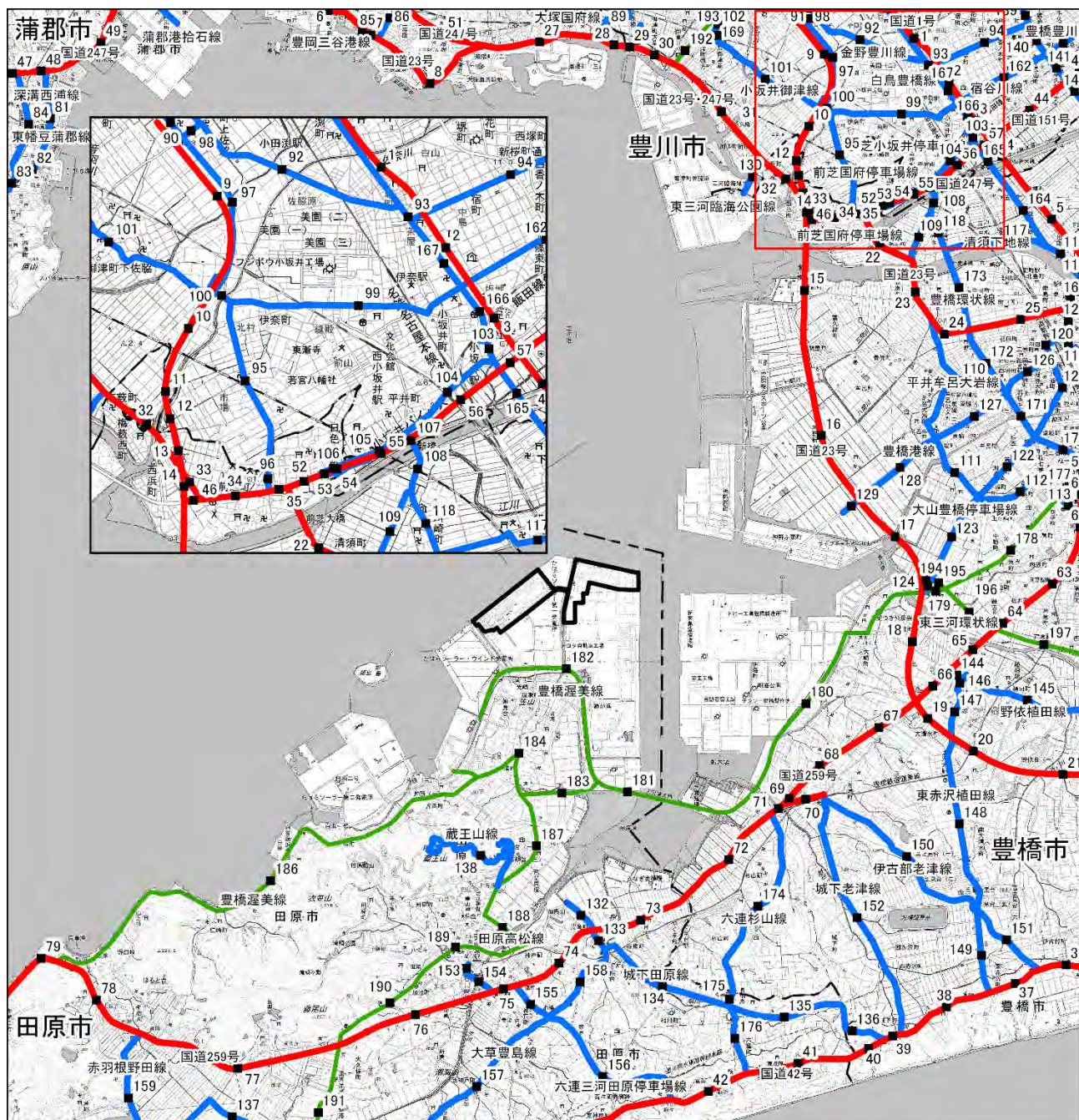
「JR 東海道新幹線」「JR 東海道本線」「JR 飯田線」「豊橋鉄道渥美線」「名鉄名古屋本線」が運行している。

(3) 海上交通

事業実施区域及びその周囲における AIS（自動船舶識別装置）に基づく船舶の通航量を図 3.2-9 に示す。対象事業実施区域及びその周囲においては、主要な海上交通が渥美湾内を運航している。

(4) 航空

対象事業実施区域及びその周囲に空港は存在せず、「航空法」（昭和 27 年法律第 231 号、最終改正：令和 7 年法律第 55 号）第 49 条の規定による空港周辺における物件の高さ制限（進入表面・転移表面・水平表面）のある地域はない。



凡例

- 行政界
- 交通量調査地点
- 対象事業実施区域
- 一般国道
- 一般県道
- 主要地方道

(図中の番号は表 3.2-12 に対応)

出典)「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査 集計表 愛知県」
(2026年5月時点、国土交通省 HP <http://www.mlit.go.jp/road/census/h27/index.html>)

図 3.2-7 交通網図(道路)



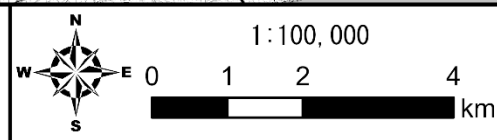
凡例

--- 行政界

■ 対象事業実施区域

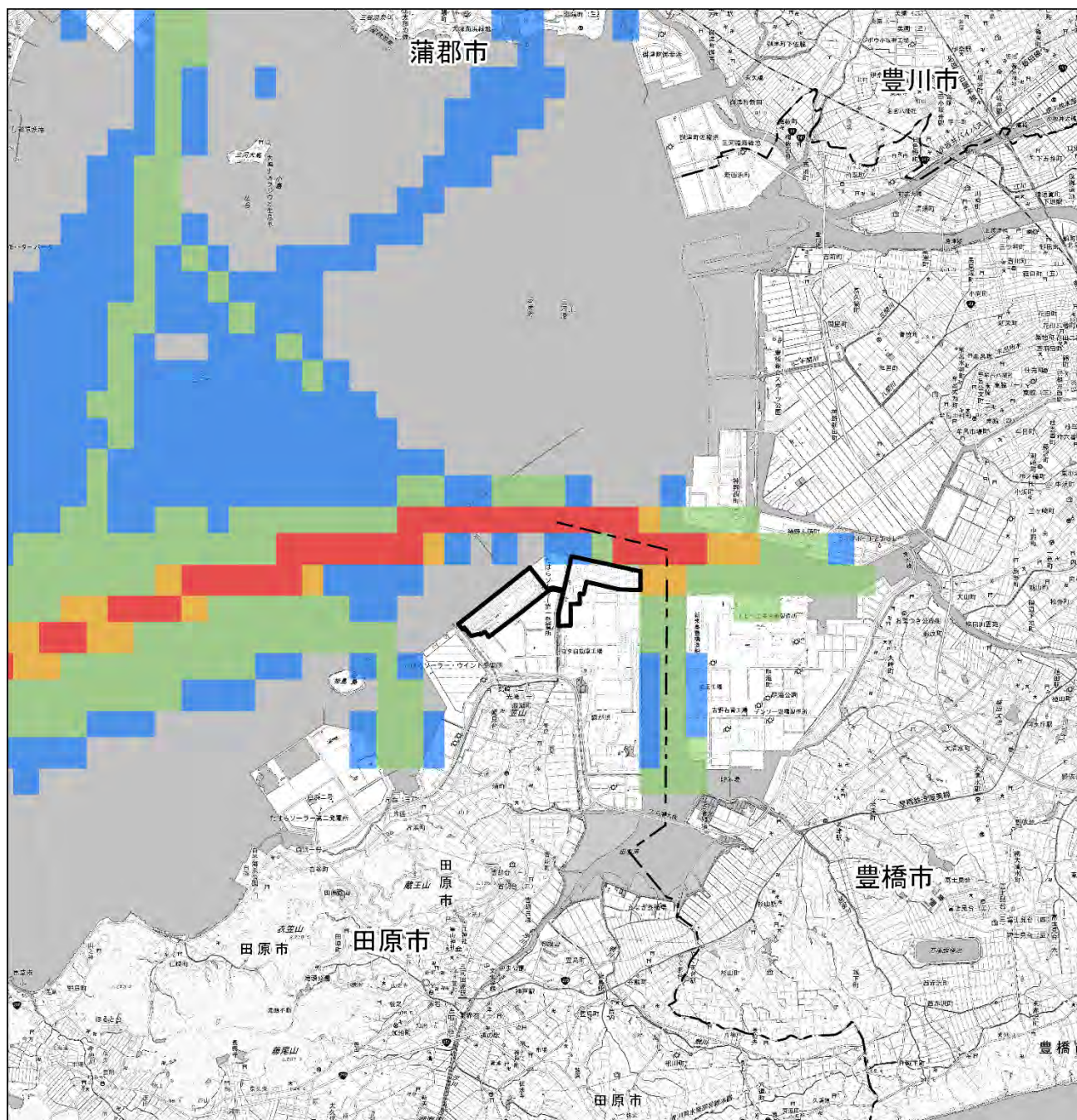
— 鉄道

○ 駅



出典)「国土数値情報 鉄道(令和6年)」(2026年5月時点、国土交通省 HP
http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N02-v2_3.html)

図 3.2-8 交通網図(鉄道)



凡例

--- 行政界

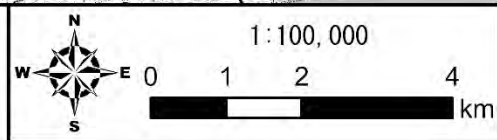
▭ 対象事業実施区域

■ 301～隻/月

■ 151～300隻/月

■ 31～150隻/月

■ 6～30隻/月



出典)「海しる(海洋状況表示システム)」(2026年5月時点、海上保安庁 HP
<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

図 3.2-9 船舶の通航量

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

対象事業実施区域及びその周囲の学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況を表 3.2-13 及び図 3.2-10 に示す。

風力発電機設置予定位置から最も近い配慮施設は、童浦小学校であり、離隔は約 2.9 km である。

表 3.2-13 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

番号	分類	名称	所在地
1	保育園	第一保育園	田原市田原町汐見 96
2	認定こども園	蔵王こども園	田原市田原町大沢 3-293
3		童浦こども園	田原市片浜町前畑 79-1
4	小学校	童浦小学校	田原市浦町米山 64-1
5		田原中部小学校	田原市田原町殿町 33
6		衣笠小学校	田原市田原町東栄巖 70
7	中学校	田原中学校	田原市田原町椿 1-1
8	高等学校	成章高等学校	田原市田原町池ノ原 1
9	福祉施設	特別養護老人ホーム田原ゆの里	田原市吉胡町蔵王 97 番 63
10		グループホーム田原ゆの里	田原市吉胡町蔵王 97 番 63
11		グループホームじねん	田原市豊島町釜鋳砦 67 番地
12		グループホーム田原吉胡の家	田原市吉胡町木綿畑 47 番地 27
13		もえぎ・あさぎ	田原市田原町大沢下 24-1
14		ふれあいの家	田原市田原町南新地 72 番地 1
15		うたたね	田原市田原町南晩田 20 番地 7
16		J A 愛知厚生連あつみの郷グループホーム	田原市田原町築出 35-1
17		J A 愛知厚生連あつみの郷介護老人保健施設	田原市田原町築出 35-1
18		田原児童センター	田原市田原町築出 25-1
19		蔵王苑	田原町西山口 1 番地
20		蔵王の杜	田原町石取 1 番地 9
21		藤の木ホーム・桜木ホーム	田原市田原町亀若 21 番地 4

出典 1) 「令和 7 年度 愛知学校一覧」 (2026 年 5 月時点、愛知県 HP

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kyoiku-somu/gakkoichiran.html>)

2) 「愛知県内の認定こども園一覧表」 (2026 年 5 月時点、愛知県 HP

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kosodate/0000016939.html>)

3) 「保育所一覧」 (2026 年 5 月時点、愛知県 HP

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kosodate/0000005171.html>)

4) 「愛知県内介護保険事業者一覧」 (2026 年 5 月時点、愛知県 HP

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/kaigooshirase.html>)

5) 「保育所・認定こども園」 (2026 年 5 月時点、田原市 HP

<http://www.city.tahara.aichi.jp/kosodate/shussanikuji/1001086/index.html>)

6) 「(令和 7 年度版) 障がい者福祉の手引き」 (2026 年 5 月時点、田原市 HP

<https://www.city.tahara.aichi.jp/fukushi/shogai/1005727.html>)

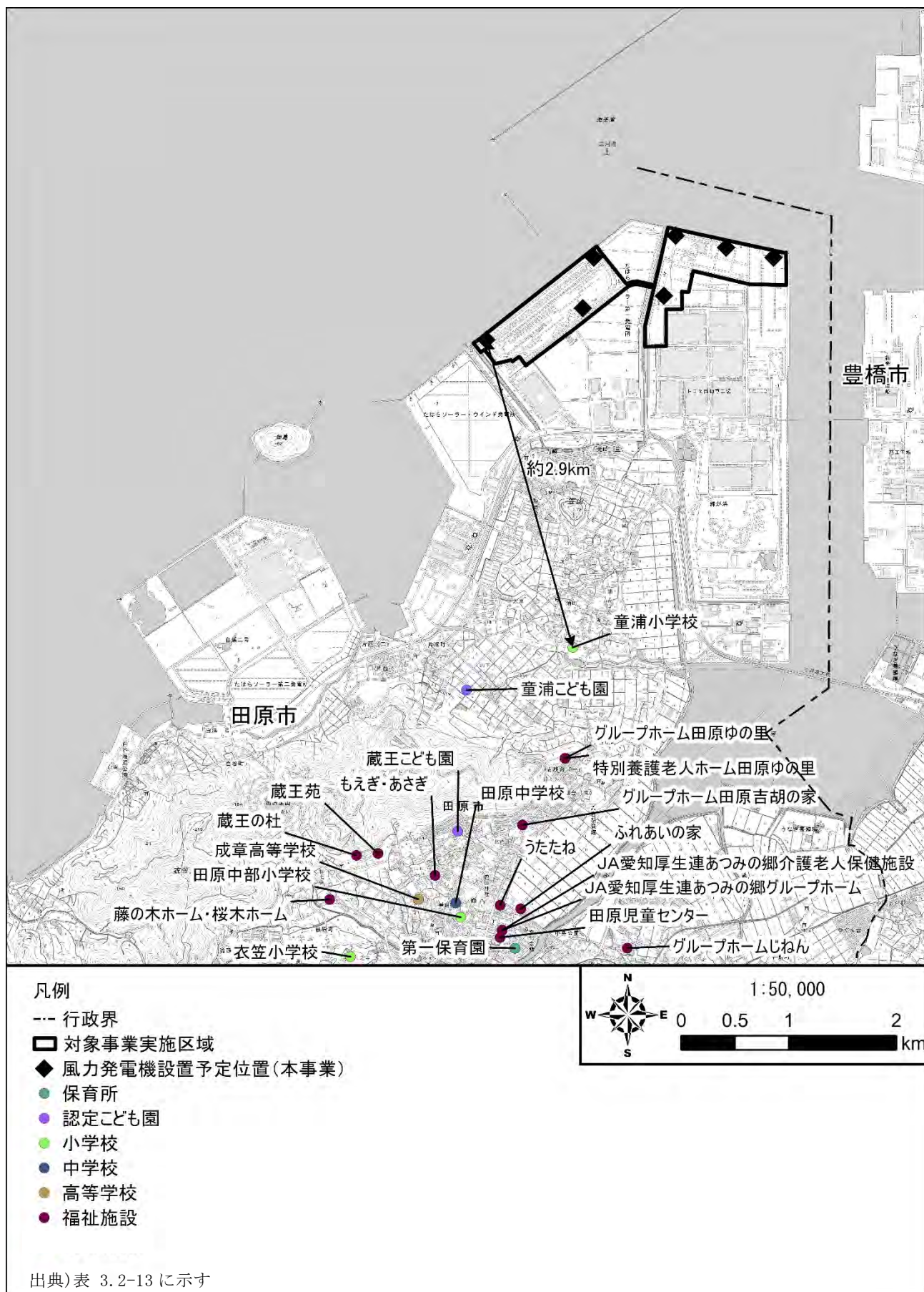


図 3.2-10 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

(2) 住宅の配置の概況

対象事業実施区域及びその周囲の住宅の配置の状況を図 3.2-11 に示す。対象事業実施区域及びその周囲においては、田原市浦町に集落及び住宅が集中しており、その他は国道 259 号等の幹線道路、鉄道の豊橋鉄道渥美線沿いに集落が分散して分布している。

風力発電機設置予定位置から最も近い住宅等の離隔は約 1.1 kmである。

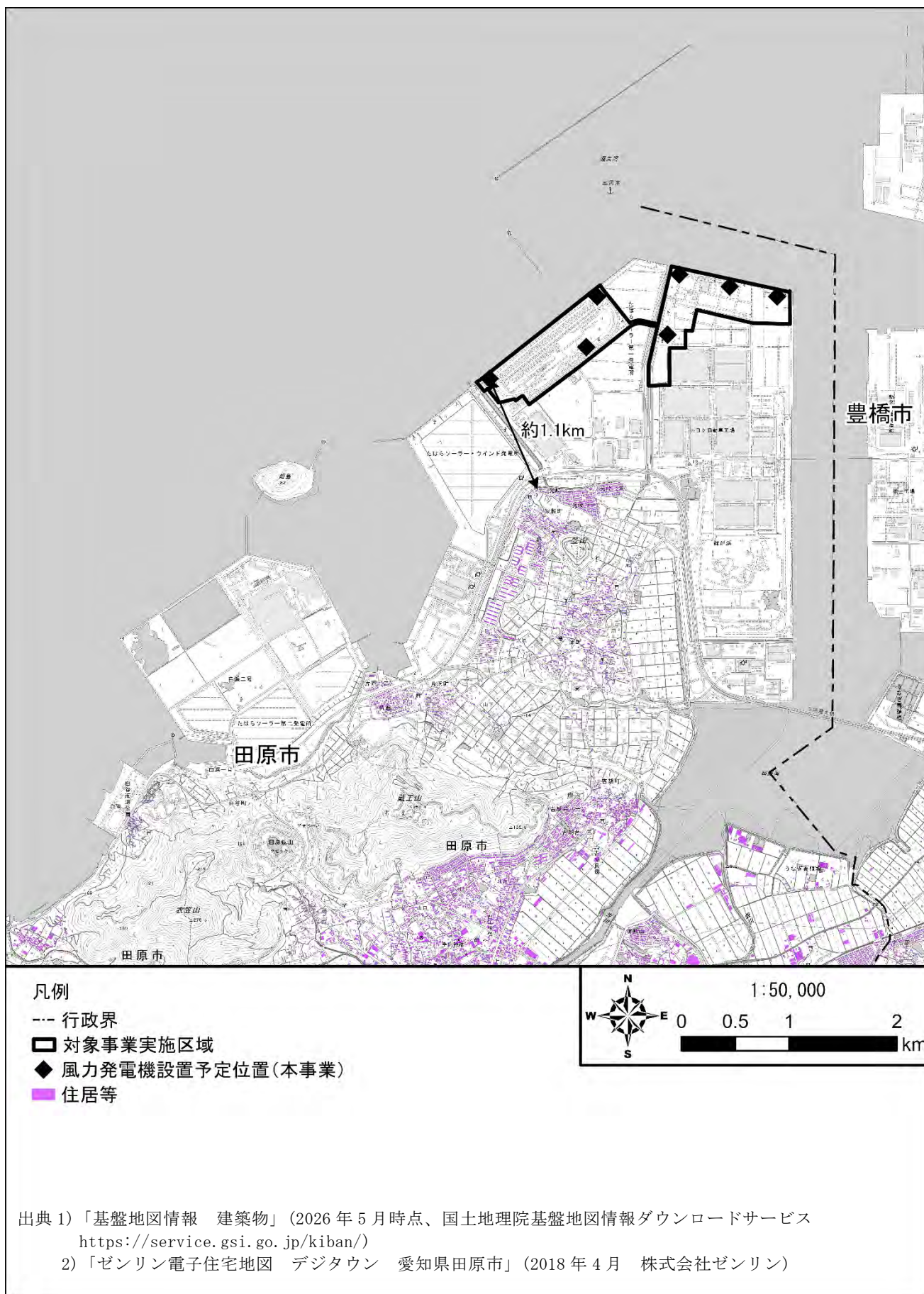


図 3.2-11 住宅の配置の状況

3.2.6 下水道の整備状況

田原市、豊橋市、豊川市、蒲郡市及び愛知県における 2024 年度末の下水道の普及状況を表 3.2-14 に示す。下水道普及率は、田原市で 56.6%と最も低く、豊川市で 88.5%と最も高くなっている。

表 3.2-14 下水道処理人口普及状況（2024 年度末）

県・市名	行政人口（人）	下水道処理人口（人）	下水道普及率（%）
田原市	58,200	32,900	56.6
豊橋市	364,700	276,600	75.8
豊川市	185,400	164,100	88.5
蒲郡市	77,200	60,400	78.2
愛知県	7,470,400	6,133,900	82.1

出典）「愛知県内市町村別の下水道普及状況」（2026 年 5 月時点、愛知県 HP
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jogesuido/gesuijinkou.html>）

3.2.7 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物

田原市、豊橋市、豊川市、蒲郡市及び愛知県の 2024 年度の一般廃棄物処理の状況を表 3.2-15 に示す。田原市の一般廃棄物のリサイクル率は 32.7%となっている。

表 3.2-15 一般廃棄物処理の状況（2024 年度）

都道府県	県・市名	処理量合計 (t)	直接焼却量 (t)	リサイクル率 (%)	最終処分量 (t)
愛知県	田原市	22,327	14,343	32.7	2,463
	豊橋市	119,144	77,946	20.5	15,000
	豊川市	62,236	50,284	23.3	2,111
	蒲郡市	28,678	22,602	15.8	2,865
	愛知県	2,219,636	1,680,862	22.1	133,461

出典）「令和 6 年度一般廃棄物処理事業実態調査」（2026 年 5 月時点、愛知県 HP
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/junkan/ippai-jittaityousa-r6.html>）

(2) 産業廃棄物

対象事業実施区域から半径 50km の範囲における、産業廃棄物の中間処理及び最終処分場の施設数と位置を表 3.2-16 及び図 3.2-12 に示す。

表 3.2-16 産業廃棄物処理施設数（2025 年、2012 年）

県	市町	中間処理施設	特別管理 中間処理施設	最終処分場	特別管理 最終処分場
愛知県	豊橋市	4	0	0	0
	岡崎市	1	0	0	0
	半田市	73	13	0	0
	豊川市	81	2	1	0
	碧南市	25	0	1	0
	刈谷市	54	26	3	1
	豊田市	2	0	0	0
	安城市	39	0	0	0
	西尾市	54	1	1	0
	蒲郡市	16	0	0	0
	常滑市	56	0	0	0
	新城市	27	0	2	0
	東海市	50	1	0	0
	大府市	32	5	2	0
	知立市	5	0	0	0
	高浜市	15	0	0	0
	豊明市	13	0	1	0
	日進市	6	0	0	0
	田原市	40	0	2	0
	みよし市	26	3	0	0
	東郷町	22	0	0	0
	東浦町	21	1	0	0
	美浜町	4	0	0	0
	武豊町	14	0	2	0
	幸田町	20	0	0	0
	阿久比町	10	0	0	0
	設楽町	1	0	0	0
	知多市	3	0	0	0
	尾張旭市	1	0	0	0
静岡県	浜松市中区	10	0	0	0
	浜松市東区	12	1	0	0
	浜松市西区	27	0	3	1
	浜松市南区	19	0	1	0
	浜松市北区	15	0	0	0
	浜松市浜北区	11	0	0	0
	浜松市天竜区	4	0	0	0
	磐田市	19	1	0	0
	湖西市	5	0	0	0
合計		837	54	19	2

注) 愛知県は 2025 年、静岡県は 2012 年の情報である。

出典 1) 「あいちマップ_産業廃棄物処理業者等情報「見える化」マップ」

(2026 年 5 月時点、愛知県資源循環推進課 HP <https://maps.pref.aichi.jp/>)

2) 「国土数値情報（廃棄物処理施設）」（2026 年 5 月時点、国土交通省 HP
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>）

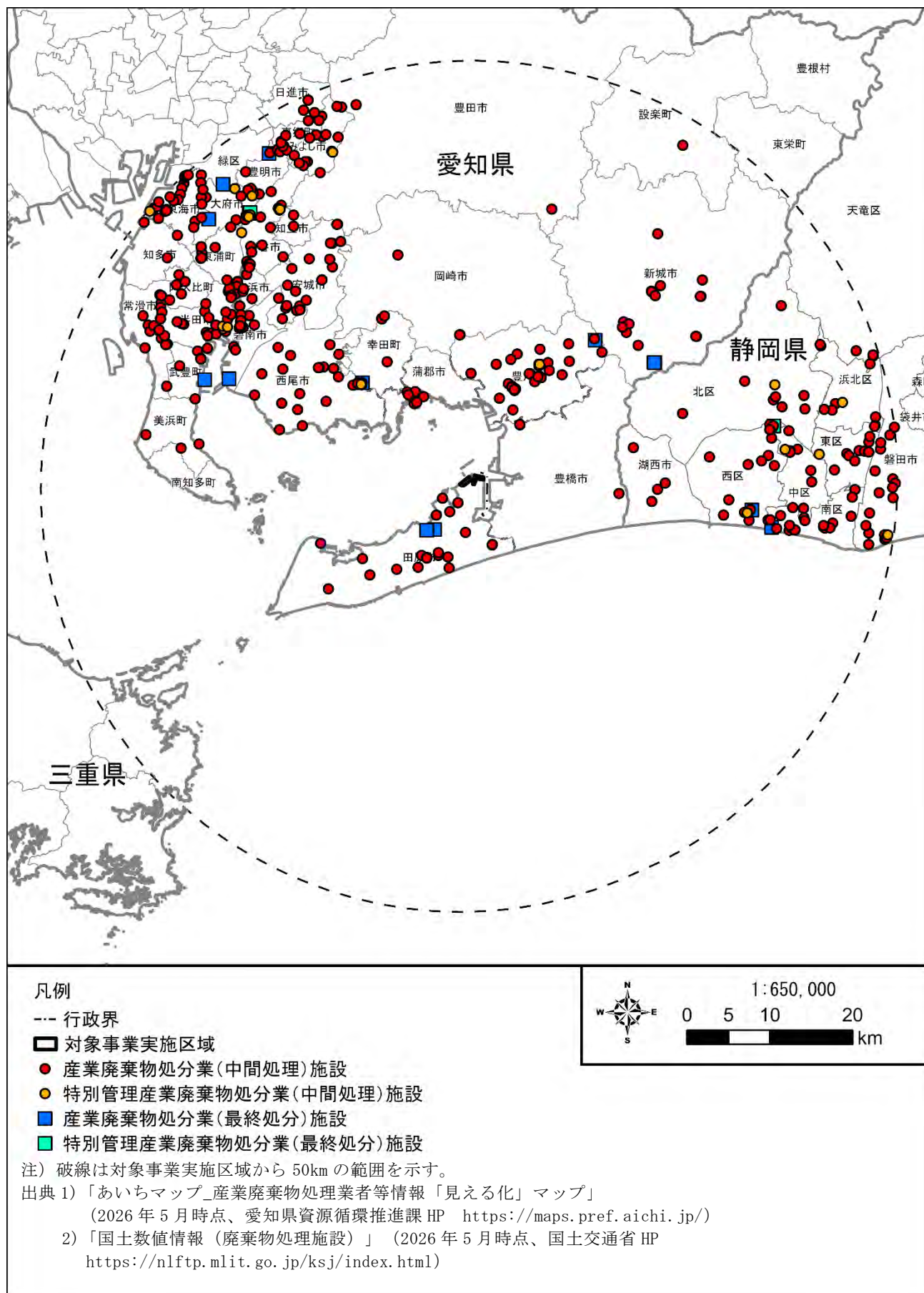


図 3.2-12 産業廃棄物処理施設

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

1) 環境基準

環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年法律 36 号）に基づき、「大気汚染」、「水質の汚濁」、「土壌の汚染」及び「騒音」に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められている。

(a) 大気汚染

大気汚染物質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年法律 36 号）に基づき全国一律に定められている。大気汚染に係る環境基準及び指針を表 3.2-17～表 3.2-19 に示す。

なお、本事業において、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 8 年法律第 22 号）に規定する施設及び作業に該当するものはない。

表 3.2-17 大気汚染物質に係る環境基準

物質	二酸化いおう (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	二酸化窒素 (NO ₂)	光化学オキシダント (O ₃)
環境上の条件	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	オゾンとして、8 時間値が 0.07ppm 以下であり、かつ、日最高 8 時間値の 1 年平均値が 0.04ppm 以下であること。

備考 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。

3) 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

出典 1) 「大気汚染に係る環境基準について」

（昭和 48 年環境庁告示第 25 号、最終改正：令和 8 年環境庁告示第 8 号）

2) 「二酸化窒素に係る環境基準について」

（昭和 53 年環境庁告示第 38 号、最終改正：平成 8 年環境庁告示第 74 号）

表 3.2-18 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

備考 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典) 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」

(平成 9 年環境庁告示第 4 号、最終改正：平成 30 年環境省告示第 100 号)

表 3.2-19 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	微小粒子状物質
環境上の条件	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。

備考 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典) 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年環境省告示第 33 号)

(b) 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年法律 36 号）に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年環境省告示第 54 号）に定められている。

「騒音に係る環境基準」を表 3.2-20～表 3.2-22 に示す。環境基準は、地域の類型及び時間区分ごとに「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年環境省告示第 54 号）に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、県知事（各市の区域内の地域は、田原市長、豊橋市長、豊川市長、蒲郡市長）が指定する。対象事業実施区域及びその周囲の類型区分の指定状況を、図 3.2-13 に示す。

なお、この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとなっている。

表 3.2-20 自動車騒音に係る環境基準(1/3)

【道路に面する地域以外の地域（一般地域）】

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号
最終改正 平成 24 年 3 月 30 日 環境省告示第 54 号

地域の 類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注 1) 時間区分は次のとおりとする。昼間：午前 6 時～午後 10 時、夜間：午後 10 時～翌日の午前 6 時
 2) AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3) A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4) B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5) C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 3.2-20 自動車騒音に係る環境基準(2/3)

【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考) 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

- 注 1) 時間区分は次のとおりとする。昼間：午前 6 時～午後 10 時、夜間：午後 10 時～翌日の午前 6 時
 2) AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3) A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4) B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5) C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 3.2-20 自動車騒音に係る環境基準(3/3)

【幹線交通を担う道路に近接する空間】

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

- 注 1) 時間区分は次のとおりとする。昼間：午前 6 時～午後 10 時、夜間：午後 10 時～翌日の午前 6 時
 2) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道等
 3) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは以下の通りとする。
 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 15m まで
 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 20m まで

表 3.2-21 航空機騒音に係る環境基準(1/2)

【県営名古屋空港の航空機騒音に係る環境基準】

地域の類型	基準値	該当地域	
I	57dB 以下 (Lden)	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	県営名古屋空港（愛知県西春日井郡豊山町豊場）の位置を示す標点（北緯 35 度 15 分 06 秒、東経 136 度 55 分 39 秒）から滑走路延長方向に延ばした直線（以下「名古屋中心線」という。）と直角方向に東方 5km、西方 4km の点を通る名古屋中心線との平行線、標点から名古屋中心線上に南方へ 18km の点を通る名古屋中心線との垂線及び愛知、岐阜両県の県境によって囲まれる地域。ただし、県営名古屋空港の敷地並びに河川区域及び工業専用地域を除く。
II	62dB 以下 (Lden)	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	

注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

出典 1) 「航空機騒音に係る環境基準について」

(昭和 48 年環境庁告示第 154 号、最終改正：平成 19 年環境省告示第 114 号)

2) 「航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」

(昭和 52 年愛知県告示第 483 号、最終改正：平成 30 年愛知県告示 202 号)

表 3.2-21 航空機騒音に係る環境基準(2/2)

【中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準】

地域の類型	基準値	該当地域
I	57dB 以下 (Lden)	常滑市、弥富市、飛島村、南知多町及び美浜町の区域。ただし、空港島の区域、河川区域及び工業専用地域を除く。

注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

出典 1) 「航空機騒音に係る環境基準について」

(昭和 48 年環境庁告示第 154 号、最終改正：平成 19 年環境省告示第 114 号)

2) 「中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」

(平成 18 年愛知県告示第 305 号)

表 3.2-22 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	該当地域	
I	70dB 以下 ($L_{A, Smax}$)	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	東海道新幹線の線路の中心線から左右両側にそれぞれ 400m までの地域（鉄けた橋りょう及び坂の坂トンネルは別に定める地域）。ただし、東海道新幹線敷地、河川敷及び工業専用地域を除く。
II	75dB 以下 ($L_{A, Smax}$)	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	

注 1) I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2) 該当地域の欄における鉄けた橋りょう及び坂の坂トンネルに係る該当地域は次のとおりである。

鉄けた橋りょうのうち、木曽川鉄橋については、左右両側にそれぞれ 700m までの地域及び橋りょうの橋けたの先端部と線路の中心線の交点を中心に、橋りょうの反対側に半径 700m の円内の地域、その他のものについては左右両側にそれぞれ 600m までの地域及び橋りょうの橋けたの先端部と線路の中心線の交点を中心にそれぞれ橋りょうの反対側に半径 600m の円内の地域とし、トンネルのうち坂の坂トンネルに限りトンネルの出入口と線路の中心線の交点を中心にそれぞれトンネル側に半径 400m の円内の地域。

出典 1) 「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」

(昭和 50 年環境庁告示第 46 号、最終改正：平成 12 年環境省告示第 78 号)

2) 「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型の指定」

(昭和 52 年愛知県告示 484 号、最終改正：平成 30 年愛知県告示第 203 号)

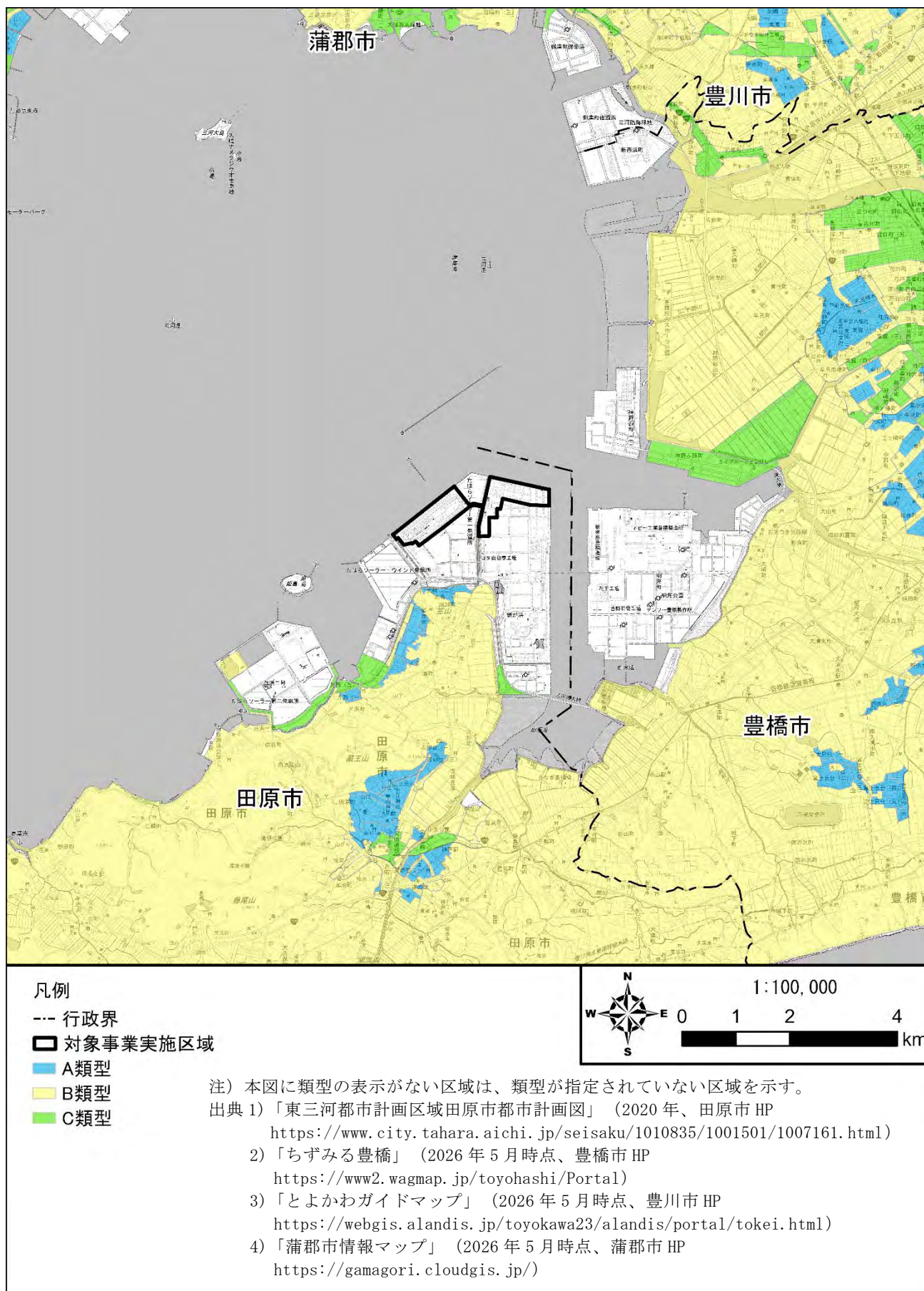


図 3.2-13 騒音環境基準の類型区分の指定状況 (1/2)



図 3.2-13 騒音環境基準の類型区分の指定状況（拡大図）（2/2）

(c) 水質汚濁

公共用水域の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年法律 36 号）に基づく「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年環境省告示第 35 号）に定められている。

公共用水域の水質に係る環境基準として、「人の健康の保護に関する環境基準」を表 3.2-23 に示す。全公共用水域について一律に定められている。また、「生活環境の保全に関する環境基準」を表 3.2-24～表 3.2-26 に示す。河川、湖沼、海域ごとに水域類型が設けられ、基準値が定められている。

対象事業実施区域及びその周囲における環境類型の指定状況を図 3.2-14 に示す。対象事業実施区域内に環境基準が設定された河川及び湖沼は存在しないが、対象事業実施区域の周囲では、汐川が河川 D 類型・生物 B 類型、梅田川が河川 C 類型・生物 B 類型に指定されている。また海域は、対象事業実施区域が面する神野・田原地先海域は海域 C 類型、三河湾（ロ）は海域Ⅲ類型、三河湾（ロ）及び三河湾（ハ）、三河湾（ホ）は生物特 A 類型、三河湾（ニ）は生物 A 類型、三河湾(1)は生物 1 類型、三河湾(4)及び三河湾(5)は生物 2 類型、三河湾(7)は生物 3 類型に指定されている。

表 3.2-23 人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域）

項目	水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性・亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年環境省告示第 35 号)

表 3.2-24 生活環境の保全に関する環境基準（河川）（1/2）

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級・自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下
A	水道 2 級・水産 1 級及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下
B	水道 3 級・水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100ml 以下
C	水産 3 級・工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級・農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—
備考						
- 基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（$0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。 - 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。 - 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 - 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。 - いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。 - 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる）。 - 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3.2-24 生活環境の保全に関する環境基準（河川）（2/2）

イ

類型	水生生物の生息状況	基準値		
		全垂鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンス ルホン酸及びその塩 (LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 出典）「水質汚濁に係る環境基準について」 （昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年環境省告示第 35 号）				

表 3.2-25 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）（1/3）

（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万 m³ 以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級・水産 1 級・自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下
A	水道 2、3 級・水産 2 級及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下
B	水道 3 級・工業用水 1 級・農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15 mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級・環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—
備考						
1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2. 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。 3. 水道 3 級を利用目的としている測定点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。 4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。 5. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3) 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作又は特殊な浄水操作を行うもの

5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3.2-25 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）（2/3）

イ

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。）、水産 1 種及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。			

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な浄水操作を行うものをいう。）

3) 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

4) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

類型	水生生物の生息状況	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

表 3.2-25 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）（3/3）

エ

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典）「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年環境省告示第 35 号）

表 3.2-26 生活環境の保全に関する環境基準（海域）（1/2）

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100ml 以下	検出されないこと
B	水産 2 級・工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
備考						
1. アルカリ性法とは次のものをいう。試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmol/L) 10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1ml とアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。 $\text{COD (O}_2\text{mg/l)} = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{ Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$ (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値 (ml) (b) : 蒸留水について行なった空試験値 (ml) f Na ₂ S ₂ O ₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価 2. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。 3. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの （水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種及びⅢ以下の欄に掲げるもの （水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの （水産 3 種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考			
1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3) 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

表 3.2-26 生活環境の保全に関する環境基準（海域）（2/2）

ウ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

エ

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典）「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年環境省告示第 35 号）



凡例

--- 行政界

□ 対象事業実施区域

環境基準類型(海域)

A

B

C

環境基準類型(河川)

A

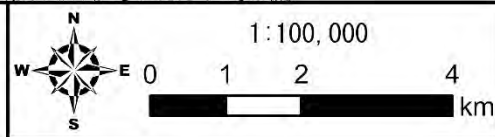
B

C

D

生物類型(河川)

B



出典 1) 「水環境総合情報サイト」(2026 年 5 月時点、環境省 HP

<https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/>)

2) 「水質環境基準と水域類型の指定状況」(2026 年 5 月時点、愛知県 HP

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000067580.html>)

図 3.2-14 生活環境の保全に関する環境基準(河川・海域)の類型指定状況(1/4)



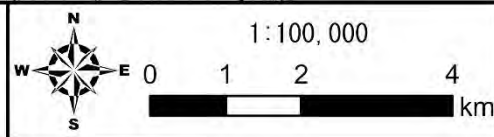
凡例

--- 行政界

■ 対象事業実施区域

環境基準類型(海域:全窒素・全りん)

Ⅲ



出典 1) 「水環境総合情報サイト」(2026 年 5 月時点、環境省 HP

<https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/>)

2) 「水質環境基準と水域類型の指定状況」(2026 年 5 月時点、愛知県 HP

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000067580.html>)

図 3.2-14 生活環境の保全に関する環境基準(河川・海域)の類型指定状況(2/4)



凡例

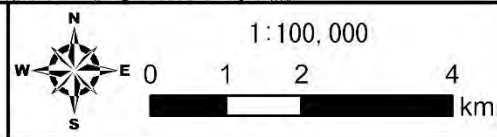
--- 行政界

□ 対象事業実施区域

生物類型(海域:全亜鉛・ノニルフェノール・LAS)

■ 生物特A

■ 生物A



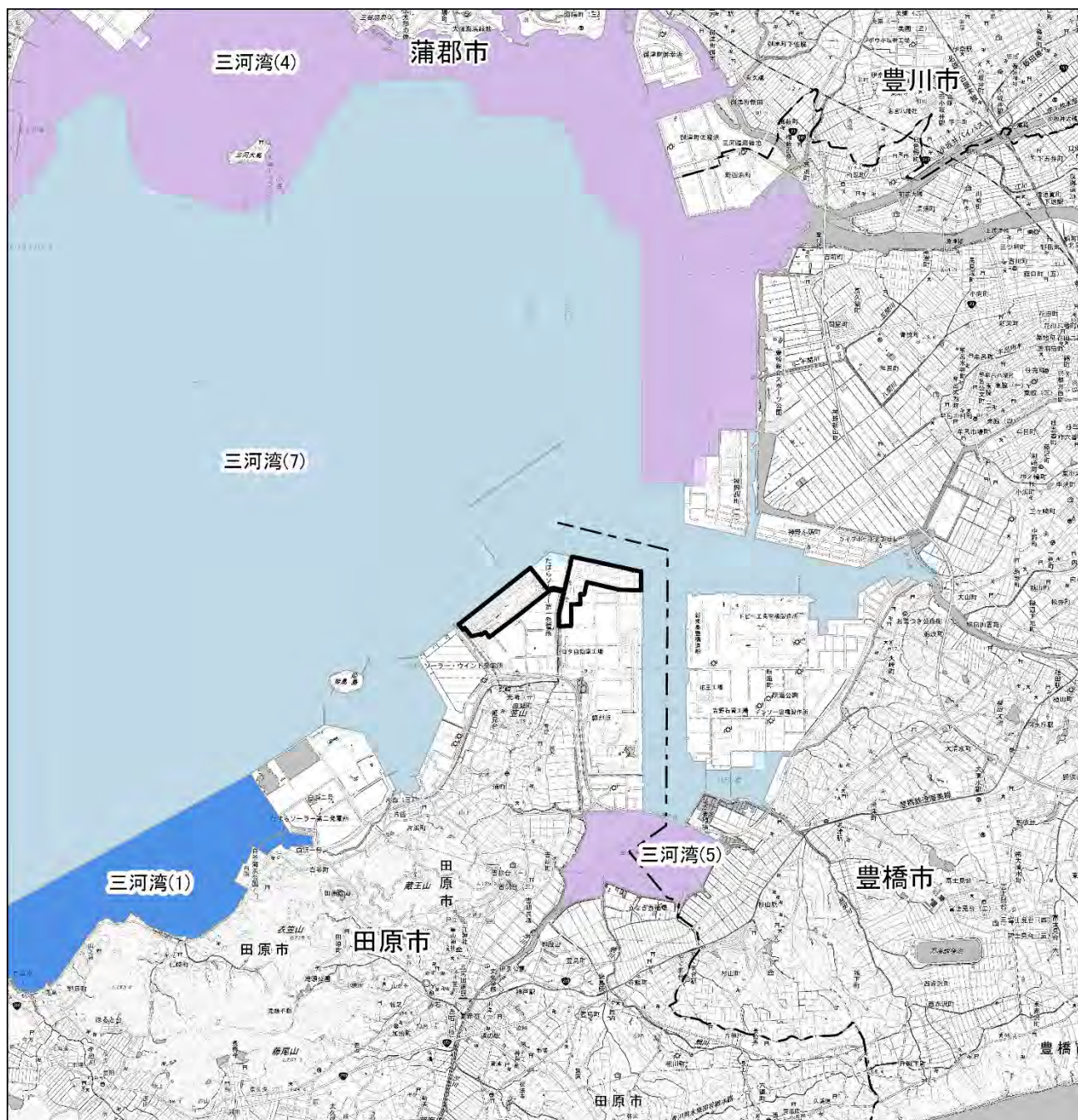
出典 1) 「水環境総合情報サイト」(2026 年 5 月時点、環境省 HP

<https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/>)

2) 「水質環境基準と水域類型の指定状況」(2026 年 5 月時点、愛知県 HP

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000067580.html>)

図 3.2-14 生活環境の保全に関する環境基準(河川・海域)の類型指定状況(3/4)



凡例

--- 行政界

□ 対象事業実施区域

生物類型(海域: 底層溶存酸素量)

■ 生物1

■ 生物2

■ 生物3

出典 1) 「水環境総合情報サイト」(2026 年 5 月時点、環境省 HP

<https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/>)

2) 「水質環境基準と水域類型の指定状況」(2026 年 5 月時点、愛知県 HP

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000067580.html>)

図 3.2-14 生活環境の保全に関する環境基準(河川・海域)の類型指定状況(4/4)

(d) 地下水

地下水に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年法律 36 号）に基づく「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 7 年環境省告示第 41 号）により定められている。地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 3.2-27 に示す。

表 3.2-27 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	地下水の水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1. 環境基準は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典) 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

(平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 7 年環境省告示第 41 号)

(e) 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年法律 36 号）に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 7 年環境省告示第 37 号）により定められている。土壌の汚染に係る環境基準を表 3.2-28 に示す。

表 3.2-28 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備 考	1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。 5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典）「土壌汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 7 年環境省告示第 37 号）

(f) ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 8 年法律 22 号）に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年環境省告示第 89 号）により、全国一律に定められている。ダイオキシン類に係る環境基準を表 3.2-29 に示す。

表 3.2-29 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壤	1,000pg-TEQ/g 以下
備 考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壤に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

出典）「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年環境省告示第 89 号）

2) 規制基準等

(a) 大気汚染

いおう酸化物の排出基準は、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 8 年環境省令第 6 号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年愛知県条例第 7 号、最終改正：令和 7 年愛知県条例第 1 号）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められている。田原市の一部（旧田原町）、豊橋市、豊川市の一部（旧一宮町及び音羽町以外）及び蒲郡市は 8.76、田原市のそれ以外の地区（旧赤羽根町、旧渥美町）及び豊川市のそれ以外の地区（旧一ノ宮町及び音羽町）は 17.5 となっている。

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 8 年法律第 22 号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年愛知県条例第 7 号、最終改正：令和 7 年愛知県条例第 1 号）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置されない。

(b) 騒音

騒音に関しては、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：令和 8 年法律第 22 号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年愛知県条例第 7 号、最終改正：令和 7 年愛知県条例第 1 号）に基づく、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び自動車交通騒音の要請限度が定められている。騒音に関する規制基準等を表 3.2-30～表 3.2-32 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲における騒音規制区域を図 3.2-15 に示す。

表 3.2-30 特定工場等において発生する騒音の規制基準(1/2)

時間区分 区域区分	昼間	朝・夕	夜間
第 1 種区域	45dB 以上 50dB 以下	40dB 以上 45dB 以下	40dB 以上 45dB 以下
第 2 種区域	50dB 以上 60dB 以下	45dB 以上 50dB 以下	40dB 以上 50dB 以下
第 3 種区域	60dB 以上 65dB 以下	55dB 以上 65dB 以下	50dB 以上 55dB 以下
第 4 種区域	65dB 以上 70dB 以下	60dB 以上 70dB 以下	55dB 以上 65dB 以下

備考 1) 昼間とは、午前七時又は八時から午後六時、七時又は八時までとし、朝とは、午前五時又は六時から午前七時又は八時までとし、夕とは、午後六時、七時又は八時から午後九時、十時又は十一時までとし、夜間とは、午後九時、十時又は十一時から翌日の午前五時又は六時までとする。

2) 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

- 一 第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- 二 第二種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 三 第三種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- 四 第四種区域 主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

出典) 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号、最終改正：平成 27 年環境省告示第 67 号)

表 3.2-30 特定工場等において発生する騒音の規制基準 (2/2)

時間区分 区域区分		昼間 (8:00～19:00)	朝・夕 (6:00～8:00) (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域	45dB	40dB	40dB
第 2 種区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	50dB	45dB	40dB
第 3 種区域	A 近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65dB	60dB	50dB
	B 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60dB	55dB	50dB
第 4 種区域	工業地域	70dB	65dB	60dB
	工業専用地域	75dB	75dB	70dB
	都市計画区域以外の地域	60dB	55dB	50dB

備考 1) 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）・都市計画区域以外の地域について、当該地域内の学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の範囲内の基準は上の表の値から 5dB を減じた値とする。

2) 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ 50m の範囲内の基準は上の表の値から 5dB を減じた値とする。

出典 1) 「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」

（平成 15 年愛知県規則第 87 号、最終改正：令和 5 年愛知県規則第 4 号）

2) 「平成 24 年田原市告示 24 号」

表 3.2-31 特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制種別 区域の区分	基準値	作業時間	*1 日当たりの作業時間	作業期間	作業日
第 1 号区域	85dB	19:00～7:00 の時間内でないこと	10 時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
第 2 号区域		22:00～6:00 の時間内でないこと	14 時間を超えないこと		
第 3 号区域		—	—		

備考 1) 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2) 基準値を超えている場合、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、1 日の作業時間を 4 時間以上 * 欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3) 第 1 号区域：ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域

第 2 号区域：工業地域（第 1 号区域のイの区域を除く。）

第 3 号区域：工業専用地域（第 1 号区域のイの区域を除く。）

出典 1) 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：平成 27 年環境省告示第 66 号）

2) 「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」

（平成 15 年愛知県規則第 87 号、最終改正：令和 5 年愛知県規則第 4 号）

3) 「平成 24 年田原市告示 24 号」

表 3.2-32 自動車騒音の要請限度

区域区分		時間の区分		道路に面する区域		幹線交通を担う 道路に近接する 区域
				1 車線	2 車線以上	
a	第 1 種低層住居専用地域	昼間	6:00～22:00	65dB	70dB	昼間 75dB 夜間 70dB
	第 2 種低層住居専用地域					
	第 1 種中高層住居専用地域	夜間	22:00～6:00	55dB	65dB	
	第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域					
b	第 1 種住居地域	昼間	6:00～22:00	65dB	75dB	
	第 2 種住居地域					
	準住居地域	夜間	22:00～6:00	55dB	70dB	
	都市計画区域で用途地域の 定められていない地域					
c	近隣商業地域	昼間	6:00～22:00	75dB	75dB	
	商業地域					
	準工業地域	夜間	22:00～6:00	70dB	70dB	
	工業地域					

備考 1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）
 - (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に定める自動車専用道路
- 2) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。
- (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
 - (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

出典 1) 「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：令和 2 年環境省令第 9 号)

- 2) 「自動車騒音に係る要請限度」（2026 年 5 月時点、愛知県 HP
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000007636.html>)

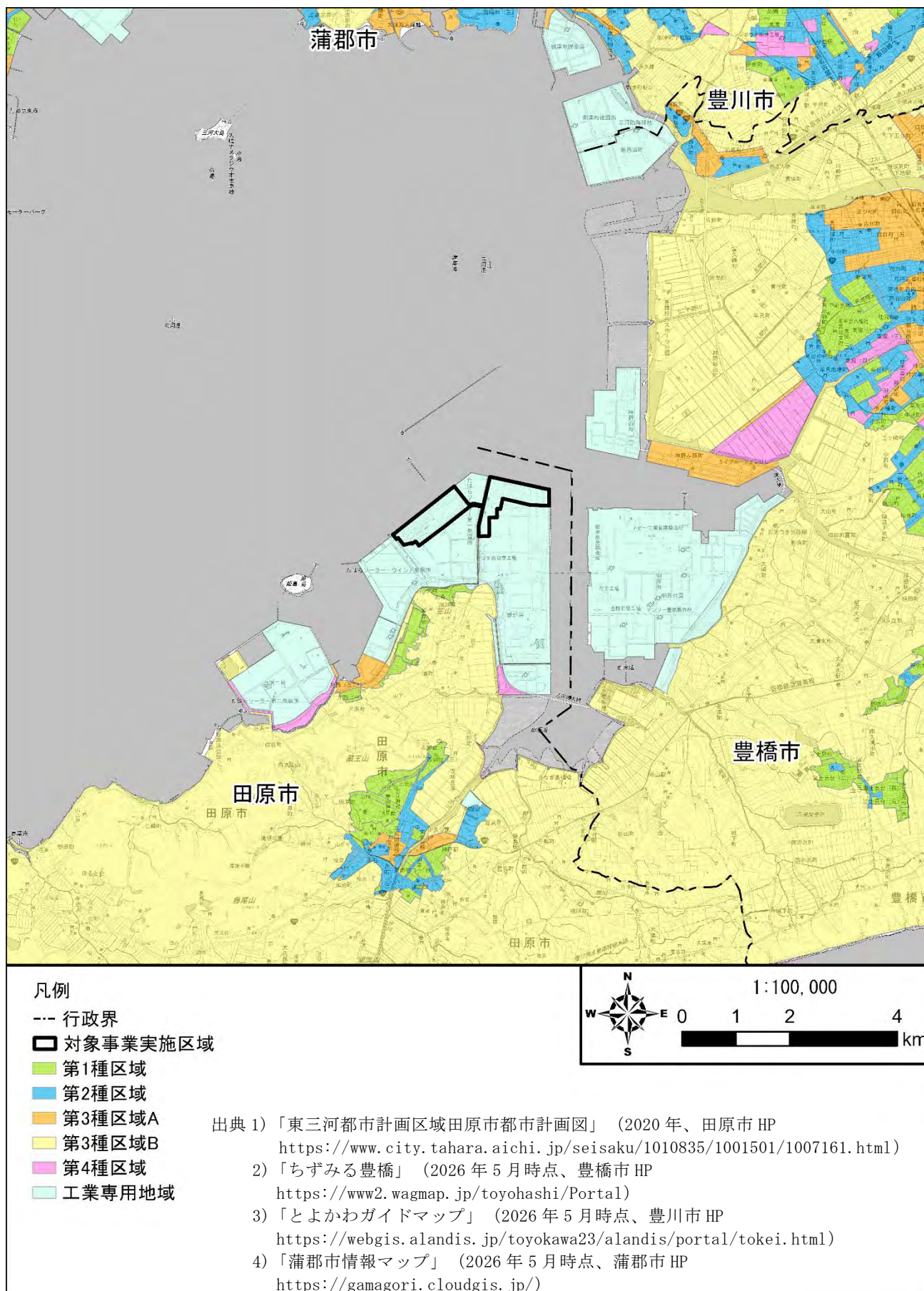


図 3.2-15 騒音規制区域の状況(1/2)

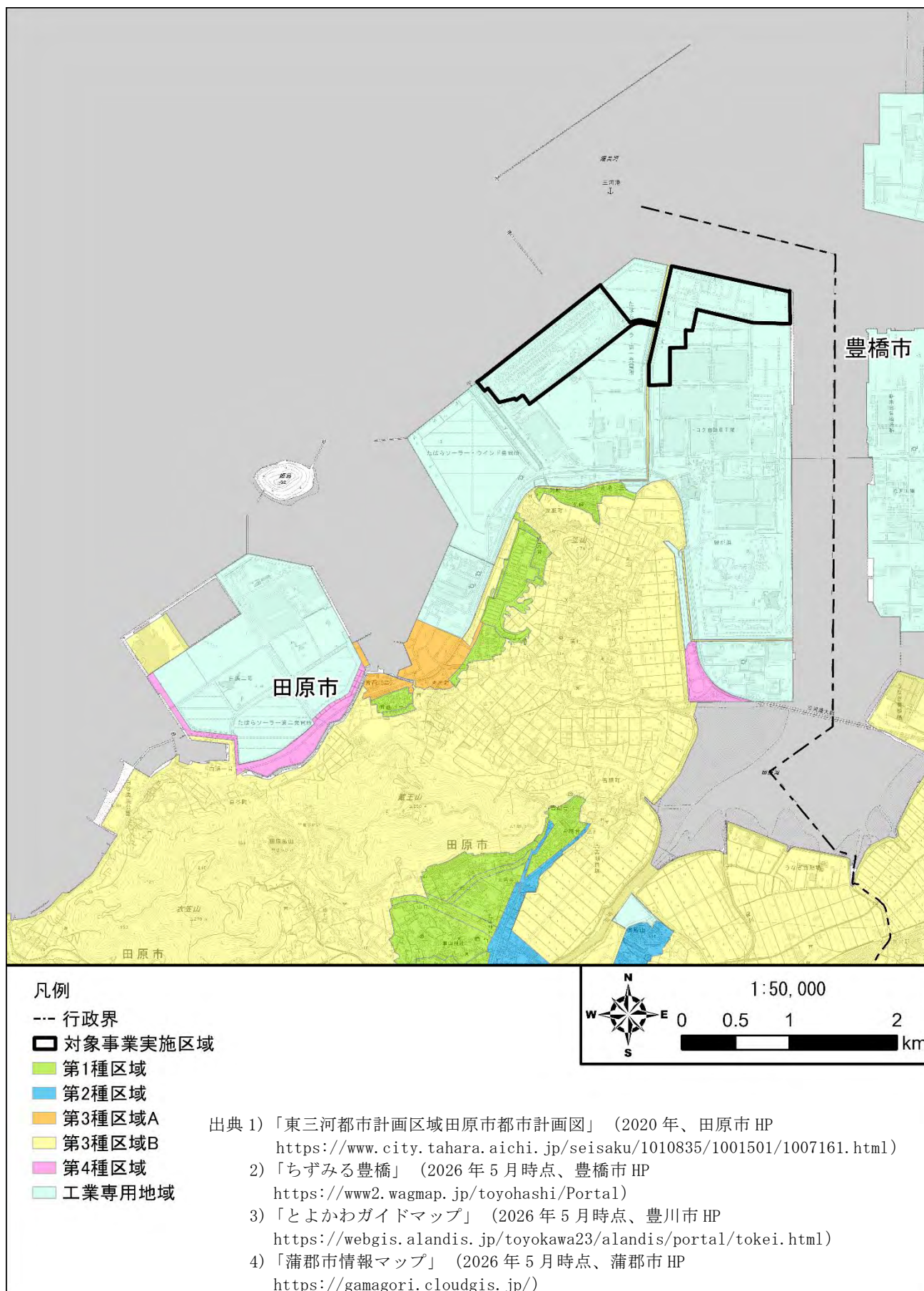


図 3.2-15 騒音規制法区域の状況 (拡大図) (2/2)

(c) 振動

振動の規制に関しては、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年愛知県条例第 7 号、最終改正：令和 7 年愛知県条例第 1 号）に基づく、特定工場等において発生する振動に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び自動車交通振動の要請限度が定められている。振動に関する規制基準等を表 3.2-33～表 3.2-35 に、対象事業実施区域及びその周囲における振動規制区域を図 3.2-16 に示す。

表 3.2-33(1) 特定工場等において発生する振動の規制基準

時間区分 区域区分	昼間	夜間
	昼間	夜間
第 1 種区域	60dB 以上 65dB 以下	55dB 以上 60dB 以下
第 2 種区域	65dB 以上 70dB 以下	60dB 以上 65dB 以下

備考 1) 第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、必要があると認める場合は、それぞれの区域を更に二区分することができる。

- 一 第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 二 第二種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

- 2) 昼間とは、午前 5 時、6 時、7 時又は 8 時から午後 7 時、8 時、9 時又は 10 時までとし、夜間とは、午後 7 時、8 時、9 時又は 10 時から翌日の午前 5 時、6 時、7 時又は 8 時までとする。

出典) 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」

(昭和 51 年環境庁告示第 90 号、最終改正：平成 27 年環境省告示第 65 号)

表 3.2-33(2) 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域区分		時間区分	昼間 (7:00～20:00)	夜間 (20:00～7:00)
第 1 種区域	A	第 1 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域	60dB	55dB
	B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65dB	55dB
第 2 種区域	A	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）	65dB	60dB
	B	工業地域	70dB	65dB
		工業専用地域	75dB	70dB
		都市計画区域以外の地域	65dB	60dB

備考 1) 工業地域・工業専用地域について、当該地域内の学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の範囲内の基準は上の表の値から 5dB を減じた値とする。

2) 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ 50m の範囲内の基準は上の表の値から 5dB を減じた値とする。

出典 1) 「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」

（平成 15 年愛知県規則第 87 号、最終改正：令和 5 年愛知県規則第 4 号）

2) 「平成 24 年田原市告示 24 号」

表 3.2-34 特定建設作業において発生する振動の規制基準

規制種別 区域の区分	基準値	作業時間	*1 日当たりの作業時間	作業期間	作業日
第 1 号区域	75dB	19:00～7:00 の時間内でないこと	10 時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
第 2 号区域		22:00～6:00 の時間内でないこと	14 時間を超えないこと		
第 3 号区域		—	—		

備考 1) 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2) 基準値を超えている場合、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、1 日の作業時間を 4 時間以上 * 欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3) 第 1 号区域：ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域

第 2 号区域：工業地域（第 1 号区域のイの区域を除く。）

第 3 号区域：工業専用地域（第 1 号区域のイの区域を除く。）

出典 1) 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年環境省令第 3 号）

2) 「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」

（平成 15 年愛知県規則第 87 号、最終改正：令和 5 年愛知県規則第 4 号）

3) 「平成 24 年田原市告示 24 号」

表 3.2-35 道路交通振動の要請限度

区域の区分		時間の区分 昼間 7:00～20:00	夜間 20:00～7:00
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域	65dB	60dB
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）	70dB	65dB

出典 1) 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年環境省令第 3 号）

2) 「道路交通振動に係る要請限度」（2026 年 5 月時点、愛知県 HP
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000007721.html>）

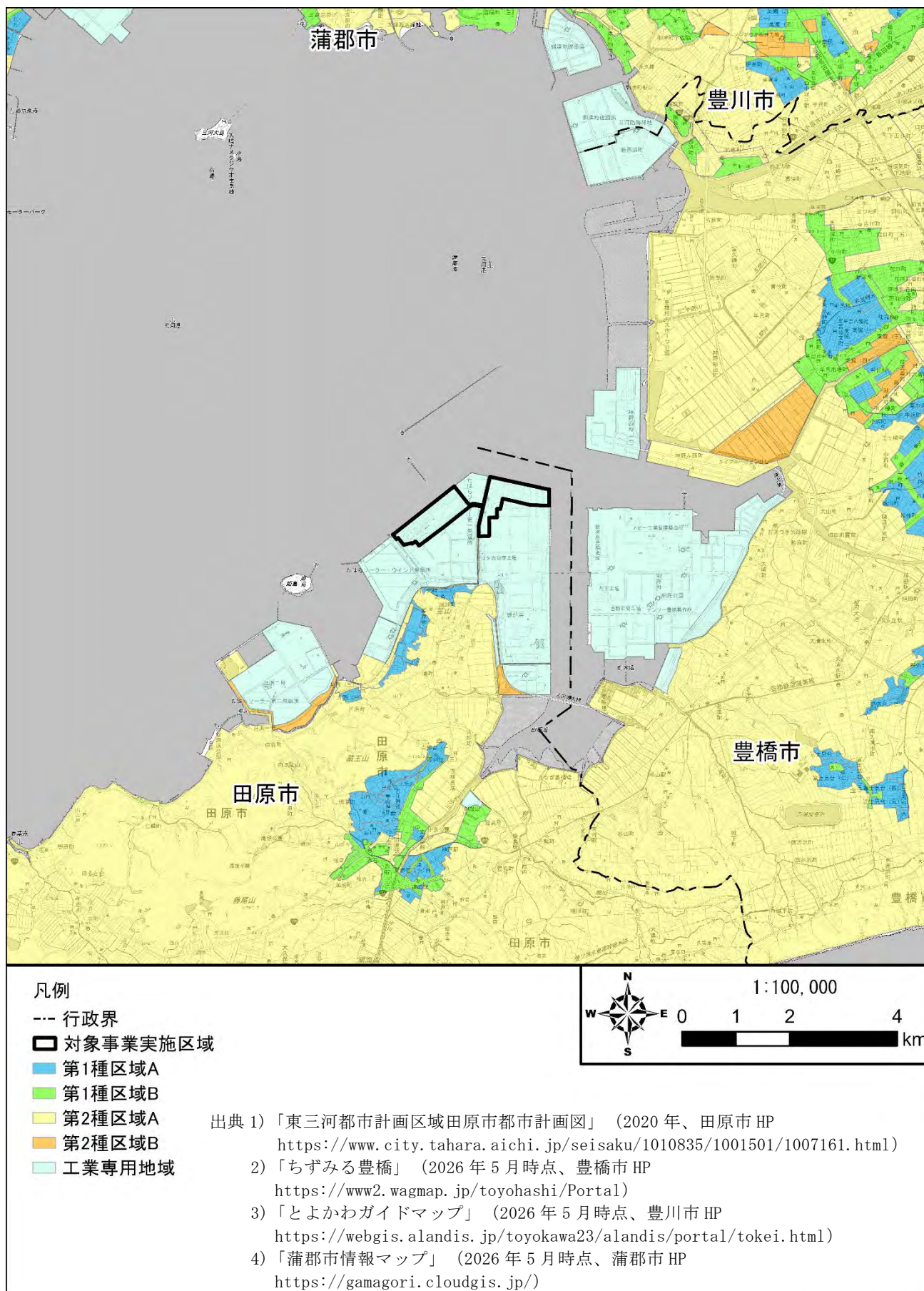


図 3.2-16 振動規制法区域の状況 (1/2)

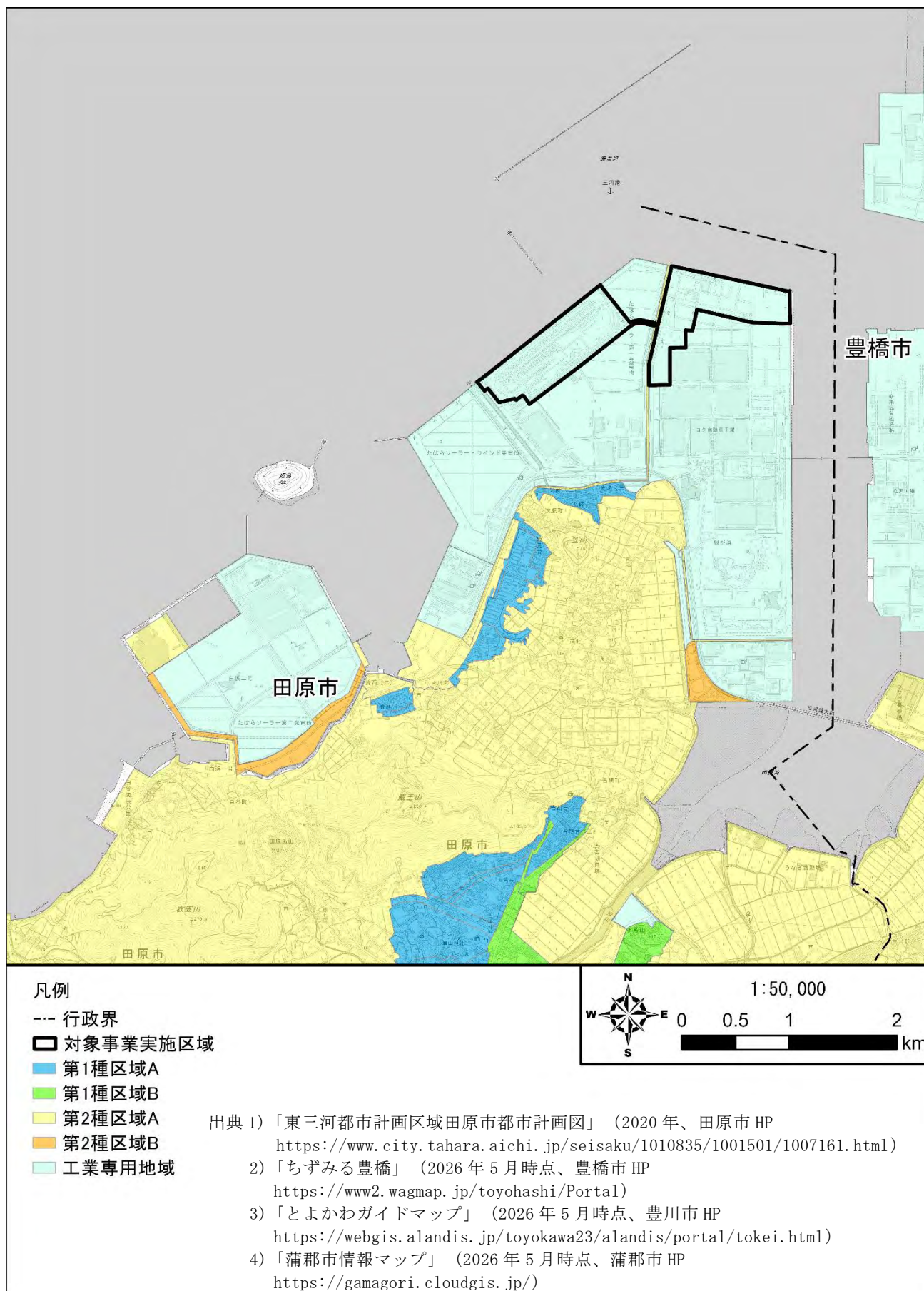


図 3.2-16 振動規制法区域の状況 (拡大図) (2/2)

(d) 悪臭

田原市、豊橋市、豊川市及び蒲郡市では「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）、「平成 24 年田原市告示第 23 号」、「平成 11 年豊橋市告示第 52 号」、「平成 24 年豊川市告示第 38 号」及び「平成 24 年蒲郡市告示第 24 号」に基づいた臭気指数による規制基準が定められている。悪臭に関する規制基準を表 3.2-36～表 3.2-38 に示す。対象事業実施区域及びその周囲における悪臭規制区域を図 3.2-17 に示す。

表 3.2-36 悪臭に係る規制基準（敷地境界線上）

規制地域の区分	第 1 種地域	第 2 種地域	第 3 種地域
臭気指数	12	15	18

出典 1) 「平成 24 年田原市告示第 23 号」
2) 「平成 11 年豊橋市告示第 52 号」
3) 「平成 24 年豊川市告示第 38 号」
4) 「平成 24 年蒲郡市告示第 24 号」

表 3.2-37 悪臭に係る規制基準（煙突等の気体排出口）

規制基準は、気体排出口からの悪臭の着地点での値が敷地境界線における規制基準の値と同等となるよう、悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 6 条の 2 に定める方法により算出した値

出典 1) 「平成 24 年田原市告示第 23 号」
2) 「平成 11 年豊橋市告示第 52 号」
3) 「平成 24 年豊川市告示第 38 号」
4) 「平成 24 年蒲郡市告示第 24 号」

表 3.2-38 悪臭に係る規制基準（排水口からの排水水）

規制地域の区分	第 1 種地域	第 2 種地域	第 3 種地域
臭気指数	28	31	34

出典 1) 「平成 24 年田原市告示第 23 号」
2) 「平成 11 年豊橋市告示第 52 号」
3) 「平成 24 年豊川市告示第 38 号」
4) 「平成 24 年蒲郡市告示第 24 号」

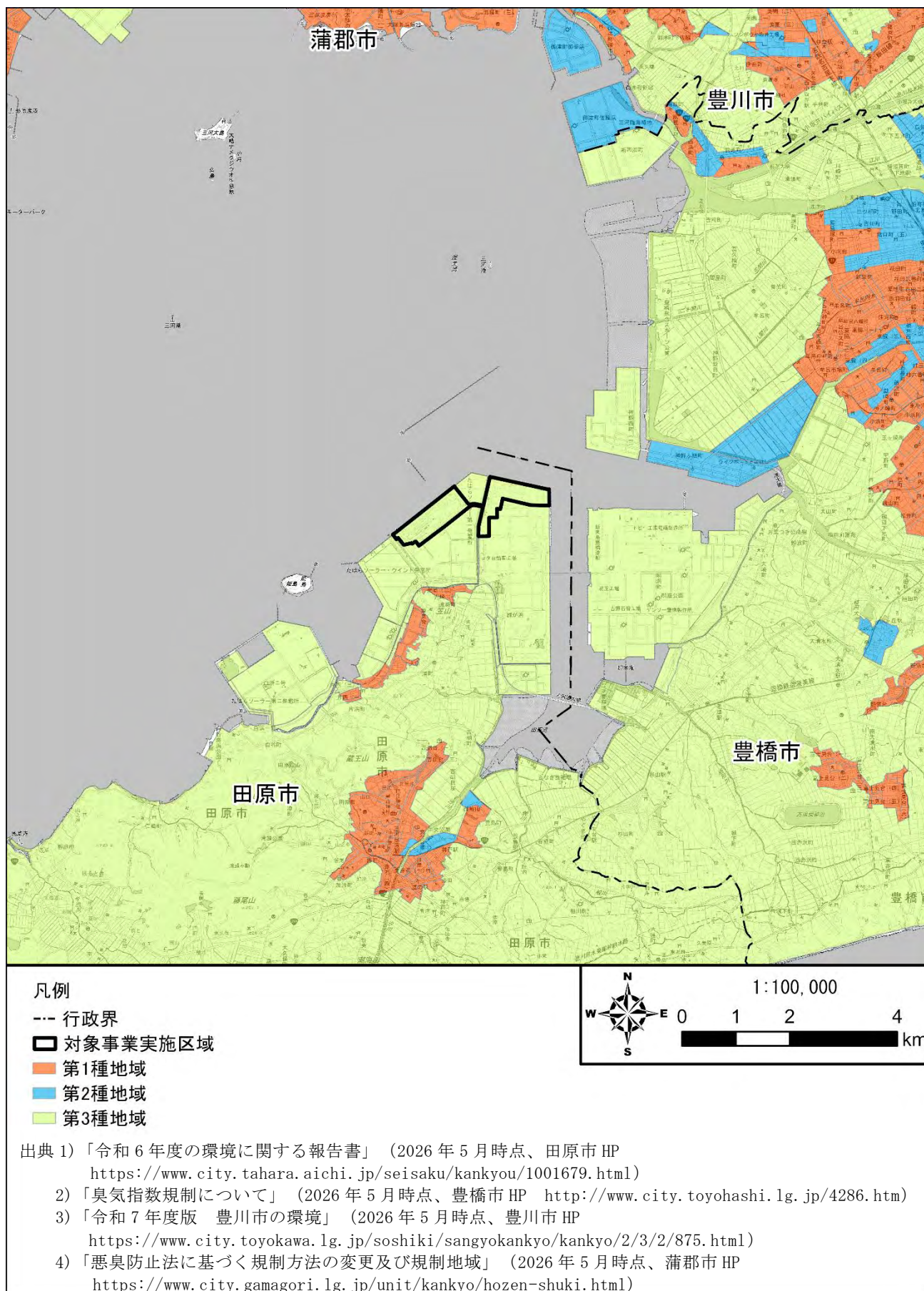


図 3.2-17 悪臭防止法による規制区域指定状況 (1/2)

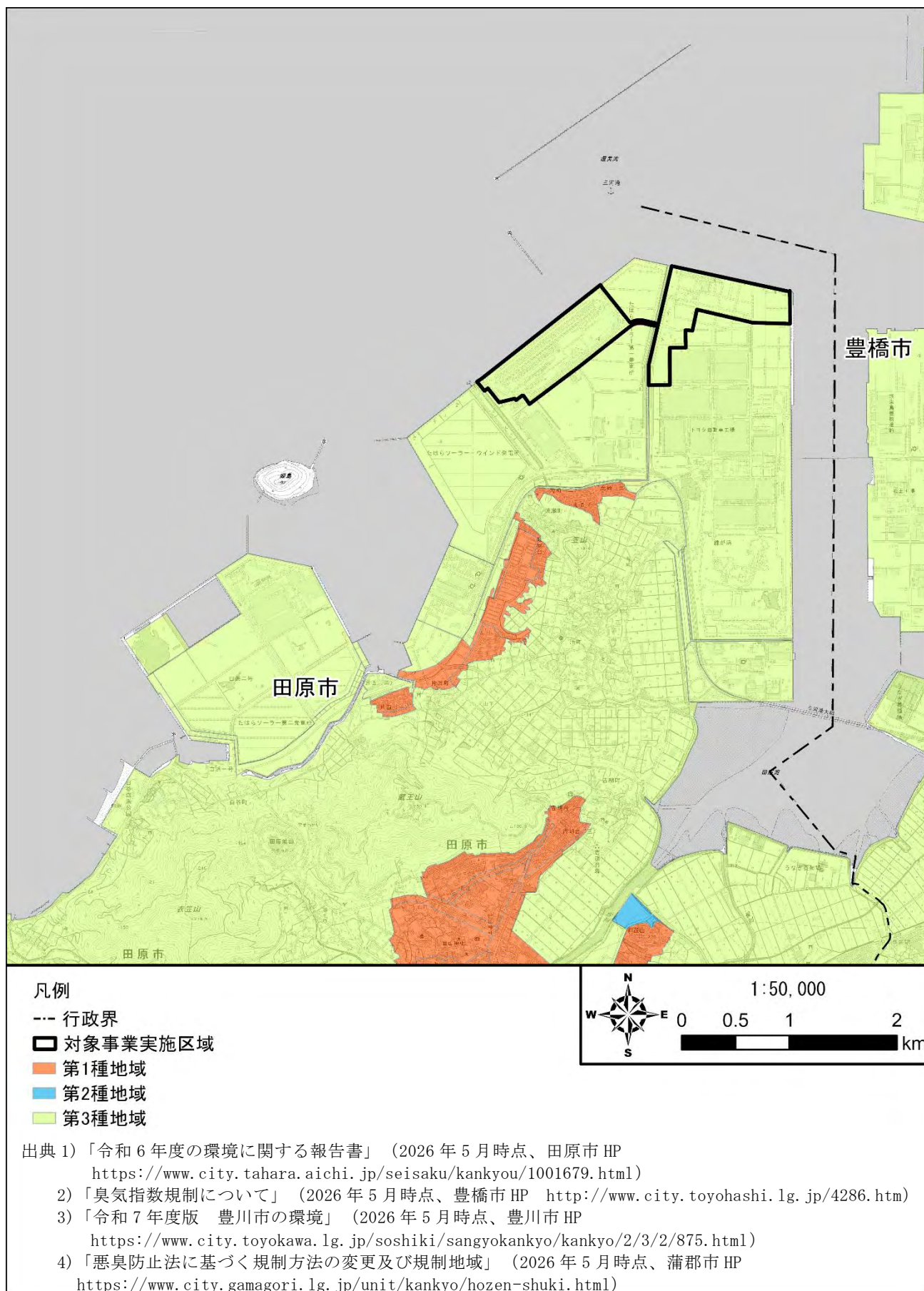


図 3.2-17 悪臭防止法による規制区域指定状況 (拡大図) (2/2)

(e) 水質汚濁

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：令和 8 年法律第 22 号）では、国民の健康の保護や生活環境の保全を図るため、工場や事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制している。

そのうち、特定施設を有する工場及び事業場からの排水については、「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 7 年環境省令第 17 号）に基づく排水基準が定められており、その内容を表 3.2-39 に示す。生活環境項目に係る排水基準は、1 日当たりの平均的な排水の量が 50 m³以上である特定事業場からの排水についてのみ適用される。

また、愛知県では「水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年愛知県条例第 4 号、最終改正：平成 12 年愛知県条例第 66 号）により上乗せ排水基準が設定されている。対象事業実施区域はその中の渥美湾・豊川等水域が該当区分となり、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、フェノール類含有量、銅含有量の 6 項目について上乗せ排水基準が設定されている。

なお、水質汚濁防止法第 4 条の 2 第 1 項に基づく水質総量削減の指定水域に伊勢湾（三河湾含む）が指定されており、日平均排水量 50 m³以上の特定事業場について、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量（T-N）、りん含有量（T-P）の 3 項目の総量規制基準が設定されている。

表 3.2-39 水質汚濁防止法に基づく有害物質の排水基準（一般排水基準）（1/2）

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.03mg Cd/L
シアン化合物		1mg CN/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）		1mg/L
鉛及びその化合物		0.1mg Pb/L
六価クロム化合物		0.2mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物		0.1mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg Hg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	10mg B/L
	海域に排出されるもの：	230mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	8mg F/L
	海域に排出されるもの：	15mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：	100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L
備考		
1. 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。		

出典）「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 7 年環境省令第 17 号）

表 3.2-39 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の生活環境項目）（2/2）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの：5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの：5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質（SS）	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均 800 CFU/mL
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）
燐含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）
備考	
「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 - この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場または事業場に係る排水について適用する。 - 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場または事業場に係る排水については適用しない。 - 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 - 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。 - 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 - 燐（りん）含有量についての排水基準は、燐（りん）が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。	

出典）「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 7 年環境省令第 17 号）

(f) 土壌汚染

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 8 年法律第 22 号）における特定有害物質と指定区域指定基準を表 3.2-40 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲では、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 8 年法律第 22 号）に基づく「要措置区域」の指定はなされていないが、田原市緑が浜三号 1 番の一部が「形質変更時要届出区域」に指定されている。また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：令和 8 年法律第 22 号）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はなされていない。

表 3.2-40 特定有害物質及び指定区域の指定基準

特定有害物質	分類	地下水等の摂取 によるリスク	直接摂取 によるリスク
		土壌溶出量基準 (mg/L 以下)	土壌含有量基準 (mg/kg 以下)
クロロエチレン	第 1 種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	0.002	—
四塩化炭素		0.002	—
1,2-ジクロロエタン		0.004	—
1,1-ジクロロエチレン		0.1	—
1,2-ジクロロエチレン		0.04	—
1,3-ジクロロプロペン		0.002	—
ジクロロメタン		0.02	—
テトラクロロエチレン		0.01	—
1,1,1-トリクロロエタン		1	—
1,1,2-トリクロロエタン		0.006	—
トリクロロエチレン		0.03	—
ベンゼン		0.01	—
カドミウム及びその化合物	第 2 種特定有害物質 (重金属等)	0.01	150
六価クロム化合物		0.05	250
シアン化物		検出されないこと	遊離シアン 50
水銀及びその化合物		水銀 0.0005 かつ アルキル水銀不検出	15
セレン及びその化合物		0.01	150
鉛及びその化合物		0.01	150
砒素及びその化合物		0.01	150
ふっ素及びその化合物		0.8	4000
ほう素及びその化合物	第 3 種特定有害物質 (農薬等)	1	4000
シマジン		0.003	—
チオベンカルブ		0.02	—
チウラム		0.006	—
ポリ塩化ビフェニル		検出されないこと	—
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る。）		検出されないこと	—

注) 「—」は基準が設定されていないことを示す。

出典) 「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 6 年環境省令第 17 号）

(g) 地盤沈下

対象事業実施区域及びその周囲は、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）に基づく規制対象地域ではない。また、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）に基づく規制の指定地域ではない。ただし、田原市、豊橋市、豊川市及び蒲郡市は「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年愛知県条例第 7 号、最終改正：令和 7 年愛知県条例第 1 号）に基づき、全域が水量測定器設置義務区域に指定されているため、揚水設備のうち、揚水機の吐出口の断面積が 19 平方センチメートル（ふたつ以上ある場合はその断面積の合計）を超える揚水設備を設置している場合は、水量測定器を設置し、毎年度揚水量を報告する義務がある。なお、本事業では揚水設備は設置されない。

3) 風力発電施設から発生する騒音に関する指針（環水大大発第 1705261 号）

風力発電施設における騒音問題を未然に防止するために対策を講じ生活環境を保全する上での参考とすることを目的に、環境省から「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年環水大大発第 1705261 号、以下、「本指針」という。）が通達された。

本指針においては、風力発電施設は山間部等の静穏な地域に設置されることが多く、まれに通過する自動車等の一過性の騒音により、その地域の騒音のレベルは大きく変化すること、また、風車騒音は風力発電施設の規模、設置される場所の風況等でも異なり、さらに騒音の聞こえ方は、風力発電施設からの距離や、その地域の地形や被覆状況、土地利用の状況等により影響されることを踏まえ、風車騒音に関する指針値は、全国一律の値ではなく、地域の状況に応じたものとし、図 3.2-18 に示すとおり、残留騒音（一過性の特定できる騒音を除いた騒音）に 5dB を加えた値とするとされている。ただし、残留騒音が 30dB を下回るような著しく静穏な環境である場合には、下限値が設定されている。具体的には、残留騒音が 30dB を下回る場合、学校や病院等の施設があり特に静穏を要する場合、又は地域において保存すべき音環境がある場合（生活環境の保全が求められることに加えて、環境省の「残したい日本の音風景 100 選」等の、国や自治体により指定された地域の音環境（サウンドスケープ）を保全するために、特に静穏を要する場合等）においては下限値を 35dB とし、それ以外の地域においては 40dB とするものとされる。

なお、本指針の適用に当たっては、以下の点に注意するよう通達されている。

- 本指針は、騒音に関する環境基準、許容限度や受忍限度とは異なる。
- 測定方法が異なる場合、測定結果を単純に比較することは出来ない。
- 本指針は、風力発電施設から発生する騒音等に関する検討を踏まえて設定したものであるため、その他の騒音の評価指標として使用することはできない。

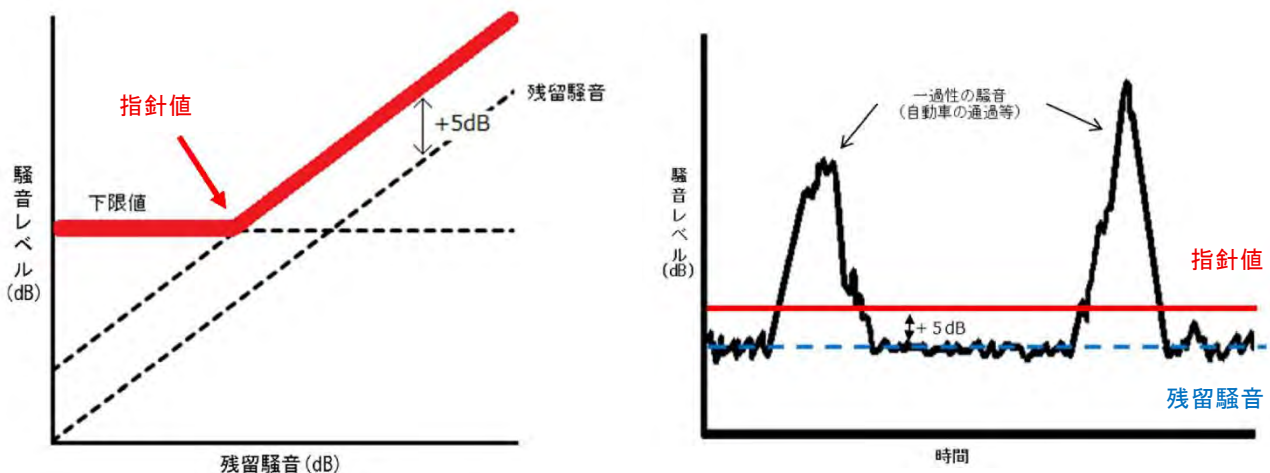


図 3.2-18 風力発電施設から発生する騒音に関する指針値のイメージ

注) 用語の定義は以下のとおりである。

残留騒音：一過性の特定できる騒音を除いた騒音

風車騒音：地域の残留騒音に風力発電施設から発生する騒音が加わったもの

出典) 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」

(平成 29 年環水大大発第 1705261 号、環境省)

(2) 自然関係法令等

1) 自然公園等の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲の「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 8 年法律第 22 号）に基づく国立公園及び国定公園、「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年愛知県条例第 7 号、最終改正：令和 7 年愛知県条例第 1 号）に基づく県立自然公園の指定状況を表 3.2-41 及び図 3.2-19 に示す。対象事業実施区域及びその周囲では「三河湾国定公園」及び「渥美半島県立自然公園」が指定されている。対象事業実施区域内にはこれらの自然公園は位置していない。

表 3.2-41 対象事業実施区域及びその周囲の自然公園等の指定状況

公園の種別	公園名	指定年月日	地域	面積(ha)	公園の概要
国定公園	三河湾国定公園	1958 年 4 月 10 日	豊橋市、岡崎市、豊川市、西尾市、蒲郡市、田原市、南知多町、美浜町、幸田町の各一部	9,457	県内にある 11 の自然公園のうち最も歴史が古い自然公園。太平洋から伊勢湾、三河湾の海岸地域を中心に広範囲に指定されている。
県立自然公園	渥美半島県立自然公園	1968 年 5 月 1 日	田原市の一部	12,556	渥美半島の三河湾国定公園に隣接する内陸部の一帯を占めている。

出典) 「愛知県の自然公園」(2026 年 5 月時点、愛知県 HP
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shizen/park.html>)

2) 自然環境保全地域等の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：令和 8 年法律第 22 号）に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号、最終改正：令和 7 年愛知県条例第 1 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

3) 世界の文化遺産及び自然遺産の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）に基づく世界遺産の指定はない。

4) ラムサール条約登録湿地の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」（昭和 55 年条約第 28 号）に基づく条約湿地の指定はない。

5) 生息地等保護区の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 8 年法律第 22 号）に基づく生息地等保護区、及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号、最終改正：令和 7 年愛知県条例第 1 号）に基づく生息地等保護区の指定はない。

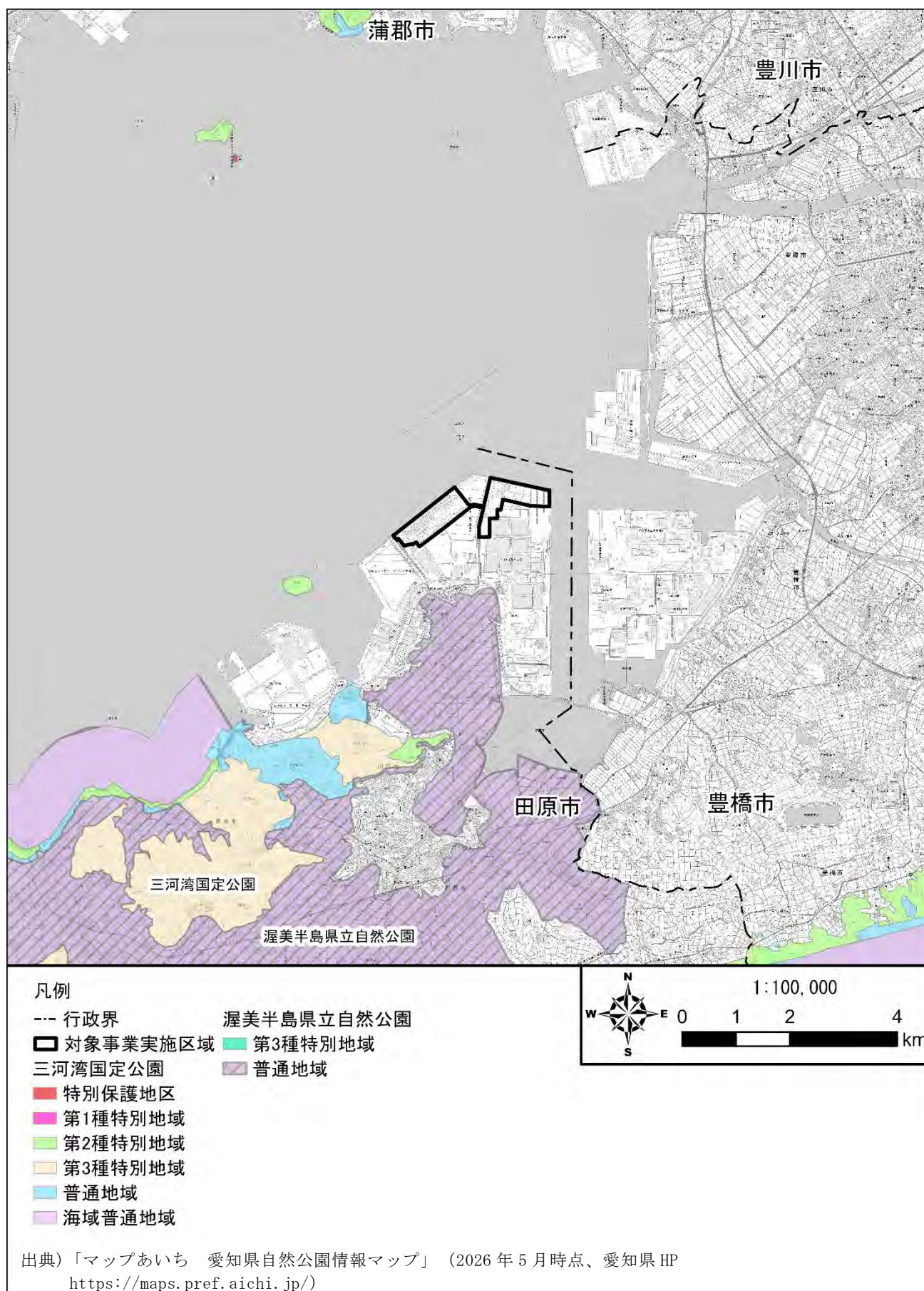


図 3.2-19 自然公園等の位置

6) 鳥獣保護区の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 8 年法律第 22 号）に基づく「鳥獣保護区（特別保護地区、特別保護指定区域）」等の指定状況を表 3.2-42 及び図 3.2-20 に示す。対象事業実施区域内は、鳥獣保護区の指定はない。

表 3.2-42 対象事業実施区域及びその周囲の鳥獣保護区等の指定概況

区分	名称	面積(ha)	期限
鳥獣保護区	三河湾鳥獣保護区	399	2017 年 11 月 1 日～2027 年 10 月 31 日
	田原南部小学校鳥獣保護区	100	2018 年 11 月 1 日～2028 年 10 月 31 日
	形原・鹿島鳥獣保護区	400	2017 年 11 月 1 日～2027 年 10 月 31 日

出典)「あいちの環境 愛知県鳥獣保護区位置図」(2026 年 5 月時点、愛知県 HP
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shizen/map.html>)

7) 風致地区の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 8 年法律 23 号）に基づく風致地区の指定はない。

8) 緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 4 年法律 68 号）に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定はない。

9) 海岸保全区域の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲の「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号、最終改正：令和 4 年法律 68 号）に基づく海岸保全区域の指定状況を図 3.2-21 に示す。対象事業実施区域内は、海岸保全区域の指定はない。

10) 保護水面の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲の「水産資源保護法」（昭和 26 年法律第 313 号、最終改正：令和 7 年法律 59 号）に基づく保護水面の指定状況を図 3.2-22 に示す。対象事業実施区域内は、保護水面の指定はない。

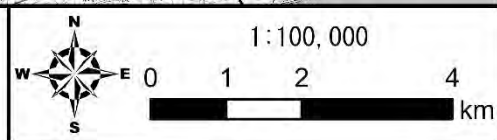


凡例

--- 行政界

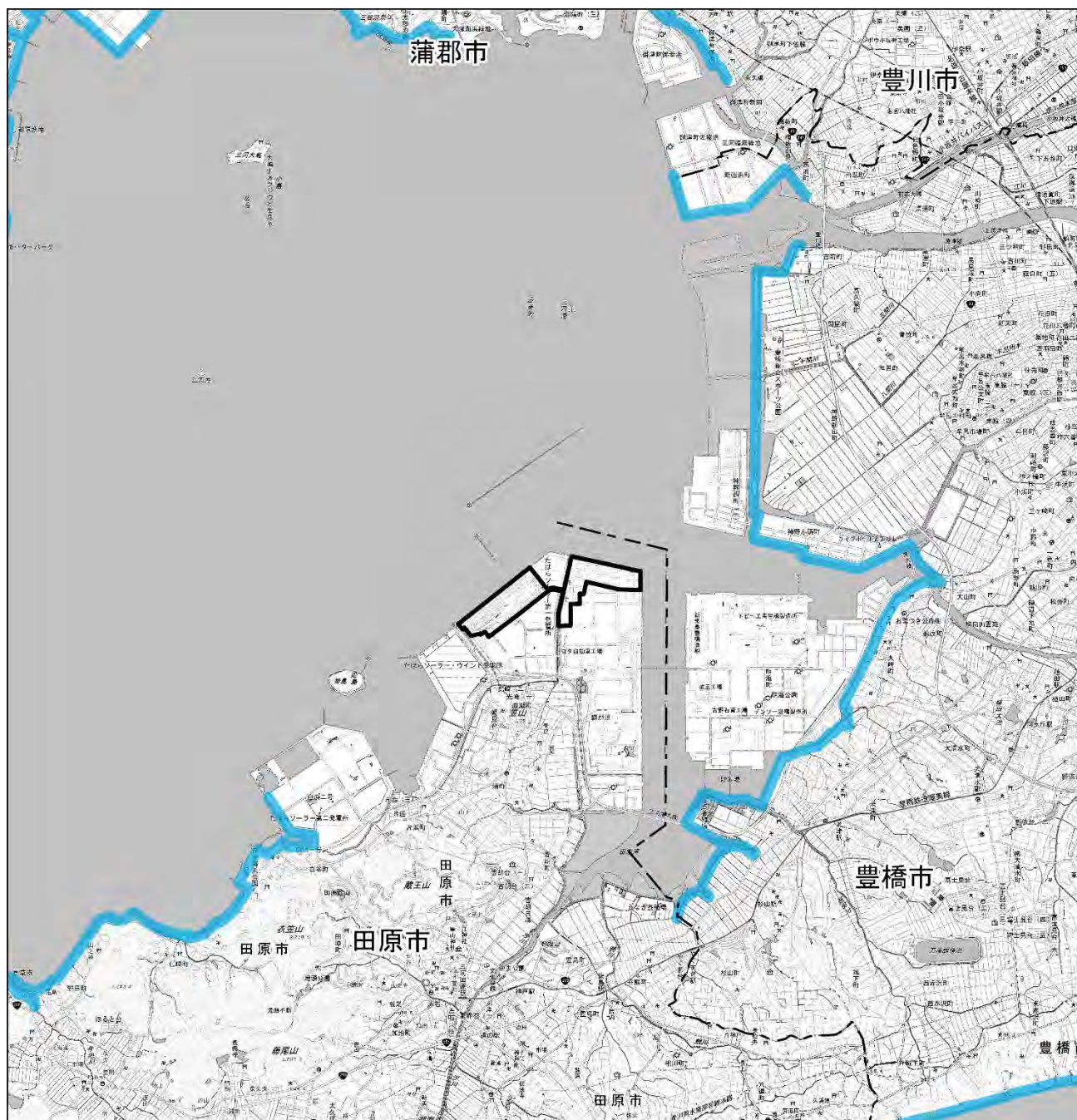
▭ 対象事業実施区域

▨ 鳥獣保護区



出典)「令和7年度 愛知県鳥獣保護区等位置図」(2026年5月時点、愛知県HP
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shizen/map.html>)

図 3.2-20 鳥獣保護区の位置

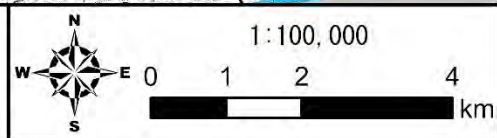


凡例

--- 行政界

▭ 対象事業実施区域

■ 海岸保全区域



出典)「海しる 海洋状況表示システム」(2026年5月時点、海上保安庁 HP
<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

図 3.2-21 海岸保全区域の位置



図 3.2-22 保護水面の位置

(3) その他法令等

1) 指定文化財等

対象事業実施区域及びその周囲の「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年法律 68 号）、「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年愛知県条例第 6 号、最終改正：令和 5 年愛知県条例第 7 号）、「田原市文化財保護条例」（昭和 52 年田原市条例第 19 号、最終改正：平成 17 年田原市条例第 104 号）、「豊橋市文化財保護条例」（昭和 31 年豊橋市条例第 23 号、最終改正：平成 17 年豊橋市条例第 13 号）により指定された国指定文化財、県指定文化財及び市指定文化財を表 3.2-43 及び図 3.2-23 に、埋蔵文化財包蔵地を表 3.2-44 及び図 3.2-24 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲には「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年法律 68 号）に基づく国指定文化財が 1 箇所、「田原市文化財保護条例」（昭和 52 年田原市条例第 19 号、最終改正：平成 17 年田原市条例第 104 号）に基づく市指定文化財が 2 箇所ある。

表 3.2-43 対象事業実施区域及びその周囲の指定文化財

指定	種類	名称	所在地	指定年月日
国	史跡	吉胡貝塚	田原市吉胡町矢崎	1951 年 12 月 26 日
田原市	史跡	渡辺嶺山 池ノ原幽居跡	田原町中小路	1992 年 6 月 25 日
		セメント徳利窯	御殿山	2015 年 3 月 31 日
	天然記念物	藤七原湿地植物群落	田原市田原町衣笠	1991 年 3 月 22 日
		当行寺の榎の木	田原市田原町本町（当行寺）	1992 年 6 月 25 日

出典 1) 「国土数値情報 都道府県指定文化財（平成 26 年度）」（2026 年 5 月時点、国土交通省 HP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>）

2) 「文化財ナビ愛知」（2026 年 5 月時点、愛知県 HP
<https://www.pref.aichi.jp/kyoiku/bunka/bunkazainavi/index.html>）

3) 「文化財」（2026 年 5 月時点、田原市 HP
<http://www.city.tahara.aichi.jp/kosodate/kyoikubunka/1001136/index.html>）

表 3.2-44 対象事業実施区域及びその周囲の埋蔵文化財

番号	種類	名称	所在地
1	埋蔵文化財	白谷八柱神社遺跡	田原市
2		白谷貝塚	
3		白谷古墳	
4		中瀬古遺跡	
5		柳沢古墳	
6		柳沢第1号窯	
7		柳沢第2号窯	
8		柳沢第3号窯	
9		柳沢第4号窯	
10		蔵王古墳群	
11		大沢古墳	
12		山下遺跡	
13		北落方遺跡	
14		平畑古窯跡	
15		中村遺跡	
16		波瀬城（波瀬館）	
17		波瀬宮鼻大筒台場	
18		順応丸造船所跡	
19		矢崎御殿	
20		吉胡遺跡	
21		吉胡古墳群	
22		吉胡郷仲遺跡	
23		下屋敷遺跡	
24		下畑遺跡	
25		清水遺跡	
26		荒古古窯群	
27		尾崎古窯群	
28		尾崎遺跡	
29		岡遺跡	
30		青尾遺跡	
31		鬼塚遺跡	
32		大州崎遺跡	

出典) 「マップあいち 愛知県文化財マップ」 (2026年5月時点、愛知県 HP
<https://maps.pref.aichi.jp/>)



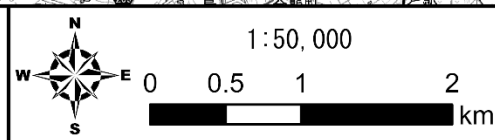
凡例

--- 行政界

□ 対象事業実施区域

■ 史跡

● 天然記念物



- 出典 1) 「国土数値情報 都道府県指定文化財(平成 26 年度)」 (2026 年 5 月時点、国土交通省 HP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)
 2) 「文化財ナビ愛知」 (2026 年 5 月時点、愛知県 HP
<https://www.pref.aichi.jp/kyoiku/bunka/bunkazainavi/index.html>)
 3) 「文化財」 (2026 年 5 月時点、田原市 HP
<http://www.city.tahara.aichi.jp/kosodate/kyoikubunka/1001136/index.html>)

図 3.2-23 指定文化財

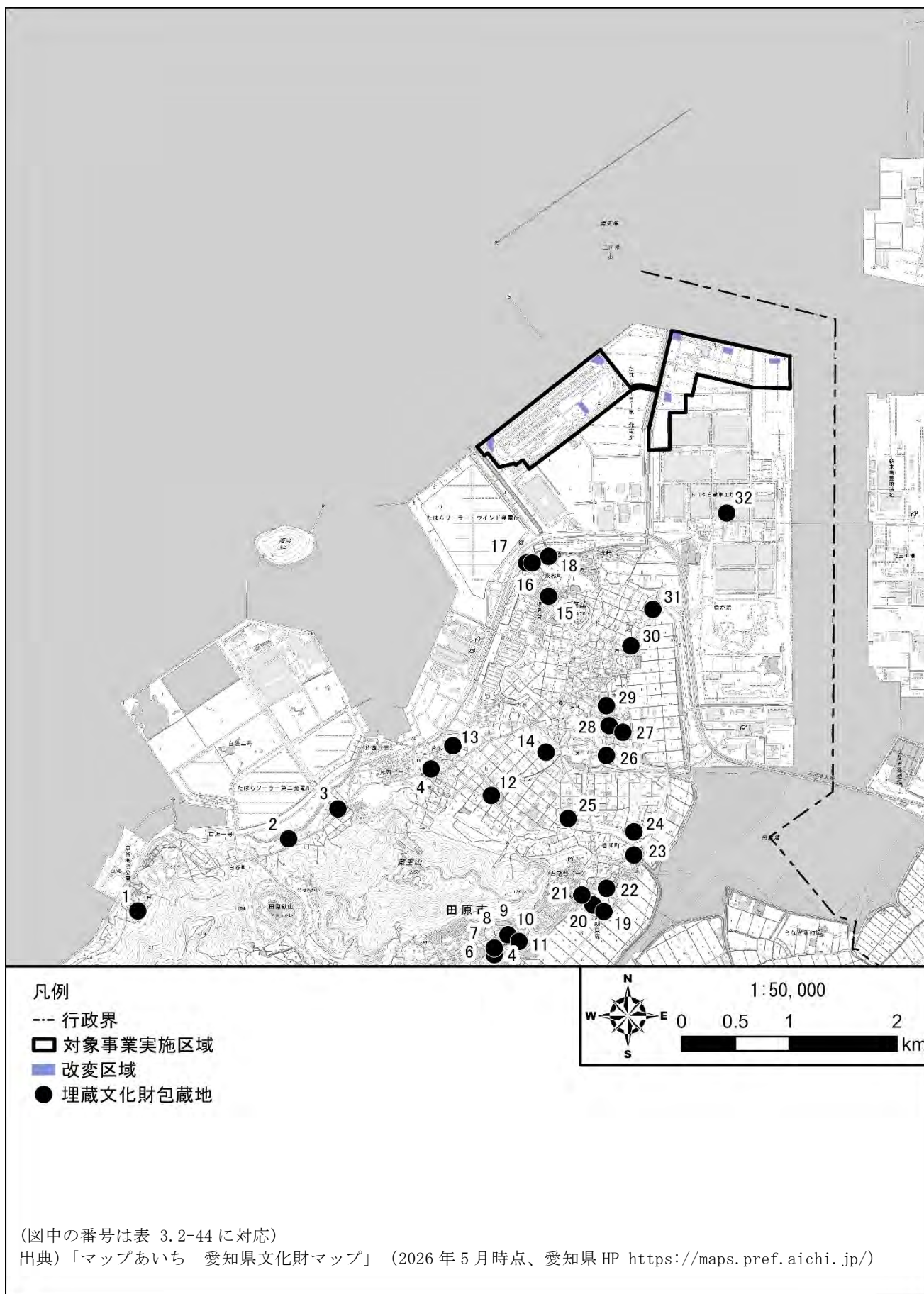


図 3.2-24 埋蔵文化財包蔵地位置図

2) 国有林・保安林・緑の回廊の指定地域

対象事業実施区域及びその周囲の「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 7 年法律 48 号）に定める国有林及び保安林の状況を図 3.2-25 に示す。対象事業実施区域及びその周囲には国有林の指定がなく、緑の回廊も設定されていない。

3) 国土防災に係る指定区域

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：令和 4 年法律 68 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域及び「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：令和 4 年法律 68 号）に基づく砂防指定地の指定の状況を図 3.2-26 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲には「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）、最終改正：令和 4 年法律 68 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

対象事業実施区域及びその周囲の「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：令和 4 年法律 68 号）に基づく土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の指定状況を図 3.2-27 に示す。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において、法的な位置づけはないが、国土交通省の要請により各都道府県が調査を実施した土砂災害危険箇所を図 3.2-28 に示す。

また、国有林・保安林・緑の回廊の指定地域及び国土防災に係る指定区域を図 3.2-29 に示す。

4) 景観法の指定地域

対象事業実施区域及びその周囲では、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：令和 8 年法律 23 号）に基づき田原市と豊橋市、蒲郡市が景観行政団体として公示されている。なお、景観計画区域を図 3.2-30 に示す。田原市、豊橋市、蒲郡市は市全域が景観計画区域に指定されている。

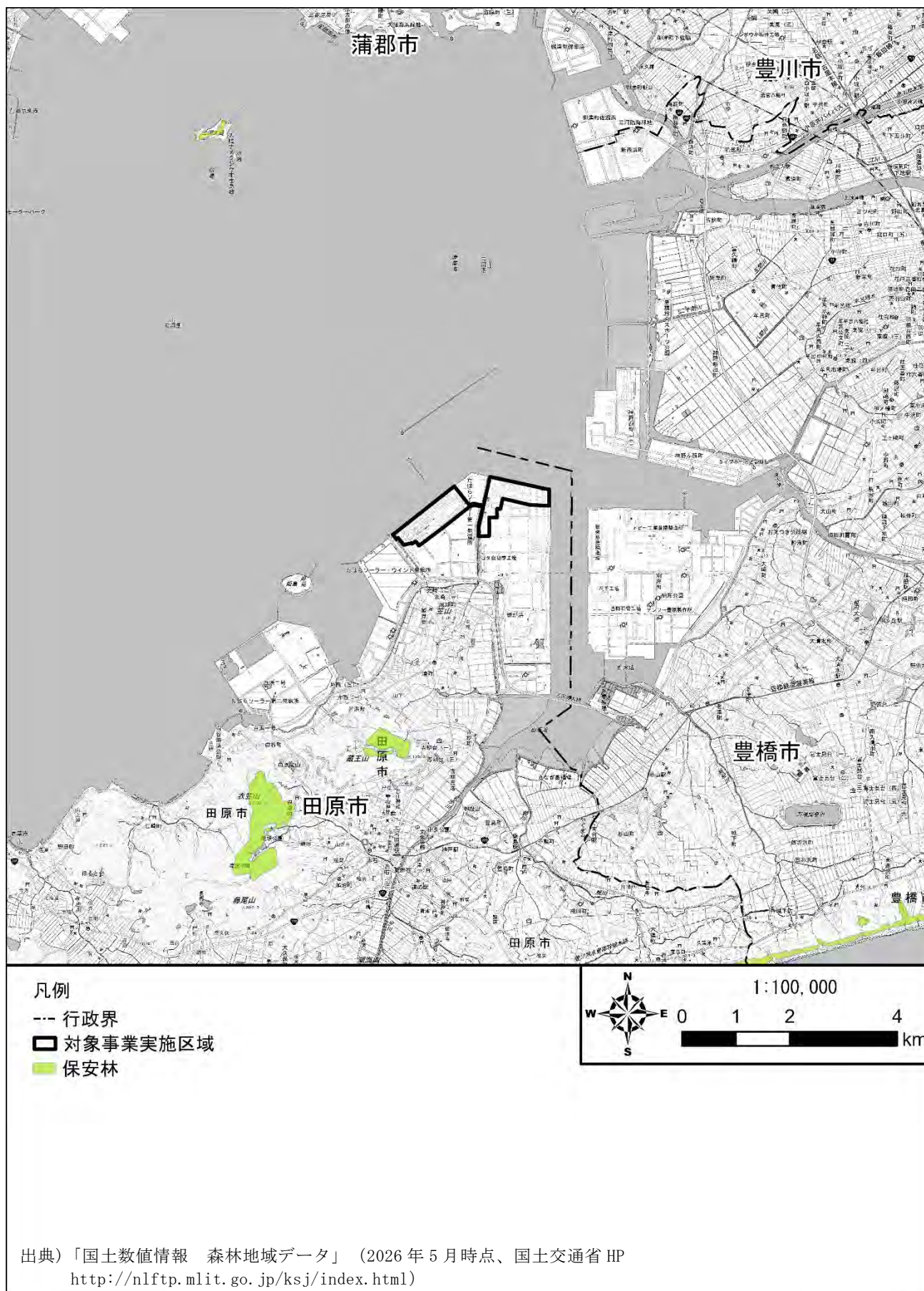
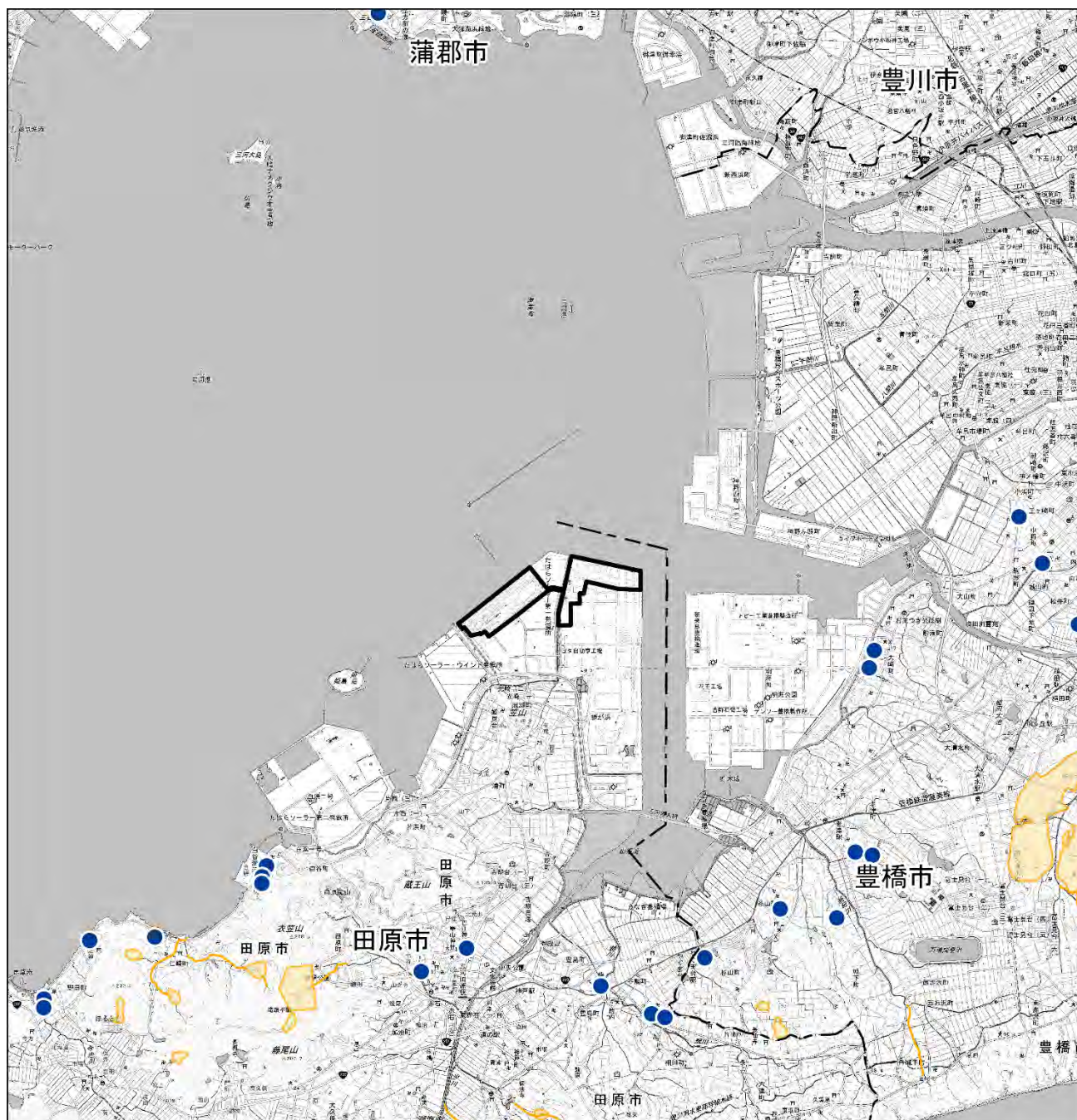


図 3.2-25 保安林



凡例

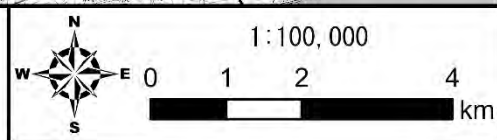
--- 行政界

■ 対象事業実施区域

● 急傾斜地崩壊危険区域

■ 砂防指定地(面指定)

— 砂防指定地(流路指定)



出典 1) 「マップあいち 地すべり防止区域(建設局所管)・急傾斜地崩壊危険区域マップ」
(2026 年 5 月時点、愛知県 HP <https://maps.pref.aichi.jp/>)

2) 「東三河建設事務所管内図 河川海岸図」(2014 年、愛知県東三河建設事務所)

図 3.2-26 急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地

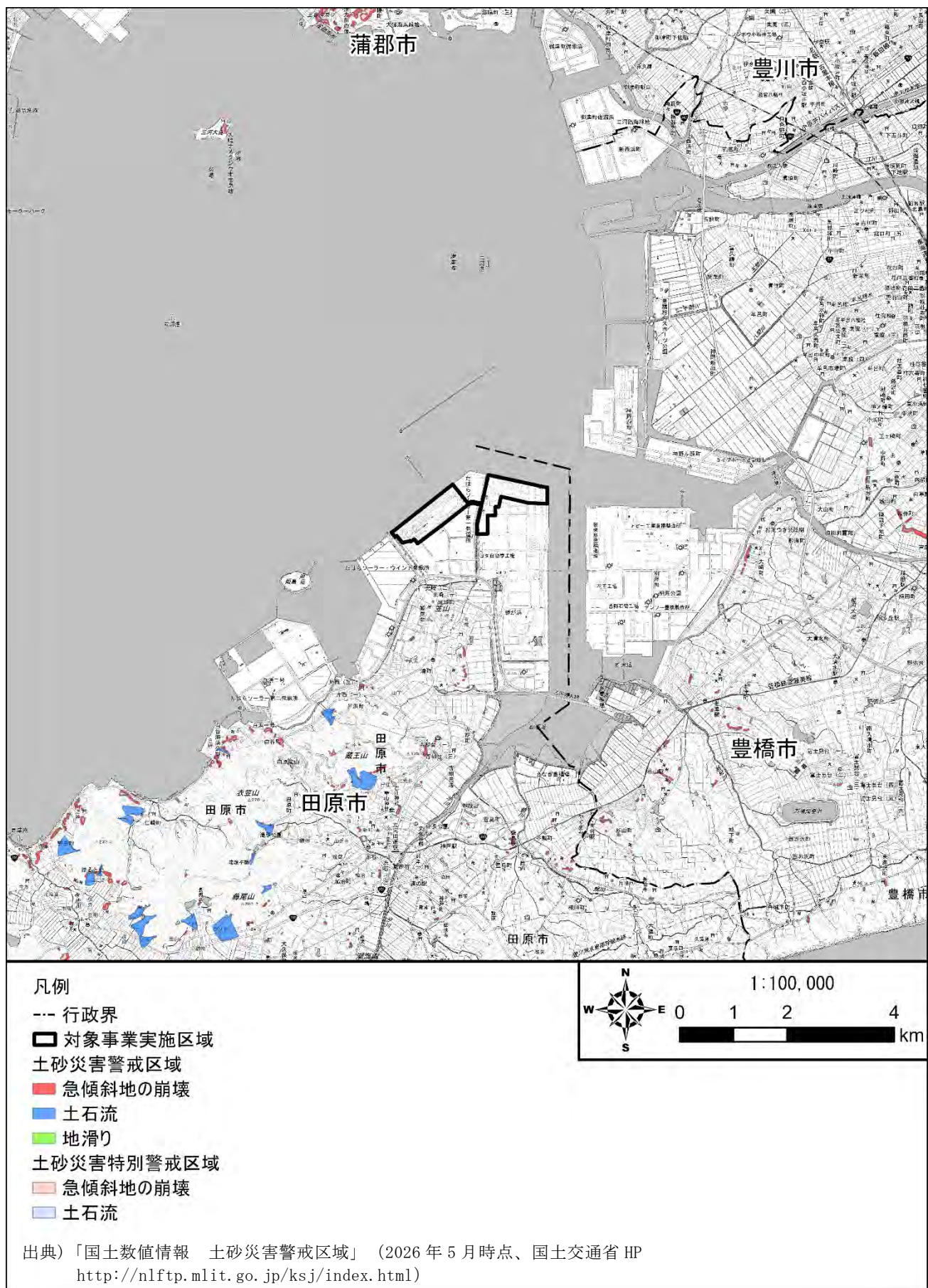


図 3.2-27 土砂災害特別警戒区域及び警戒区域

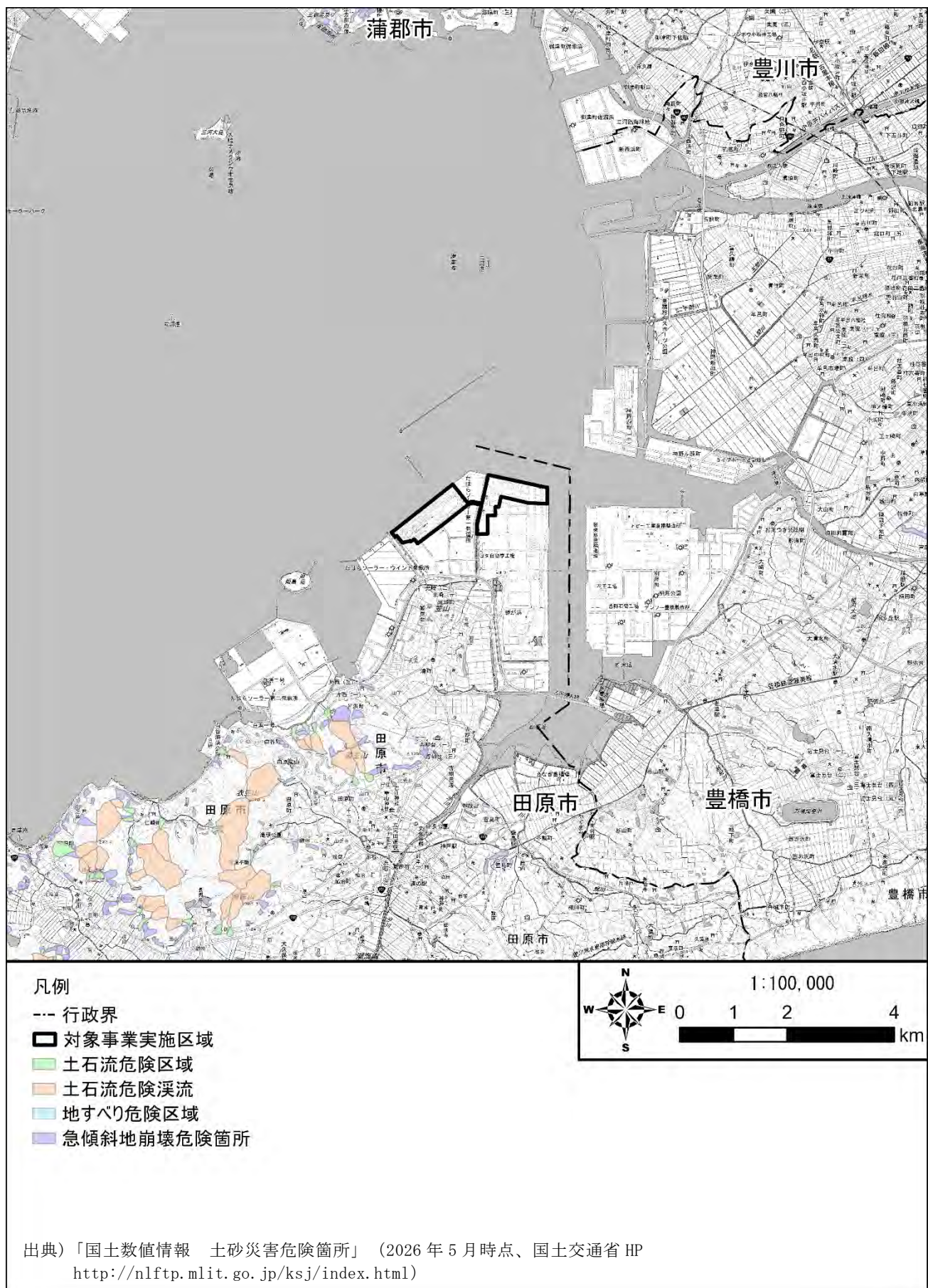


図 3.2-28 土砂災害危険箇所

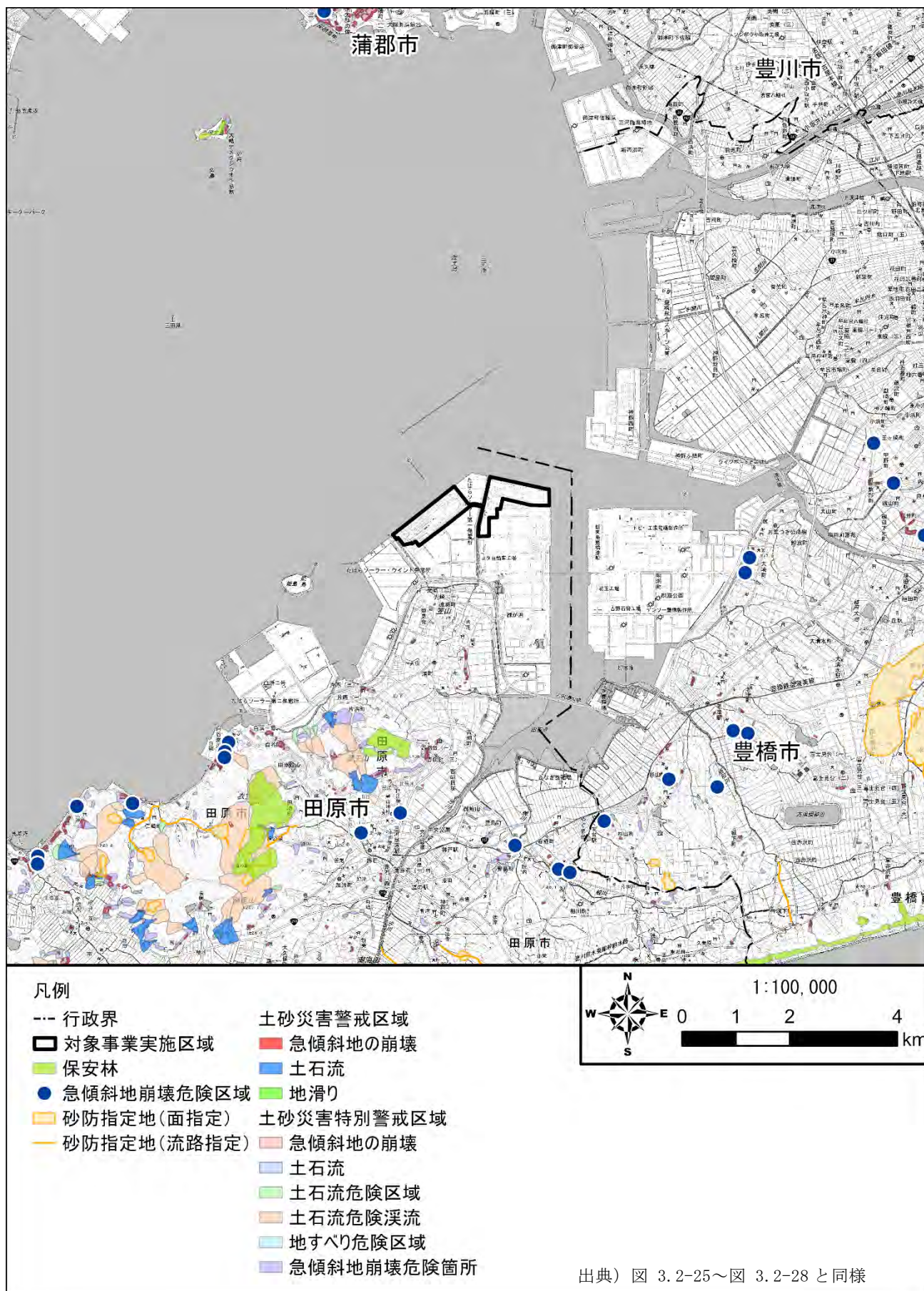


図 3.2-29 国有林・保安林・緑の回廊の指定地域及び国土防災に係る指定区域

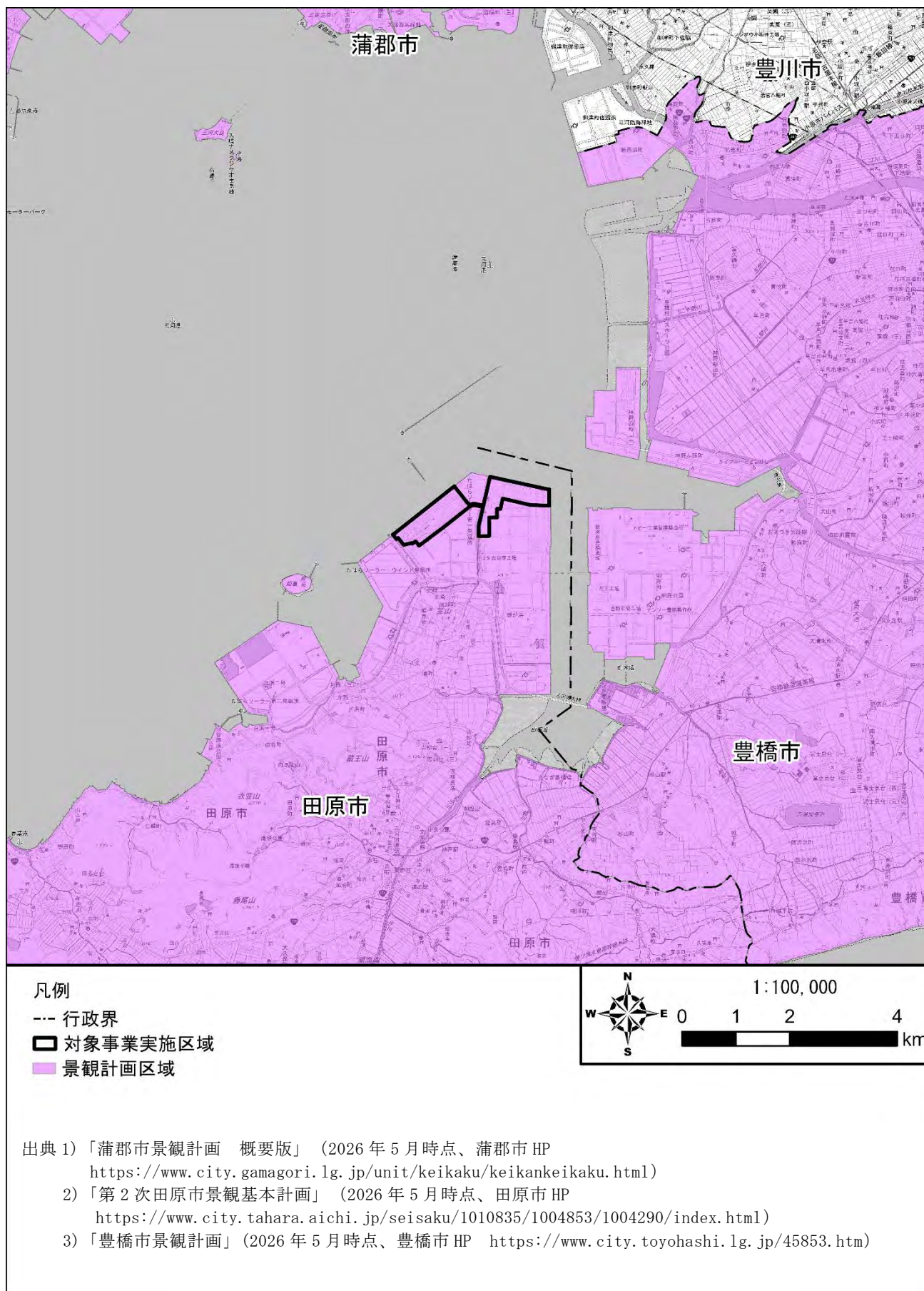


図 3.2-30 景観計画区域 (1/3)

■エリア別土地利用規制一覧

エリア名	区域の範囲	自然公園区域			農業振興地域内 農用地区域		市街化 区域	市街化 調整区域
		三河湾国定 公園（特別保 護区）	三河湾国定 公園（特別 地域）	渥美半島県立 自然公園（特 別地域）	農業振興 地域内 農用地	白地地域		
海の景観エリア	普通地域及び山地部分を 除く自然公園区域	○	○					○
山の景観エリア	海、農、まちの景観エ リア及び沿道景観軸以 外の区域		○					○
農の景観エリア	農業振興地域内農用地 区域			○	○			○
まちの景観エリア （市街地）	市街化区域						○	
まちの景観エリア （集落地）	農業振興地域内農用地 区域外					○		○
沿道景観軸	R42, 259 の道路端から 100m 及び豊橋鉄道の軌 道端から 100m	○	○		○	○	○	○
河川軸	河川区域から 10m の範 囲				○	○	○	○



景観軸（詳細図）

出典）「第2次田原市景観基本計画」（2026年5月時点、田原市HP）

<https://www.city.tahara.aichi.jp/seisaku/1010835/1004853/1004290/index.html>

図 3.2-30 景観計画区域（田原市）（2/3）

区 分		ゾーン名称	位 置
軸	←...→	○沿岸部の景観軸	・「海のながめは蒲郡」の顔となる様々な景観要素を備えた海岸軸
ゾーン	山間部 1	①北部の山なみ景観ゾーン	・本市の北部のみかん畑とその背景に広がる広大な山々に囲まれた国道 247 号以北の市街化調整区域を中心としたゾーン
	市街地 1	②山と海に囲まれた市街地景観ゾーン	・本市中心部の蒲郡駅周辺をはじめ、竹谷町から大塚町までの市街化区域と温泉地、竹島などの観光地を含むゾーン
	山間部 2	③半島の山なみ景観ゾーン	・本市の西部に位置する三ヶ根山の麓に広がる緑豊かな自然と住宅地が共存する市街化調整区域を中心としたゾーン
	市街地 2	④半島のまちなみ景観ゾーン	・本市の西部に位置する半島沿いに形成された拾石町から西浦町までの市街化区域を中心とした市街地から成るゾーン
	市街地 3	⑤海辺の工業景観ゾーン	・本市の工業の中心となる、浜町周辺の工業専用地域及び工業地域から成るゾーン
	市街地 4	⑥海辺の新市街地景観ゾーン	・商業・レジャー・マリンスポーツなど、市の新たな顔となる海陽町地内のゾーン

【軸・ゾーンの設定図】



出典) 「蒲郡市景観計画 概要版」 (2026 年 5 月時点、蒲郡市 HP
<https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/keikaku/keikankeikaku.html>)

図 3.2-30 景観計画区域 (蒲郡市) (3/3)

5) 関係法令等による規制状況のまとめ

対象事業実施区域及びその周囲について、関係法令等による規制状況を表 3.2-45 に示す。

表 3.2-45 関係法令等による規制状況のまとめ(1/2)

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無				
			田原市	豊橋市	豊川市	蒲郡市	対象事業 実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○	○	○
		農業地域	○	○	○	○	×
		森林地域	○	○	○	○	×
	都市計画法	都市計画用途地域	○	○	○	○	○
		風致地区	×	×	×	×	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	○	○	○	×
		水域類型指定	○	○	○	○	×
	大気汚染防止法	規制地域	○	○	○	○	○
	騒音規制法	規制地域	○	○	○	○	×
	振動規制法	規制地域	○	○	○	○	×
	悪臭防止法	規制地域	○	○	○	○	○
	土壌汚染対策法	要措置区域	×	×	×	×	×
		形質変更時要届出区域	○	×	×	×	○
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	農用地土壌汚染対策地域	×	×	×	×	×
	工業用水法	指定地域	×	×	×	×	×
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域	×	×	×	×	×
	県民の生活環境の保全等に関する条例	騒音規制地域	○	○	○	○	○
		振動規制地域	○	○	○	○	○
		総排出量規制区域	○	○	○	○	○
		水量測定器設置義務区域	○	○	○	○	○
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×	×	×
		国定公園	○	○	○	○	×
	愛知県立自然公園条例	県立自然公園	○	○	○	×	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	世界遺産	×	×	×	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	条約湿地	×	×	×	×	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×	×
	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例	生息地等保護区	○	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	×	×	○	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	×	×
		特別緑地保全地区	×	×	×	×	×
	水産資源保護法	保護水面	○	×	×	×	×
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○	×
	愛知県文化財保護条例	県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	○	×
	各市文化財保護条例	市指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	○	×

表 3.2-45 関係法令等による規制状況のまとめ(2/2)

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無				
			田原市	豊橋市	豊川市	蒲郡市	対象事業 実施区域
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	○	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×	○	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	○	○	×
	砂防法	砂防指定地	—	—	—	—	—
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域	○	○	○	○	×
		土砂災害特別警戒区域	○	○	○	○	×
景観	海岸法	海岸保全区域	○	○	○	○	×
	景観法	景観計画区域	○	×	×	○	×

注) 表中「○」は指定あり、「×」は指定なし、「—」は位置が非公表であり指定の有無が不明であることを示す。

(4) その他環境保全計画等

1) 県の環境政策

(a) 愛知県環境基本計画

愛知県では、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「愛知県環境基本条例」（平成7年愛知県条例第1号、最終改正：平成13年愛知県条例第18号）を策定し、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めた「愛知県環境基本計画」を策定している。

「愛知県環境基本計画」では、SDGs 達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する「環境首都あいち」を目標に、目指すべき姿として「環境の各分野の統合的向上」、「環境と経済の統合的向上」、「環境と社会の統合的向上」を掲げ、5つの重点的な取組分野（地球温暖化対策、自然との共生、資源循環、安全・安心の確保、行動する人づくり）に取り組むこととしている。計画の構成を表3.2-46に示す。

表 3.2-46 愛知県環境基本計画の構成

目指すべき姿	内容
環境の各分野の統合的向上	安全・安心はもとより、地球温暖化対策、自然との共生、資源循環の各分野が連携しながら、統合的な向上が図られており、全ての県民がいつまでも暮らしていきたいと思います、日本一環境にやさしいあいち。
環境と経済の統合的向上	工場の生産工程等において省エネ、省資源対策が進んでいるなど経済活動に環境配慮が織り込まれ、環境対応が企業の競争力強化となり市場規模が拡大している。地球規模の環境の危機をしっかりと認識した上で、環境課題の解決と企業の利益を同時実現するという考え方が定着し、気候変動適応ビジネスや資源循環ビジネスといった環境ビジネスやESG投資が拡大するなど環境と経済成長が好循環しているあいち。
環境と社会の統合的向上	県民一人一人がSDGsを認識し、環境に配慮した健康で心豊かなライフスタイルを実践するとともに、多様な主体が連携して環境保全活動に取り組んでいる。また、気候変動により増大する自然災害リスクや感染症リスクも踏まえ、環境負荷の少ないまちづくりを進めるとともに、地域資源を有効に活用し、環境で地域雇用が創出され、農山漁村と都市が交流するなど地域が活性化している魅力あるあいち。

出典) 「第5次愛知県環境基本計画」(2026年5月時点、愛知県HP
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyo/5kihonkeikaku.html>)

(b) あいち地球温暖化防止戦略 2030

愛知県では、2003 年 10 月に施行された「県民の生活環境の保全等に関する条例」において、地球温暖化防止に関する規定を盛り込み地球温暖化対策を進めており、地球温暖化に関する問題を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、2018 年 2 月に「あいち地球温暖化防止戦略 2030」を策定し、2022 年 12 月に「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）」を策定している。同戦略では温室効果ガス排出量の低減により地球温暖化の抑制に取り組む「緩和策」と、それでも避けられない影響に対して被害を最小限にとどめるよう「適応策」に取り組み、2030 年度の県内の温室効果ガス総排気量を 2013 年度比で 46%削減することを目指している。計画の構成を表 3.2-47 に示す。

また、同戦略の目標達成に向け、県、事業者、県民等の各主体の果たすべき役割や責務を明らかにし、全ての主体が自主的かつ積極的に地球温暖化対策を推進するため、2018 年 10 月に「愛知県地球温暖化対策推進条例」（平成 30 年愛知県条例第 45 号、最終改正：令和 5 年愛知県条例第 9 号）を制定している。

表 3.2-47 あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）の施策

部門等	施策
家庭部門対策	・脱炭素型ライフスタイルへの転換の促進 ・家庭のエネルギー消費の削減 ・環境に配慮した住宅の普及
産業部門対策 業務部門対策	・事業者による脱炭素型事業活動の促進 ・環境に配慮した建築物の普及 ・脱炭素型の技術・製品・サービスの供給促進 ・農林水産業の省エネ化の促進 ・行政による率先取組の推進
運輸部門対策	・自動車使用に伴う環境負荷の低減 ・環境負荷の低い交通・運輸への転換の促進 ・空港・港湾・鉄道の脱炭素化への転換の推進
地域における脱炭素化	・脱炭素プロジェクトの創出 ・環境負荷の小さな都市づくりの推進
再生可能エネルギー等の利活用 の推進	・再生可能エネルギーの導入促進 ・太陽エネルギーの有効活用 ・未利用資源・エネルギーなどの地域資源の活用 ・水素社会の実現に向けた取組の推進 ・環境・新エネルギー分野の産業振興の推進
その他の温室効果ガスの削減 対策	・資源投入量や消費量の抑制、廃棄物発生量の最小化 ・フロン類の排出抑制 ・メタンと一酸化二窒素の排出抑制
吸収源対策	・森林の持つ多面的機能の発揮 ・吸収した CO₂ の長期間貯蔵 ・身近な吸収源の確保 ・新たな吸収源の確保
脱炭素社会の形成に向けた人 づくり	・脱炭素型の価値観の形成 ・指導者や専門的な技術・知識を持つ人材の育成 ・SDGs の達成に向けた人づくりの推進 ・海外との最新の知見の共有

2) 市の政策

(a) 田原市環境保全計画

田原市では「田原市環境基本条例」（平成 8 年田原市条例第 18 号、最終改正：平成 17 年田原市条例第 79 号）に基づき、2008 年度に環境保全計画を策定した。その後、複雑化・多様化する環境問題と社会状況の変化に対応するため見直しを行い、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築して、人と自然が共生できる環境都市を実現するため、2024 年に環境保全計画の改訂を行っている。施策の方向性と基本施策を表 3.2-48 に示す。

表 3.2-48 田原市環境保全計画の施策

分野別環境像	施策の方向性	基本施策
豊かな自然を育み、 自然と共生するまち (田原市生物多様性 地域戦略)	ふるさとの自然を守る	・優れた自然環境の保全 ・渥美半島の特徴的な動植物の保全 ・身近な自然環境の保全
	自然の持続可能な利用を 推進する	・農林水産業の振興を通じた自然環境の保全 ・体験型観光の推進を通じた自然環境の保全
	自然とのふれあいを推進 する	・自然とふれあう場の再生 ・自然とふれあう場の創出と利活用の推進
	環境保全に係る仕組みを 充実する	・環境学習の推進 ・市民・事業者・行政の連携体制の整備
環境との調和を図った 地球温暖化対策を 進めるまち	脱炭素社会を実現する	・脱炭素エネルギーの導入推進 ・エコライフの推進 ・環境面での優位性を持つ産業基盤構築の推進 ・コンパクトシティの推進
資源を大切にし、循環 させるまち	ごみの少ないまちをつくる	・廃棄物の減量推進 ・廃棄物の再使用・再資源化 ・廃棄物の適正処理 ・廃棄物の散乱防止
	資源の循環を確保する	・環境保全型農業の推進 ・健全な水循環の確保
健全で快適に暮らせる まち	事業所とともに環境対策 を行う	・製造事業所への対策 ・畜産事業場への対策 ・悪臭発生事業所への対策
	環境を監視する	・大気汚染の監視 ・水質汚濁の監視 ・騒音、振動の監視
	きれいな水を守る	・生活排水対策 ・海域、河川浄化に関する意識啓発
	マナーを守って暮らす	・近隣公害対策
	緑あふれるまちをつくる	・快適な景観の形成 ・歴史、文化の保全 ・公園、緑地の確保

出典)「田原市環境保全計画 中間改訂版」(2026 年 5 月時点、田原市 HP

https://www.city.tahara.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/010/372/5-3_plan_final.pdf)

(b) 田原市風力発電施設の立地建設に関するガイドライン

田原市域において風力発電の施設及び建設に伴う送電線等の付帯設備の建設等を行う事業者が遵守すべき事項や調整手順を明らかにすることにより、生活環境の保全と風力発電施設等の建設促進との両立を図ることを目的として、2012 年に「田原市風力発電施設の立地建設に関するガイドライン」を策定し、2025 年に改訂した。概要を表 3.2-49 に、建設等の許容程度による区域区分を図 3.2-31 に示す。

表 3.2-49 田原市風力発電施設の立地建設に関するガイドライン概要(1/2)

項目		概要
対象	対象施設	・発電出力合計 100kw 以上の風力発電施設等の新設、増設又は大規模な改修を行う場合。
	対象地域	・市内全域。そのうち、「法令等の許可を得て、調整により建設等を許容できる区域」「法令等の許可を得て、調整により建設等が可能な区域」「建設等を抑制する区域」「建設等を認めない区域」の 4 区分がある。
建設等 に当 た る 調 整 手 順	市の窓口	・市民環境部環境政策課
	風力発電施設等の建設に関する事前説明	・事業者は建設計画が明らかになった段階で、市の田原市土地対策会議幹事会（庁内連絡会議）に事業の概要について、届出書に関係書類を添えて、事前に説明を行う。
	風力発電施設等の建設等に係る届出	・事業者は、風況調査等が終了し、風力発電施設等の建設等の地域及び規模の概要を計画した時点で、届出書に関係書類を添えて、提出する。 ・前号の規定は、計画に変更が生じた場合について準用する。 ・市から必要な資料の提出を求められた場合、速やかに書類を提出する。
	校区及び地区自治会に対する事前説明	・事業者は、生活環境への影響を受ける範囲（600m）と認められる校区及び地区自治会に対して、当該建設等の概要について、事前に説明会を行う。
	法規制に係る協議	・事業者は、風力発電施設等の建設等に係る法規制について、市の関係各課及び関係行政機関と協議し、必要な調整を行う。 ・想定される主な法規制は道路法、河川法、道路交通法、電波法、航空法、消防法、騒音規制法、振動規制法、森林法、砂防法、地滑り等防止法、自然環境保全法・自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例、文化財保護法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、国土利用計画法、都市計画法、自然公園法・愛知県立自然公園条例、港湾法、漁港漁場整備法、海岸法、港則法、航路標識法、漁業権
	校区及び地区自治会の住民への説明	・事業者は、校区及び地区自治会の住民に対して建設事業について説明会を開催し、意見を求め、校区及び地区自治会の住民の理解を得る。 ・事業者は、説明会で出された意見を議事録とし、校区及び地区自治会の確認書類と合わせて市に提出する。
	各種関連団体への説明	・事業者は、環境影響を受けるおそれがあると認められる各種関連団体に対して、建設事業について説明を行い、意見を求める。 ・事業者は、出された意見をとりまとめ、市に対して報告する。
	市への説明	・事業者は、市（庁内連絡会議）に対して、建設事業について説明を行う。
	専門家等の意見聴取	・市は、環境、景観又は住民生活への影響の観点から、必要に応じて、専門家等の意見を聴取する。
	調整の進捗状況の報告	・事業者は、風力発電施設等の建設等に係る調査、計画の進捗状況について、市に対して、定期的に報告する。

表 3.2-49 田原市風力発電施設の立地建設に関するガイドライン概要(2/2)

項目		概要
建設等に当たっての基準	住宅等との距離	・住宅等と風車の基礎部分との距離が、地上と風車の最高点との長さの 3 倍以上であること。その距離が 600m 未満のときは、600m 以上とする。
	騒音	・環境基準が設定されている地域では、施設等の設置予定位置から最寄りの住宅等において、騒音に係る環境基準の基準値を超えない。
	振動	・施設等の敷地境界において、振動規制法に基づく地域の指定等の振動の規制基準を超えない。
	電波障害	・事業者は電波法で定める電波ルート等を調査し、これを避けて設置する。 ・電波障害が生じる可能性のある施設が周辺に存在する場合、総務省の各管轄地域の担当部署に問い合わせるなど、別途検討する。 ・事業者は、テレビ電波等への影響が回避できない場合には、電波障害が起こりうる範囲の住民と十分な協議を行い、事業者の責任において改善のための措置を講じる。
	自然環境	・事業者は、風力発電施設等の建設等によって動植物に与える影響を、可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講じること。 ・鳥類に対する影響について「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」により、必要な措置を講じる。 ・動植物に与える影響が回避できない場合には、市の関係各課と環境保全対策について十分な協議を行い、改善のための措置を講じる。 ・動植物に与える影響が甚大で、復元が困難であるとして、市から当該建設等の計画の変更又は中止を求められた場合には、必要な措置を講じる。
	景観	・事業者は、環境省が定めた風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインにより、良好な景観の形成に努めるよう計画する。 ・市の主要な展望地又は景観資源の近郊に建設等を行う場合には、四季、昼間及び夜間における景観の変化を視覚的な表現方法によって予測し、予測した結果を市に対して提出する。 ・施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和を図る。 ・景観に与える影響が甚大で、良好な景観若しくは風致を著しく阻害するとして、市から環境の保全について対応を求められた場合、文書による回答を示すとともに、必要な措置を講じる。
	広告物	・事業者が、施設等及びその周辺に広告物を表示する場合、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示する。
	光害	・事業者は、施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合、動植物への影響及び光害が発生しないよう、必要な措置を講じる。
建設等の工事中及び工事完了後における遵守事項	文化財	・事業者は、建設等に当たって、文化財保護法に規定する文化財の保護及び活用が図られるよう計画するものとし、指定文化財及び埋蔵文化財以外の文化財についても、文化財に関する知見を有する者及び市文化財課から情報を聴取し、建設等の影響から保護するよう努める。
	建設等の工事中の調査と報告	・事業者は、工事中の環境等への影響について調査を行い、工事の進捗状況とあわせて、調査の結果を市、校区及び地区自治会の住民並びに各種関連団体へ書面で報告する。 ・前号の調査の結果、環境への影響が認められた場合、改善のための措置を講じる。市から改善のための措置を求められた場合についても、同様。
	建設等の工事中における紛争の処理	・事業者は、工事に起因する紛争の予防に常に努める。 ・紛争が発生した場合には、誠意をもって適切かつ迅速な調整、対応を行う。 ・前号の紛争の状況について市に定期的に報告する。
	建設等の工事完了後における遵守事項	・建設等の工事完了後における遵守事項について準用する。
市の施策への協力		・事業者は、市が行う風力発電施設等に関する観光施策等に積極的に協力し、地域振興に努める。

出典) 「田原市風力発電施設の立地建設に関するガイドライン」 (2026 年 5 月時点、田原市 HP

<https://www.city.tahara.aichi.jp/kurashi/gomi/1000033/1011700/index.html>)

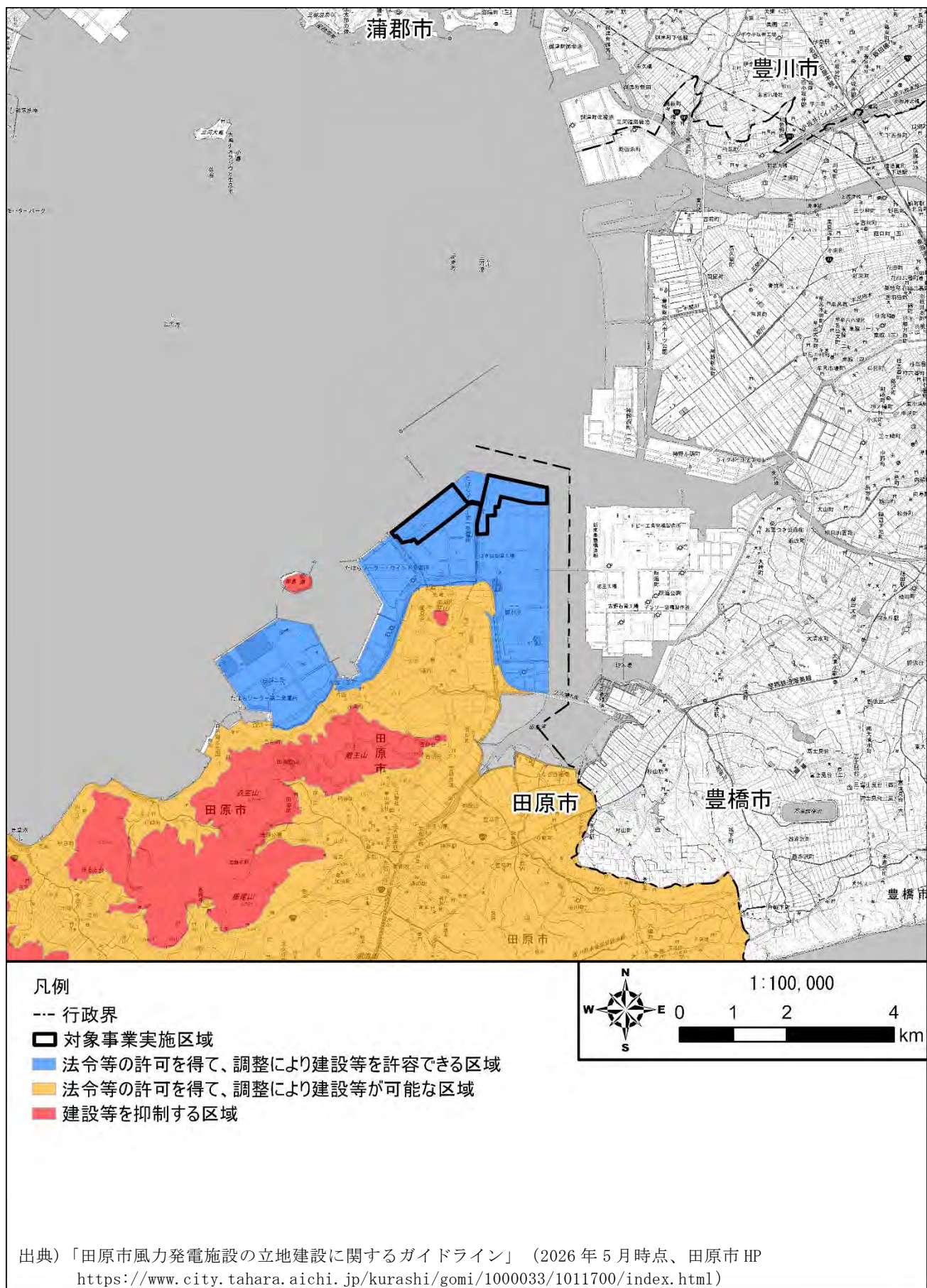


図 3.2-31 風力発電施設等の建設等の許容程度による区域区分

(c) 豊橋市環境基本計画

豊橋市では豊橋市環境基本条例（平成 8 年豊橋市条例第 15 号）に基づき、1999 年度に環境基本計画、2011 年に第 2 次豊橋市環境基本計画、2021 年に第 3 次豊橋市環境基本計画を策定した。2021 年に、国が地球温暖化対策計画において 2030 年度の温室効果ガス削減目標を 26%削減から 46%削減へ引き上げたことを受け、2022 年に第 3 次豊橋市環境基本計画の改訂を行った。さらに、社会情勢等の変化を踏まえて 2026 年に、第 3 次豊橋市環境基本計画の改訂を行った。施策の概要を表 3.2-50 に示す。

表 3.2-50 豊橋市環境基本計画 改訂版の施策

環境目標	基本施策	基本施策・個別施策と取組内容
脱炭素で持続可能な地域をつくる	脱炭素につながる暮らし・まちづくり	・脱炭素につながる暮らし、ライフスタイルや事業活動の推進 ・環境に配慮した移動の推進 ・脱炭素のまちづくりの推進
	再生可能エネルギーの利用促進	・市の率先した再生可能エネルギーの導入 ・地域新電力事業の推進 ・家庭及び事業者における再生可能エネルギーの導入促進
	気候変動への適応	・気候変動の影響や適応策の普及啓発 ・気候変動適応策の推進
豊かな自然を守り育てる	生物多様性の保全	・地域の特性に応じた生きものの生息・生育環境の保全 ・特定外来生物対策の推進
	自然の恵みの持続的な享受	・森林からの恵みの享受 ・農地からの恵みの享受 ・川、池、海からの恵みの享受
	生物多様性を支えるしくみづくり	・市民・事業者・行政の協働体制の構築 ・生きものの継続的モニタリングの実施
効果的・効率的に資源を循環する	ごみ減量の推進	・ごみの発生、排出抑制（リデュース） ・再使用（リユース）の推進
	リサイクルの推進	・リサイクル推進体制の充実 ・バイオマス利活用の推進
	廃棄物の適正・安定的な処理の推進	・ごみ収集・処理体制の充実 ・廃棄物の適正処理の推進 ・ごみ処理広域化の推進
健全で快適な暮らしを確保する	水・大気環境等の保全	・水環境の保全 ・大気環境の保全 ・騒音、土壌汚染、化学物質などへの対策
	水資源の保全	・水資源の有効利用 ・広域連携による水源対策
	美しく暮らしやすいまちづくり	・環境美化の促進 ・不法投棄の防止 ・ゆとりのある美しい都市空間の形成
環境共生の価値観と知恵をはぐくみ、行動する	環境に関する教育・啓発の推進	・環境教育の推進 ・自然とのふれあい機会の創出 ・さまざまな機会を通じた普及啓発の推進 ・郷土を大切にする心の醸成
	環境保全活動の推進	・市民、事業者との協働による実践行動の推進 ・環境に貢献する経済活動の推進 ・担い手の育成
	環境情報の収集・発信	・継続的な環境情報の収集 ・効果的な環境情報の提供

出典)「第3次豊橋市環境基本計画 改訂版」(2026年5月時点、豊橋市HP
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/64264.htm>)

(d) 豊川市環境基本計画

豊川市では豊川市環境基本条例（平成 21 年豊川市条例第 14 号）に基づき、2010 年に環境基本計画を策定した。そして、2019 年度をもって 10 年間の計画期間が満了した。SDGs やパリ協定の採択、第五次環境基本計画や地球温暖化対策計画の策定、気候変動適応法の公布など、国内外において環境政策が大きな転換点を迎える中で、「豊川市環境基本計画 2020」を策定した。2020 年度の計画策定後、世界的なカーボンニュートラルの実現に向けた動きや、気候変動への適応など近年の新たな課題に対応するとともに、市民や事業者の環境意識の変化などを踏まえ、2024 年度に改訂を行った。施策の概要を表 3.2-51 に示す。

表 3.2-51 豊川市環境基本計画 2020 改訂版の施策

環境目標	取組方針	取組
脱炭素を実現できるまち	市民の暮らしの脱炭素化を進める	・家庭での省エネルギーなライフスタイルへの転換の促進 ・家庭での再生可能エネルギー由来電力の活用促進
	事業者の活動の脱炭素化を進める	・事業者の省エネルギーな産業・経済活動への転換の促進 ・事業者の積極的な再生可能エネルギーの活用の促進
	行政の率先した脱炭素化に取り組む	・公共施設、公有地等での再エネ設備の導入 ・エネルギー効率の良い行政業務への遂行
多様な自然や生き物と共存できるまち	生物の多様性をみんなで保全する	・在来の生態系の適正な保全 ・自然とふれあえる「場」の整備
	生態系に適した自然環境を保全する	・多様な野生生物の生息する森林の保全と整備 ・生き物を育む河川、海岸等の保全と整備 ・生態系ネットワークの形成と保全
	身近な緑としての農地を保全する	・農地の保全と活用
資源を大切にすまち	豊かな水資源を有効に利用する	・水の有効利用の促進
	4R を推進して、資源化とごみ減量を進める	・リフューズ（断る）、リデュース（減らす）の推進 ・リユース（再使用）の推進 ・リサイクル（再生利用）の推進
	ごみを適正に処理する	・適正なごみ処理の推進 ・ごみ処理体制の充実
社会の変化に適応し安心して暮らせるまち	気候変動に適応できるまちをつくる	・気候変動の影響把握 ・気候変動の影響への適応策の推進
	公害の不安なく暮らすことのできるまちをつくる	・水、大気、土壌等の基盤の汚染防止 ・騒音、振動、悪臭の防止に向けた指導・啓発
	歴史と自然の中で暮らせるまちをつくる	・ゆとりある生活空間の整備 ・公園緑地の整備 ・豊川らしい歴史と自然を後世に残すまちづくり
みんなで環境保全に取り組むまち	環境保全に取り組む人を育てる	・環境教育、環境学習の推進 ・広域的な活動を支える環境づくり
	みんなが環境保全に参加しやすい仕組みをつくる	・市民や事業者の積極的な参加の推進 ・行政職員の積極的な参加の推進
	民間の新たな技術を活用する仕組みをつくる	・官民連携による新たな環境技術の展開 ・市民、事業者との連携しやすい新たな仕組みの研究

出典) 「豊川市環境基本計画 2020 改訂版」 (2026 年 5 月時点、豊川市 HP
<https://www.city.toyokawa.lg.jp/soshiki/sangyokankyo/kankyo/2/3/1/1/kankyokihon2020/22908.html>)

(e) 蒲郡市総合計画

蒲郡市では、都市基盤整備や生活環境の改善などを計画的に推進し、暮らしやすい都市づくりのために 1980 年に基本構想を、1984 年に基本計画を策定した。さらに時代の変化や国・県の動向を踏まえた新たな時代に対応するまちづくりを進めるために、1991 年には第二次総合計画、2001 年には第三次総合計画、2011 年には第四次総合計画を策定した。そして今後の蒲郡市の将来展望や市政運営を明らかにするとともに、まちづくりを計画的かつ効率的に実行していくための指針として、「第五次蒲郡市総合計画」を 2021 年に策定した。環境に関する施策の概要を表 3.2-52 に示す。

表 3.2-52 蒲郡市総合計画

基本目標（安心・安全）	施策の大綱	施策
豊かな自然とともに安心して住み続けられるまちづくり	防災・減災	・ 防災・減災意識の向上 ・ 防災体制の強化 ・ 災害被害の抑制 ・ 防災施設の整備
	消防・救急	・ 火災のない安心して暮らせるまちづくり ・ 消防・救助体制の充実強化 ・ 救命率の高いまちづくり ・ 災害に対する強じんな体制の構築
	環境保全・生活衛生	・ 公害防止対策の推進と不良な生活環境の解消 ・ 環境美化活動の推進と動物愛護精神の高揚 ・ 三河湾浄化対策の推進と環境再生 ・ 生物多様性の確保と環境学習、環境教育の推進
	交通安全・防犯	・ 交通安全思想の普及 ・ 安全な道路環境の整備 ・ 防犯意識の向上 ・ 犯罪の起きない生活環境づくり
	循環型社会形成	・ ごみの排出抑制と資源化の推進 ・ 適正なごみ処理の推進 ・ カーボンニュートラルの推進 ・ 新エネルギーの導入促進と環境負荷の軽減

出典) 「第五次蒲郡市総合計画」(2026 年 5 月時点、蒲郡市 HP

<https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/kikaku/sogokeikaku-fifth.html>)